

はじめに

令和元年（二〇一九）冬以降、新型コロナウイルス（COVID-19）が世界中の人々の命と生活を脅かしています。「歴史は繰り返される」と言いますが、人類が築き上げてきた叡智と科学をもってしてもなお、私たちはこうした脅威と対峙していかなければならない状況にあります。

埼玉県立文書館では、国・埼玉県の新型コロナウイルス感染防止対策に基づき、利用者の皆様の安全・安心を確保するため、感染防止対策を徹底して、館を運営しております。

当館は昭和四十四年（一九六九）の開館以来、埼玉県に関する歴史的・文化的に価値のある行政文書、古文書及び地図などの記録資料を収集整理し、県民の共有財産として大切に同資料を保存・活用するとともに、これを後世に確実に伝えていくことを使命としてまいりました。

この度、職員が日常の業務の中で得られた新たな知見を基に調査研究を行い、考察して執筆した論考を『文書館紀要第三十五号』としてまとめ、発刊することとなりました。

本号に掲載した論考は、我が国のCOVID-19の感染防止対策が始まった令和二年（二〇二〇）から令和三年（二〇二二）の期間に作成されたものです。

本紀要が県民の皆様に御活用頂き、歴史的通過点の足跡として県民文化の向上の一助になれば幸いです。末筆にあたり、文書館の事業に対し御支援・御協力を頂いております関係各位に心からお礼申し上げますとともに、今後とも一層の御支援・御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和四年三月

埼玉県立文書館長 山田 恵

渋沢栄一の関東人撰御用

大橋 毅 顕

はじめに

日本資本主義の父と呼ばれた渋沢栄一は、天保十一年（一八四〇）に武蔵国榛沢郡血洗島村（現深谷市）に生まれた。栄一が生まれた「中の家」は、染物に使う藍葉や養蚕を手掛ける有力な農家であった。栄一は、藍葉の買い付けや、加工した藍玉の販売などを手伝いながら、従兄の尾高惇忠から学問を学んだ。栄一は、惇忠の影響を受け、尊王攘夷を志して同志を集めた。その後、御三卿一橋家に仕えることになる。

渋沢栄一については、土屋喬雄⁽¹⁾、白石喜太郎⁽²⁾、幸田露伴⁽³⁾、渋沢秀雄⁽⁴⁾、葦塚一三郎・金子吉衛⁽⁵⁾などが伝記・評伝を著している。また、『渋沢栄一伝記資料』⁽⁶⁾や『渋沢栄一滞仏日記』⁽⁷⁾など史料がまとめられている。渋沢栄一の活動を広く紹介する博物館として、渋沢史料館（東京都北区）、渋沢栄一記念館（埼玉県深谷市）があり、展示や調査研究⁽⁸⁾が行われている。その他、『新編埼玉県史』⁽⁹⁾、『深谷市史』⁽¹⁰⁾、『蓮田市史』⁽¹¹⁾、『幸手市史』⁽¹²⁾、『久喜市栗橋町史』⁽¹³⁾などの自治体史でも取り上げられている。県内においても、博物館等で渋沢栄一に関する展示が開催されている⁽¹⁴⁾。

幕末期の軍制改革や兵賦については、保谷（熊澤）徹が分析をし

ており、旗本知行所や御料所からの兵賦徴発、下層の武家奉公人を抱え込むこと、市中からの直接抱え入れるなどの徴発方法を示している⁽¹⁵⁾。一橋徳川家の軍事編成については、加藤弘之⁽¹⁶⁾の研究があり、一橋家の軍事増強や関東人撰御用について分析している。

本稿では、渋沢栄一を取り上げ、渋沢喜作と共に一橋家に仕えてから関東人撰御用など家臣として任務を遂行する過程を論じていく。また、武蔵国内に点在する一橋領にも触れていく。史料は、地方文書や後年に聞き取りをして編さんした史料などを使用する。

一 深谷で生まれ育った渋沢栄一

(1) 渋沢栄一・喜作と尾高惇忠

渋沢栄一は武蔵国榛沢郡血洗島村に生まれた。幼名は市三郎、六歳の時に栄治郎と名付けられた。渋沢家は、本家筋にあたるのが「中の家」で、中の家を中心に、「前の家」、「東の家」、「新屋敷」、「古新宅」などと呼ばれる分家が出ていた（図1参照）。渋沢栄一は本家筋の「中の家」で生まれた。当主は代々、市郎右衛門を名乗り、名字帯刀を許されており村内でも有力な家であった。また、農耕や養蚕、藍玉製造と販売を生業とし、栄一の父の代には荒物商も営んでいた⁽¹⁷⁾。

栄一は家業の畑作、藍玉の製造・販売、養蚕を手伝う一方、幼い頃から父に学問の手ほどきを受け、従兄の尾高惇忠から本格的に「論語」などを学んだ。「尊王攘夷」思想の影響を受けた栄一たちは、高崎城乗っ取り、横浜居留地焼き討ちの計画を立てたが中止し、京都へ向かった。その後、渋沢喜作とともに一橋家に仕え、慶応二年(一八六六)に一橋慶喜の徳川宗家相続に伴い幕臣となった。慶応三年に慶喜の弟徳川昭武(民部公使)に従って渡欧したが、明治維新のため、明治元年(一八六六)に帰国した。明治維新後は、大隈重信の勧めにより明治政府に出仕し、貨幣、税制、度量衡、銀行、郵便など新制度の導入に携わった。政府を辞した後は民間に戻り、第一国立銀行や地元深谷で日本煉瓦製造会社(上敷免工場)を創業するなど、実業家として多数の会社設立に関わった。また、埼玉学生誘掖会の設立や日米平和外交などに携わり、教育や社会福祉事業にも力を尽くした。昭和六年(一九三二)十一月一日飛鳥山の自邸で死去した。享年九一歳。墓は東京都台東区の谷中霊園にある。戒名は泰徳院殿仁智義讓青淵大居士。

渋沢喜作は、天保九年(一八三八)に三代目渋沢宗助(誠室)の弟渋沢文左衛門(文平)の子として血洗島村に生まれた。渋沢家の分家であり、「新屋敷」と呼ばれた⁽¹⁸⁾。栄一の従兄で二歳年長である。元治元年二月に一橋家の家臣となり、慶応二年に幕臣となる。戊辰戦争では頭取として彰義隊を結成し、さらに振武軍を組織して飯能で新政府軍と戦った(飯能戦争)。飯能戦争で破れて函館に赴き五稜郭に立て籠ったが、降伏して入牢となる。明治四年(一八七二)に赦免された。その後は一時新政府に出仕したが職を辞し、実業界で活躍した。大正元年(一九一二)八月三〇日死去した。享年七五歳。

墓は東京都目黒区の祐天寺墓地にある。法名、秀徳院節誉崇義大居士。渋沢栄一に影響を与えた尾高惇忠は、天保元年(一八三〇)に下手計村(現深谷市)で名主をつとめた父勝五郎、母やえの長男として生まれた。栄一の従兄で、通称新五郎といい、藍香と号した。学問は伯父の渋沢宗助(誠室)に学び、剣は大川平兵衛に学んだ。自宅に尾高塾を開き、近隣の子どもに学問を教えた。栄一も尾高塾で学んでいる。栄一と喜作とともに高崎城乗っ取り、横浜居留地焼き討ちを計画したが弟長七郎の意見を受け入れ断念した。喜作とともに彰義隊・振武軍として戦った。明治政府の民部省に入り、官営富岡製糸場の設立に携わり、初代場長をつとめた。場長を退任した後は、民間事業にも参加していった。明治一〇年には国立第一銀行に入り、岩手県盛岡支店の支配人として同地で一〇年勤務した⁽¹⁹⁾。明治三四年(一九〇一)に死去した。享年七二歳。

(2) 血洗島村と領主安部家

渋沢栄一と喜作が生まれた武蔵国榛沢郡血洗島村を図2に示した。図2は、明治二年(一八八八)に作成した二万分の一の迅速測図⁽²⁰⁾である。血洗島村は、深谷宿の北にあり、利根川の南に位置した。利根川を挟んだ北側は上野国新田郡・佐位郡(現群馬県)となる。文化七年(一八一〇)から文政二年(一八二八)に幕府が編纂した武蔵国の地誌『新編武蔵風土記稿』には、次のように記されている。

〔史料1〕⁽²¹⁾

血洗島村も郷庄及江戸への行程等前村に同じ、当村の里正今より十四代の先祖、和泉と云もの、天正の頃開墾せしと云、此頃は家数纒五

軒なりしが、今は五十に及べり、東南は上下手斗の二村、西は南北阿賀野の二村にて、北は横瀬村なり、東西四丁余、南北十九町正保の頃は皆畑なりしが、今は水田も少しく交れり、御入国の後蘆田右衛門大夫康直⁽²¹⁾及安部彌市郎信勝に賜はれり、其後蘆田の分は上りて、一圓に安部氏に賜ひ、今子孫撰津守領す、検地は天正十八年改ありと云

血洗島村は、和泉という者が天正期（一五七三―一五九二）頃に開墾したと伝わる。この頃は村内の家数は五軒であったが、文化文政期には五〇軒に及んだ。血洗島村の周辺は、東南は上下手計村の二村、西は南北阿賀野村の二村で、北は横瀬村である。東西は四町（約四三六m）、南北一九町（約二〇七二m）で、縦長の村であることが分かる。正保頃（一六四五―一六四八）は畑であったが、文化文政期には水田も少しあった。天正一八年（一五九〇）に徳川家康が関東入国後に芦田康真⁽²²⁾、安部信勝⁽²³⁾に知行を与えた。その後、芦田領は上地となり、一円を安部氏に与えられた。今は安部撰津守が治めている。検地は天正一八年に行つたと言われている。

史料2は、安部家の系譜である。安部家は戦国時代には大名今川家の家臣であったが、今川家の滅亡後は、徳川家康に従つた。この系譜は、寛政一一年（一七九九）一二月に安部撰津守信亨⁽²⁴⁾の時代にまとめられたものである。

【史料2】

(25)

一天正十八年寅之暮、関東御入国之時分武蔵国榛澤郡岡部領九ヶ村ニテ知行四千三百七拾七石八斗、下野国梁田郡久保田村友野郷二ヶ

村ニテ八百七拾四石三斗、合五千貳百五拾石致拝領候

史料は、安部信勝に関する記述の一部である。武蔵国榛澤郡岡部領九ヶ村において知行四三七七石八斗、下野国梁田郡久保田村友野郷二ヶ村において八七四石三斗、合計五二五〇石拝領したことが書かれている。その後、慶安二年（一六四九）に安部信盛が大坂定番となり、撰津四郡のうち一万石を与えられ、一万九二〇〇石余を領して大名となった。その後も加増がなされて、安部信峯の代には二万二二〇〇石を領し、そのうち二〇〇〇石を弟信方に分地して二万石となった。以後、幕末まで存続して明治元年（一八六八）に信発の時に三河国半原（現愛知県新城市）へ藩庁を移し半原藩となった⁽²⁶⁾。

岡部には代官の陣屋があり、たびたび領内に御用金を賦課していた。安政三年（一八五六）に栄一が父渋沢市郎右衛門の名代として出頭した。役人は、安部家姫様の輿入れにあたり物入りのため、渋沢宗助に一〇〇〇両、市郎右衛門に五〇〇両を言い渡した。栄一が晩年にこの話が出た時に、「親がなければ代官をナグリ飛ばして出奔したかもしれない。あのときは、本当に腹が立ったよ⁽²⁷⁾」と語つたという。

(3) 栄一の江戸遊学

文久元年（一八六一）に、栄一は父市郎右衛門に江戸遊学をしたいと願ひ出た。江戸に出た栄一は、儒者の海保漁村が開いた塾に通い、千葉周作が開いた千葉道場で剣術を学んだ。文久二年正月には、坂下門外の変が起こった。これは、数名の志士が老中安藤信正の登城を坂下門で待ち伏せして斬り付けた事件である。文久三年には、高

崎城（現群馬県高崎市）を乗っ取り、鎌倉街道を南下して横浜の外国人居留地を焼き討ちにする計画を立てた。喜作らは文久三年一月に決起を予定していたが、京都の情勢をみてきた尾高長七郎より決起の中止を勧められ決起を取りやめた⁽²⁸⁾。同年一月八日、栄一は喜作とともに伊勢参宮と称して嫌疑を避けて深谷を出て、江戸を経由して一橋家人平岡円四郎の家来の名義をもって京都に赴いた。一月二五日に京都に入り、志士と交流し、年末に伊勢神宮に参拝した。

栄一と喜作が一橋家人平岡円四郎の家来の名義を持っていた背景としては、江戸遊学している際に、一橋家の用人平岡円四郎と出会っていたことが挙げられる。平岡円四郎は、文政五年（一八二二）に旗本岡本忠次郎の子として生まれた。後に平岡文次郎の養子になる。円四郎が三歳の時に一橋慶喜に仕え、側近となった。栄一と喜作は、平岡に尊王攘夷の必要性や幕府の政治の在り方について意見を述べている。その際、円四郎は二人に一橋家の家臣にならないかと勧めていた。

二 一橋家への仕官と関東人撰御用

(1) 一橋家の領知

御三卿の一橋家は徳川吉宗の四男徳川（一橋）宗尹に始まる。延享三年（一七四六）に一〇万石を与えられた。石高は関東（武蔵国・下総国・下野国）二三％、甲斐国二九％、上方（播磨国・和泉国）四八％と三分割されていた。その後、数回の領地替えが行われた。

幕末期の一橋領は、摂津国・和泉国・播磨国・備中国・武蔵国・下総国・下野国・越後国の八か国に存在し、約一二万石の所領を有

していた。摂津国・和泉国・播磨国に全体の四六％、備中国を加えると約七五％が西国に所領が集中していた⁽²⁹⁾。これは、御三卿への経済的な優遇措置である⁽³⁰⁾。

表1は、武蔵国内に所在する一橋領の村々を示したものである。表によれば、東京都江東区、埼玉県久喜市、幸手市、白岡市、宮代町、蓮田市、加須市、飯能市、日高市に領地があり、埼玉県の東部地域と西部地域に存在していたことが分かる。

元治元年（一八六四）二月に、渋沢栄一と従兄の喜作は、一橋慶喜側の平岡円四郎の推薦で、一橋家の家臣となった。また、平岡より栄一は「篤太夫」、喜作は「成一郎」と命名された。

一橋家に仕えた当初の栄一と喜作の暮らしぶりについては次の史料から分かる。

〔史料3〕⁽³¹⁾

元治元年二月（五十三年前）京都の一橋家の用人平岡円四郎に勧められ、喜作と共に節を屈して一橋家に奉公するやうになった時には、住居だけは御長屋を当てがはれたので別に不自由もなかったが、自炊をやらうにも鍋釜を買ふ銭が無くなつてしまつたので、ホトホト困り果てたのだ。何とか法の無いものかと、喜作と私とは二人で話合つた末、この際什麼しても誰からか金を借りるより外に道が無といふ事になり、誰に頼んだものかと協議したところが、番頭の猪飼正為といふ人は両三度遇つたこともあり、情の深さうに見える人だからとて同氏に頼んで見ると、早速承諾して呉れたので、前後三回ばかり二十五両を喜作と二人で同氏より借りたのである。これが、私の生れてから初めてした借金といふものだ。

表1 武蔵国一橋領村名

郡名	村名	現自治体名	旧県名	郡名	村名	現自治体名	旧県名	
葛飾郡	海辺新田	東京都江東区	小菅県	高麗郡	下直竹村	飯能市	蕨山県	
	永代新田	東京都江東区	小菅県		上畑村	飯能市	蕨山県	
	千田新田	東京都江東区	小菅県		大河原村	飯能市	蕨山県	
	外国府間村	幸手市	葛飾県		下畑村	飯能市	蕨山県	
	惣新田村	幸手市	葛飾県		原市場村	飯能市	岩鼻県	
	下和田村	幸手市	葛飾県		曲竹村	飯能市	岩鼻県	
	松長村	久喜市(旧栗橋町)	葛飾県		唐竹村	飯能市	岩鼻県	
	間鎌村	久喜市(旧栗橋町)	葛飾県		赤沢村	飯能市	岩鼻県	
	佐間村	久喜市(旧栗橋町)	葛飾県		梅原村	日高市	蕨山県	
埼玉郡	栗原村	久喜市	浦和県		栗坪村	日高市	蕨山県	
	江面村	久喜市	浦和県		清流村	日高市	蕨山県	
	太田袋村	久喜市	浦和県		高岡村	日高市	蕨山県	
	除堀村	久喜市	浦和県		高岡新田	日高市	蕨山県	
	河原井村	久喜市(旧菖蒲町)	浦和県		高岡新田	日高市	蕨山県	
	三ヶ村	久喜市(旧菖蒲町)	浦和県		平沢村上組	日高市	蕨山県	
	台村	久喜市(旧菖蒲町)	浦和県		平沢村中組	日高市	蕨山県	
	西久米原村	宮代町	浦和県		平沢村下組	日高市	蕨山県	
	太田新井村	白岡市	浦和県		田波目村	日高市	蕨山県	
	高岩村	白岡市	浦和県		横手村	日高市	蕨山県	
	上野田村	白岡市	浦和県		(注) 木村礎校訂『旧高旧領取調帳』関東編(近藤出版社、1969年)より作成。			
	下野田村	白岡市	浦和県					
	上平野村	蓮田市	浦和県					
	上蓮田村	蓮田市	浦和県					
	外野村	加須市	浦和県					

史料3は「実験論語処世談」で、大正四年(一九一五)六月から

大正一三年(一九二四)一月まで雑誌『実業之世界』に一三三回連載された渋沢栄一の談話筆記である。

住居は長屋を用意されたため不自由は無かったが、自炊をするにも鍋釜を買う金が無いため困った。栄一と喜作は何とかならないか話し合った末に、金を借りるしかないという結論に達した。誰に借りるか協議したところ、番頭の猪飼正為は二・三度会ったことがあり、情け深い人に見えるため頼んでみると、承諾してくれた。金二五両を二人で借りた。栄一が生まれてはじめて借金をしたと振り返っている。

また、「雨夜譚」には、朝夕の食事は汁の実や沢庵を買い出しに行つたこと、飯の炊き方を覚えたが始めのうちは粥のようなものや硬い飯ができていたがだんだん慣れてきたこと、蒲団三枚を借りて二人で背中合わせになって寝るような始末であったこと、金二五両の借金返済のために非常の大儉約を実行して四、五か月の間に返済したところなどが記されている⁽³²⁾。

元治元年三月二五日に一橋慶喜は、朝廷から禁裏守衛総督、摂海防禦指揮に直接任命され就任した。四月七日は松平容保が京都守護職に再任され、四月一日には容保の実弟で桑名藩主松平定敬が京都所司代に就任した。この時期の出来事について、明治四二年(一九〇九)三月二〇日に徳川慶喜は、兜山事務所(現東京都中央区日本橋兜町)において談話を残している。

〔史料4〕⁽³³⁾

当時島津大隅守が総督たらんことを希望するの風説ありて、山階宮頻に心配し給ふ由を平岡円四郎聞きつけて、是非当方へ仰せ付けら

れたしと内願したるにより、遂に之に決したるなり。薩州の折田要蔵といふ者、他日大隅守が総督たらん時の用意にや、摂海防禦の方法について種々の取調をなし、且山階宮へも屢參殿して周旋する所ありしと聞けり

島津大隅守久光⁽³⁴⁾が摂海防禦の総督になることを望む風聞があり、山階宮晃親王⁽³⁵⁾がしきりに心配していることを平岡田四郎が聞きつけた。薩摩の折田要蔵⁽³⁶⁾という者が島津家の総督に就任した際の用意のため摂海防禦の方法について取調をして、山階宮にもたびたび參殿して取り持ちをしていると聞いたという内容である。

（2）関東人撰御用

文久二年（一八六二）に一橋慶喜は、江戸幕府第一四代將軍徳川家茂の將軍後見職となった。次いで、元治元年（一八六四）三月に將軍家茂とともに京都へ上った慶喜は、朝廷から新たに禁裏守衛総督という京都御所警護の最高責任者を命じられた。しかし、当時の一橋家には、慶喜を護衛する兵しかなく、ほとんど軍事力を持っていなかった。そのため、仕官して間もない渋沢栄一は、このままでは御所を守れないので自分に歩兵の募集を命じてほしいと願ひ出て、この意見が認められた。同年五月末に旅立ち、渋沢喜作とともに関東の一橋家領知の村々を巡ることになった。

【史料5】

⁽³⁷⁾ 一橋殿今般御守衛総督指揮等被仰出候二付、関東筋領知村々、并右村之内、身元慥人物堅固之者相撰、歩兵組立二付、徒渋沢成一郎・

渋沢篤太夫と申者、為人撰被差遣候積、御老中方へも申上置候、就而ハ自然御領所往復も致候間、当御時節柄之義付、最寄之御代官へも為心得御達し相成候様致し度、此段及御掛合候

五月

酒井伯耆守

御勘定奉行衆

史料は、一橋慶喜が禁裏御守衛総督を命じられるにあたり、関東にある一橋領の村々で身元が確かな人物を選んで歩兵に組み立てるため、渋沢成一郎と渋沢篤太夫を派遣する予定であり、老中方へ申し上げている。御料所の往復もするため、最寄りの代官へも心得ておくよう掛け合うという内容である。酒井伯耆守忠堅から勘定奉行あてに書かれている。勘定奉行は幕府直轄領や代官の支配を管轄していた。

【史料6】

⁽³⁸⁾

差上申御請証文之事

一此度歩兵御組立二付、私共村々江渋沢誠一郎・同篤太夫様御廻村被成候二付、御用可相成者共者、無差支御取調受可申候

一右御兩人様御廻村御先触披見候ハ、御休泊并二御継立人馬等無差支様可仕候、尤木錢米代御受取可奉申上、人馬之義ハ村役二而差出可申候

一御撰人相成候者共有之候節、帯刀致し江戸表郷宿江差出方之義ハ、右御兩人様御差図を請、其段之御届可申上

一御撰人之内、常々行跡不宜、往々無心元見込を以、差出方 御免願等、右御兩人様江差出候義御座候者、其段も委細可奉申上候、勿

論紛敷義等を以差出方御免等相願候様成義一切仕間敷候

一他領村々江御廻村之上、人物御撰被成候間ニ付、被仰渡奉承知候、尤他領御休泊ニ就而者、御旅籠之儀者御領知村々ニ而、御賄方等者御構不申上心得之旨、是又奉承知候、

右之趣被仰渡承知奉畏候、其餘都而右御両人様御差回数次第御用御差支無之様、是又被 仰渡奉承知畏候、依之、御請證文差出申処、如件

子五月廿七日

武州埼玉郡

拾八ヶ村惣代

臺村金左衛門組

名主

金左衛門

除堀村

与頭

嘉右衛門

御領知

御役所

史料6は蓮田市域の旧家の古文書である。元治元年五月二七日に埼玉郡一八か村惣代である台村（現久喜市菖蒲町台）名主金左衛門と除堀村（現久喜市除堀）組頭嘉右衛門が領知役所に差し出した請書である。一つ書きの内容は以下の六点である。

①歩兵組立をするため、私どもの村々へ、渋沢成一郎（喜作）様と渋沢篤太夫（栄一）様が廻村されることになった。御用を勤める者

たちは、支障が無いよう取り調べを受けること。

②渋沢成一郎と篤太夫が廻村する旨の先触⁽³⁹⁾を見れば、渋沢両名の休泊と人馬継立など支障が無いようにすること。木銭米代金は受け取することを申し上げ、人足と馬は村負担で準備すること。

③歩兵に選抜された者がいれば、帯刀をして、江戸の郷宿への差出方法は、渋沢両人の指示を受けて、その旨を届けること。

④選ばれた者の内、日頃の素行が宜しくなく、往々にして頼りないことを見込んで、差出の免除願いなどを渋沢両名へ差し出すことがあれば、詳細を申し上げること。勿論紛らわしい理由で、差し出し免除を願うようなことは一切しないこと。

⑤他領の村々へ廻村して、人物をお選びになることは承知した。もつとも、他領で休泊することについては、旅籠は領地の村々で用意をし、食事等は気遣いをしないよう心得る旨承知した。

⑥仰せられた右の内容は、承知した。その他、すべて渋沢両名の指図に従い、御用に支障がないようにとの仰せも承知した。

以上のように、渋沢両名の廻村にあたり、休泊や人足と馬の用意など支障が無いようにすることなどの心得が記されている。また、史料に「篤太夫」と「誠（成）一郎」の名前が書かれている。

なお、史料に書かれている埼玉郡一八か村は、太田新井村、彦兵衛新田、下野田村、上野田村、下高岩村、上高岩村、桑原村、太田袋村、栗原村、江面村左原太組、同村善蔵組、除堀村、河原井村、台村左内組、同村金左衛門組、上平野村、上蓮田村、川島村である⁽⁴⁰⁾。

〔史料7〕

(41)

乍恐以書付御訴奉申上候

稲垣鉞之丞様御知行所

武州葛飾郡惣新田村

百姓清八悴

龍吉

当子二十三才

右之もの至極実体成もの二付、当子宗門御改後六月中厄介ニ貫請候間、此段御届ケ奉申上候、已上

元治元年八月

武州葛飾郡高須賀村

貫請人

与頭 忠左衛門

百姓代 八左衛門

名主 又兵衛

御領知

御役所

史料7によると、旗本稲垣鉞之丞⁽⁴²⁾知行所の武州葛飾郡惣新田村(現幸手市)の百姓清吉には龍吉という息子がおり、年齢は二十三才であった。龍吉はまじめで正直であり、宗門改めをした後に、高須賀村の組頭忠左衛門が厄介に貰い受けることを届け出たものである。

[史料8]

(43)

乍恐以書付御届ケ奉申上候

武州葛飾郡高須賀村

組頭

忠左衛門厄介人

龍吉

当子二十三才

右は此度歩兵御組立ニ付、人撰為御用渋沢成一郎様・同篤太夫様私共村方江御廻村被成、書面之者人撰相成候ニ付、村役三判御請書御兩人様江差上、其後当人ヲも御引渡申上候間、此段御届奉申上候、以上

子八月十四日

右村

与頭 忠左衛門

百姓代 八左衛門

名主 又兵衛

御領分

御役所

続いて史料8は、高須賀村組頭忠左衛門の厄介となった龍吉が、歩兵組立の人撰御用として渋沢成一郎・篤太夫が廻村した際に希望したため、村方三判の請書を渋沢兩人に差し出して、龍吉本人の引き渡しについて届け出たものである。

[史料9]

(44)

以書付奉申上候

武州葛飾郡高須賀村

組頭忠左衛門厄介

龍吉

当子二十三才

右は今般歩兵御組立御用ニ付御出役被成下、書面之もの人撰被仰渡

奉畏候処、生得慥成者二而相違無之二付御請申上候、尤差出方之儀は御差図次第取計可申候、此段以書付奉申上、以上

元治元子年八月

右村引受人

与頭 忠左衛門

百姓代 八左衛門

名主 又兵衛

洪沢誠一郎様

洪沢篤太夫様

史料9は、龍吉は、生まれながら確かなる者で間違いないため、今回の歩兵徴募を引き受けると高須賀村引受人が洪沢成一郎と篤太夫に宛てて届け出ている。

龍吉の事例は、一橋領内の村出身ではなかったため、高須賀村組頭の厄介となり、歩兵徴募に応じたことが分かる。

また、加藤弘之により、歩兵徴募に応じた関東の有志は二二名であったことが指摘されている⁽⁴⁵⁾。

史料10は、洪沢成一郎と篤太夫が関東の人撰御用で廻村した際にかかった費用の割合帳である。元治元年九月に上蓮田村（現蓮田市）の名主飯野磯右衛門⁽⁴⁶⁾が書き記したものである。

[史料10]⁽⁴⁷⁾

「元次元歳

洪沢成一郎様

同苗篤太夫様 御廻村御旅宿入用割合帳

甲子九月日

名主 磯右衛門

覚

洪沢成一郎様

同名篤太夫様

七月三日高岩村会所方渡ス

金貳両三朱ト貳百三拾三文

九百文

老人

三百文

同人様分

一永九百三拾文

一永壹貫百四拾三文

当金貳両ト六百九拾文

是ハ八月三日割合再廻村ニ付掛リ

一金壹両貳分也

式口分同

壹貫百廿四文

八月三日

老人

同月五日

老人

六

五百文

六月六日

十八ヶ村

割合

人足

高岩村参会 安次郎

ろうそく共

面割

高割

是ハ栗原村、太田新井

村助合金、河原井村村長

左衛門江渡ス

同分

高岩村参会

同断 安次郎

諸入用

老人

同月六日

老人

同月七日

老人

七百元

六百元

渋沢様御家来老人泊り

五百文

三百文

金貳朱ト貳百文

八百文

〆金五兩貳分三朱ト

錢六貫七百八拾老文

覚

老人

老人

金三朱ト

六百四十八文

老人

老人

外二四百文

臨時分
御割分

七月廿二日

老人

三百四十八文

老人

老人

老人

七百四十八文

貳百文

〆金三朱ト三貫貳百文

四百七拾貳文

老貫文

惣〆金四兩三分貳朱ト錢拾老貫四百五十七文

當錢四拾貳貫六百一十一文

同錢四拾貳貫八百廿七文

高老石ニ付九拾八文三分

七月三日の高岩村(現白岡市)会所に渡した金二兩三朱・錢二六三

文については、一八か村で負担した。人足に錢九〇〇文かかり、高

岩村の安次郎が加わった。ろうそく代は三〇〇文であった。また、

渋沢兩人にかかった費用で錢九六〇文は人数で割り(面割)、錢一貫

一四三文は農民の持高の比率で割った(高割)。七月三日以外にも、

日には前後しているが、八月三日・五日、六月六日・七日、七月

二二日の記載が見られる。渋沢の家来が一人宿泊した際には五〇〇

臨時分

御割分

下高岩村罷出 吉之丞

臨時入用分

臨時入用分

渋沢様中閨戸御繼立二而

岩槻町迄罷出 吉之丞

同断 信吉

岩槻町ニ而臨時分

立替分

ろうそく其外臨時割合分

五人分

泊り入用分
酒代
弥吉病死
高麗郡出張ニ付
是迄山ノ内分
高岩村参会
栗坪村同
渋沢様出差引
其外入用分
台村
御機嫌御伺
太田新井村
御機嫌御伺
安次郎
吉之丞

文、酒代三〇〇文がかかっている。台村と太田新井村は一人を御機嫌伺いに行かせている。また、高麗郡栗坪村（現日高市）に出張したと、岩槻宿（現さいたま市）へ移動したことが書かれている。その他、たびたび臨時で費用が発生したことが分かる。

〔史料11〕⁽⁴⁸⁾

京都方来状之写、一橋殿家老並平岡円四郎変死之事

長州浪士多人数上京致し、禁裡江願書差出し候風聞

前文略之、此度禁裡御守衛、摂海防禦等被為仰蒙候に二付、何分二も急速御備館も無之、京地御永住ニも相成候風聞有之候、且市中は穩ニ候得ども、兎角堂上方混雑之様子ニ御坐候、さて兼て御咄申候一橋御屋形附、平岡円四郎・黒川嘉兵衛之兩人、此度円四郎方は御家老並新御番頭格、嘉兵衛ハ御側御用人番頭並被仰付、誠以珍敷事ニ御坐候、然ル処円四郎事、去ル十六日夜六時少々前、三条通町奉行支配組屋舗之内、渡辺甲斐守と申御家老下宿江参り、帰り候途中、被討果申候、侍一人・主従兩人即死、其外四五人怪我有之、右討候人ハ水戸二番御床机廻りニ而、一橋江附置れ候江端彦三・林忠四郎と申者ニ而、右円四郎義、中納言様御側御附ニ相成居候ては、御為不宜と種々書置致し、円四郎討果し候後、兩人とも差違へ相果申候、右之次第ニては、黒川嘉兵衛も行々ハ六ヶ敷様子ニ御坐候、此後ハ京都之振合も替り候と被存候間、当年中ニハ江戸表江帰府ニ相成候事と、楽シミ居り申候、将亦此節ハ江戸表ニ而も御人減等相始り候由、風聞承り申候、江戸・京共内心混雑之趣、甚心配之義と奉存候、(略)

六月廿三日認メ置

平岡二円く行かなひ変死節

諸黒川も渡りあぶなし

平岡にあらぬ難処な死出の山

閻魔の帳へ記す諸大夫

添て申上候、昨廿四日方、長州浪士之由、山崎辺二十四人程屯致居、其外五百人程ハ、伏見辺迄参り居候由注進有之、尤今般右浪士方禁裡・大樹江之願書、御老中稲葉美濃守へ差出候処、何分受取兼候趣、被相答候得共、中々承知不致候二付、右願書受取届、此後如何相成候哉、此度は余程之異変ニ付、先得其口候も難計、此段御深察可被下候、猶平穩次第追々可申上候、(略)

史料11は『藤岡屋日記』⁽⁴⁹⁾の記事である。京都より届いた書状の写しで、一橋殿家老格の平岡円四郎が死亡した内容を伝えるものである。

一橋家の屋敷で平岡円四郎は御家老並新御番頭格、黒川嘉兵衛は御側御用人番頭並を命じられた。これは、珍しい人事であると書かれている。

平岡円四郎は、六月一三日夜六つ時より少し前に、三条通の町奉行支配組の屋敷内で、一橋家家老渡辺甲斐守孝綱の旅宿へ赴いて、その帰る途中に討ち取られた。侍一人と従者は即死であり、その他四、五人は怪我をした。平岡を討ち取った者は水戸徳川家に仕える者で、一橋家に附けられていた江端彦三・林忠四郎という者であった。円四郎が中納言（一橋慶喜）の側近として居ることは宜しくないと書置きをして、円四郎を討ち取った。江端と林は刺し違えて絶命した。

「平岡二円く行かなひ変死節、諸黒川も渡りあぶなし、平岡にあらぬ難処な死出の山、閻魔の帳へ記す諸大夫」と書かれている。

六月二四日に、長州藩浪士が山崎あたりに四〇人程詰めており、その他五〇〇人程は伏見あたりまで来ており注進をした。浪士たちは禁裏・將軍あての願書を老中稲葉美濃守へ差し出したが、受け取ってもらえなかった。

〔史料12〕⁽⁵⁰⁾

千葉の塾生などは、水戸の藩に内証が起り藩士の一味が筑波山に立籠ると云ふ騒ぎに往いて一人も居ない。其他の友人は多く四方へ離散して行衛不明である。けれども一橋の領地内からは三四十人と江戸にて剣術家が九人、漢学生の二人を合せて都合五十人ばかりは、出来たから同伴して中山道筋から、舊藩主岡部の陣屋附近を通過した。陣屋では我々を領内の百姓であるから捕縛して獄へ投ぜよと言ふて居たさうであるが、我々は一橋公の家来であるといふので、意気揚々として通過した。私の故郷は此近くに在るので、僅かの時間を割いて立寄りたかったけれども陣屋からの故障で其れも出来なかった。けれども父とは妻沼で密会し、先妻と当時二歳になる娘とは宿根村で深夜密に会見したのであった。而して江戸へ入り再び京都へ帰ったのは九月の中旬であった。

史料12の内容としては、千葉道場の塾生は、水戸藩の内証により藩士が筑波山に立て籠もったため一人もいなかった。その他の友人の多くは離散して行方不明である。しかし、一橋領内からは三、四〇人と江戸で剣術家九人、漢学生二人を合わせて合計五〇人ほどは徴募できた。歩兵選抜した者を引き連れて中山道から京都に向かう途中で、岡部藩の陣屋付近を通過した。岡部陣屋では渋沢両名を領内

の百姓であるから捕縛して獄へ投ぜよと言っていたようであるが、渋沢栄一・喜作は一橋公の家来であると言うので、意気揚々として通過したのであった。また、少しの間でも故郷に立ち寄りたかったが、岡部陣屋があるため叶わなかった。しかし、父市郎右衛門と妻沼村⁽⁵¹⁾（現熊谷市妻沼）で密会し、妻千代と娘宇多とは深夜に宿根村⁽⁵²⁾（現深谷市宿根）で密かに会った。

当時は水戸天狗党騒動の最中で徴募には大層苦心したようで、誠に説諭して歩いたが思うようにいかなかった⁽⁵³⁾。また、人撰御用の目的の一つとして、尾高長七郎の幽閉を救うため便宜を求めようという私情もあつたが、救うことができなかった。

〔史料13〕⁽⁵⁴⁾

乍恐以書付奉願上候

武州埼玉郡拾八ヶ村惣代左之名前之者共奉申上候、此度御軍立御用人足与して武芸等心得候者并好候者者勿論、血氣壯健之者相撰当村二而人数拾六人、当月廿九日迄召連可罷出候旨被 仰触承知奉畏候、然ル処右御用人足之義者、非常御用夫人并御上京御供人足与者事替候、兼而被 仰渡も御座候義二而、旁以右御日限通迎も人撰方行届キ間敷与奉存候、尤只今方早々帰村仕、村々相談之上精々人撰致し召連可罷出候得共、前書申上候次第柄二付、何卒 御慈悲ヲ以来月五日迄御日延御猶余奉願上候、尤右日限聊無遅滞人数召連罷出候間、此段御聞濟被成下置度奉願上候、以上

亥九月廿四日 金左衛門

雄蔵

源三

儀右衛門

御領知御役所

前書之通奉願上候処、当月廿九日着不仕候ニ而者御差支ニ相成候趣ヲ以、嚴敷御利解之上願書御差戻ニ相成、何共奉恐入候得共、前書奉申上候通り余日も無之殆与当惑仕候、尤御日限御聞濟ニ不相成候ハ、何卒格別之以 御慈悲来月三日迄御猶余被成下置度、此段以繼添御歎願奉申上候、以上

亥九月廿四日 右

四日

御領知御役所

史料13は、文久三年（一八六三）亥年のものである。一橋領では、関東人撰御用以外にも、たびたび軍立御用人足の差出が命じられていた。領知役所では、武州埼玉郡一八か村の惣代である台村名主金左衛門らに、軍立御用人足として武芸など心得がある者はもちろん、血氣壯健の者を一六人選んで、二九日まで連れてくるよう命じた。文久三年九月二四日の願書において、惣代らは、軍立御用人足は江戸詰めの際時人足や上京御供人足とは異なるため、早々に帰村して相談の上、人選をするため、来月五日まで日延べしてほしいとしている。しかし、領知役所は願書を差し戻したため、来月三日までの日延べを願いで出ている。

一橋慶喜が上京に伴う陣夫の徴発については、領内村々では人選が期日に間に合わない事情を訴え、回避の姿勢を見せながら領知役所とやりとりをしていることが分かる。

おわりに

ここでは、本稿の課題に即して論点整理をし、残された課題を提示したい。

渋沢栄一と喜作は、平岡円四郎の推薦により御三卿一橋家の家臣となった。家臣となった最初は自炊するにも難渋し、借金及び儉約をして切り抜けたのであった。

この時期に一橋慶喜が禁裏守衛総督となり、京都御所警護に当たることになったが、一橋家の兵力が少ない状態であった。そのため、渋沢栄一は、このままでは御所を守れないので自分に歩兵の募集を命じてほしいと願い出て、この意見が認められた。渋沢栄一は喜作とともに関東の一橋領の村々を巡ることになった。一橋領の村名主の家には廻村の際の旅宿入用割合帳が残されており、現地で発生した費用や宿泊費などを村々に割り当て、負担していることが確認できた。

人撰御用の成果は、同時期に水戸藩の筑波騒動が発生するなど、思うように歩兵が集まらなかった。それでも、約五〇名を集めて京都に連れて行ったことは評価できる。一橋領で希望する者また、一橋領以外の村で希望をする者は、一橋領内の村の厄介になった上で、歩兵として取り立てられた。

その後、渋沢栄一は、年貢米の販売や硝石の生産、藩札発行など一橋家の財政再建に大きく貢献することは知るところである。

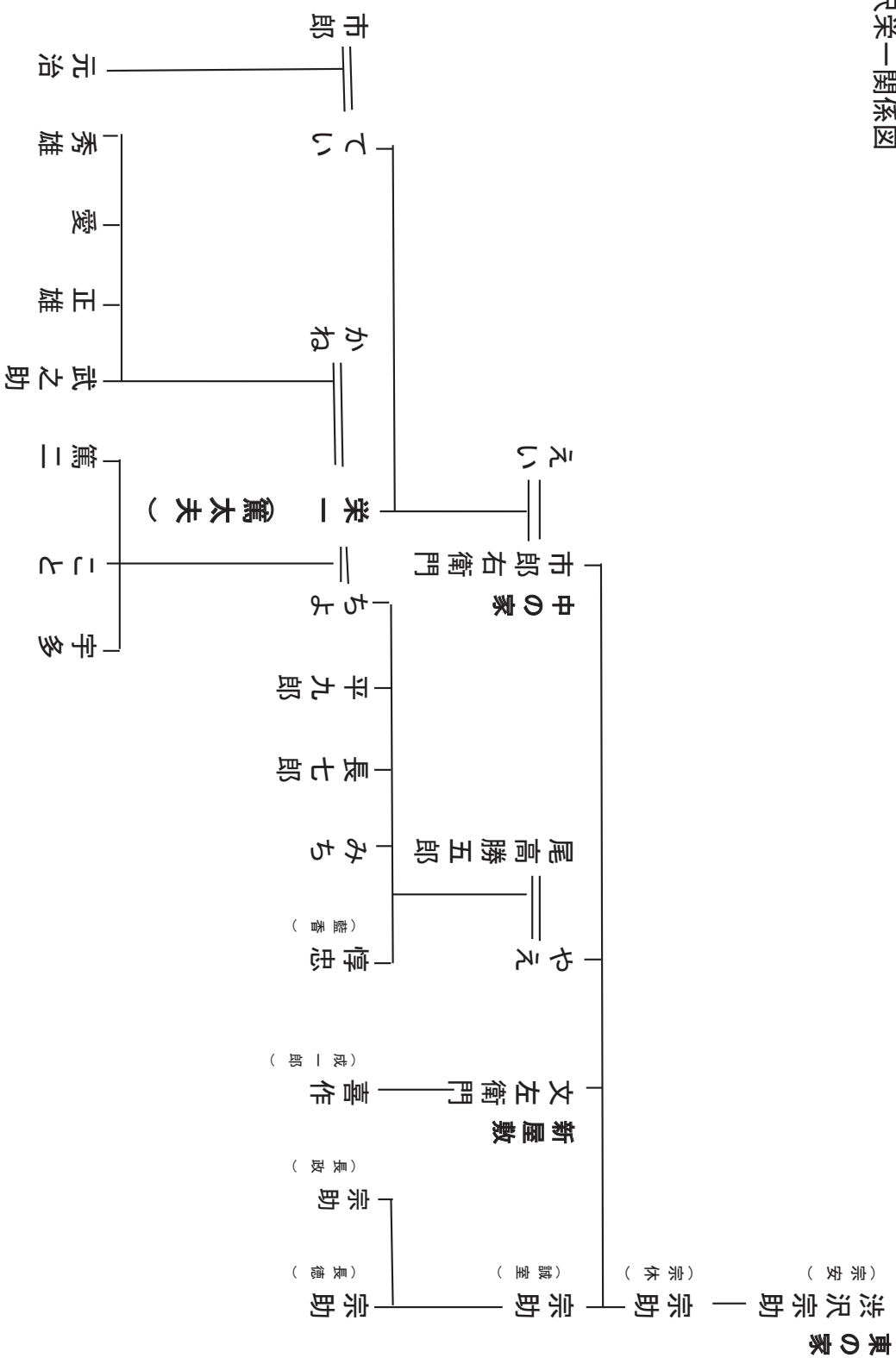
県内の地方文書には渋沢栄一に関する文書が残されている。人撰御用における廻村の様子など周辺資料から実態を明らかにしていきたい。

註

- (1) 土屋喬雄『渋沢栄一伝』(改造社、一九三二年)、同『渋沢栄一』人物叢書新装版(吉川弘文館、一九八九年)。
- (2) 白石喜太郎『渋沢栄一翁』(刀江書院、一九三三年)。
- (3) 幸田露伴『渋沢栄一伝』(渋沢青淵翁記念会、一九三九年)、同『渋沢栄一伝』(岩波書店、一九八六年)。
- (4) 渋沢秀雄『渋沢栄一 実業の父』(ポプラ社、一九五一年)、同『父渋沢栄一』上・下(実業之日本社、一九五九年)、同『渋沢栄一』(時事通信社、一九六七年)。
- (5) 蕪塚一三郎・金子吉衛『埼玉の偉人 渋沢栄一』(さきたま出版会、一九八三年)。
- (6) 『渋沢栄一伝記資料』第一〜五八巻(渋沢栄一伝記資料刊行会、一九五五〜六五)、『渋沢栄一伝記資料』別巻第一〜一〇巻(渋沢青淵翁記念財団竜門社、一九七一年)。
- (7) 日本史籍協会編『渋沢栄一滞仏日記』(東京大学出版会、一九六七年)。
- (8) 『常設展示図録 渋沢史料館』(渋沢史料館、二〇〇〇年)、井上潤『渋沢栄一―近代日本社会の創造者―』(山川出版社、二〇一二年)、渋沢雅英『渋沢栄一、奇跡の10年 近代日本国家建設への序章』(公益財団法人渋沢栄一記念財団、二〇二〇年)。
- (9) 『新編埼玉県史』通史編4(埼玉県、一九八九年)。
- (10) 『深谷市史』(深谷市役所、一九六九年)。
- (11) 『蓮田市史』通史編1(蓮田市教育委員会、二〇〇二年)。
- (12) 『幸手市史』通史編1(幸手市教育委員会、二〇〇二年)。
- (13) 『久喜市栗橋町史』第一巻、通史編上(久喜市教育委員会、二〇一五年)。
- (14) 埼玉県立歴史と民俗の博物館では、NHK大河ドラマ特別展「青天を衝け」渋沢栄一のまなざし」が令和三年三月二三日(火)から五月一六日(日)まで開催された。また、埼玉県立文書館では、埼玉一五〇周年記念企画展「埼玉の黎明―渋沢栄一が目指した社会―」を令和三年九月二八日(火)から一月二八日(日)まで開催した。
- (15) 保谷(熊澤)徹「幕末維新期の軍事と徴兵」『歴史学研究』六五一号、一九九三年)、同「幕末の軍制改革と兵賦徴発」『歴史評論』四九九号、一九九一年)、同「幕末維新の動乱と田無―民衆の軍事動員との関わりで―」『たなしの歴史』二、一九九〇年)、同「幕末維新期の軍事と徴兵」『歴史学研究』六五一、一九九三年)、同「近世近代以降期の軍隊と輜重」『歴史学研究』八八二、二〇一一年)など。
- (16) 加藤弘之「幕末期における一橋徳川家の軍事編成―夫人・歩兵の登用を中心に―」『国史学』第一七八号、二〇〇二年)、元治元年一橋徳川家関東領知における有志徴募」『國學院雑誌』一〇八巻五号、二〇〇七年)、一橋徳川家の草莽登用と彰義隊の結成」『国史学』第二〇六・二〇七合併号、二〇一二年)。
- (17) 土屋喬雄『渋沢栄一』(前掲註1)。
- (18) 澁澤幸子「渋沢喜作という男」『青淵』八六九、渋沢栄一記念財団、二〇二一年)。
- (19) 荻野勝正『尾高惇忠 富岡製糸場の初代場長』(さきたま出版会、二〇一五年)。
- (20) 「迅速測図 深谷駅」(埼玉県立文書館収蔵・迅H17)。
- (21) 「新編武蔵風土記稿 榛沢郡」(埼玉県立文書館収蔵・古沢家文書二二三)、『新編武蔵風土記稿』一巻、二五七頁)。
- (22) 『新訂寛政重修諸家譜』第六―二二三頁によれば、芦田(依田)康眞は、初め武田家に属し、その後徳川家康に仕えた。天正一八年に武蔵国榛沢、下野国緑楚郡のうちにおいて三万石を領した。
- (23) 『新訂寛政重修諸家譜』第六―一八九頁によれば、安部氏は駿河の出身で、安部信勝は、初め今川義元・氏眞に仕え、その後、徳川家康に仕え戦功を立てた。
- (24) 『新訂寛政重修諸家譜』第六―一九二頁によれば、安部信亨は天明二年(一七八二)に父信允の致仕により家を継ぎ摂津守に叙任された。
- (25) 「系譜」(埼玉県立文書館収蔵・安部家文書一〇七)。
- (26) 大石学編『近世藩制・藩校大事典』(吉川弘文館、二〇〇六年) 三九一頁)。
- (27) 渋沢秀雄『父渋沢栄一』(実業之日本社、二〇一九年)。
- (28) 加藤弘之「一橋徳川家の草莽登用と彰義隊の結成」(前掲註16) 七一・七二頁)。
- (29) 岩城卓二「幕末期の畿内・近国社会―撰津国一橋領における御用人足・歩兵徴発をめぐる―」『ヒストリア』第一八八号、二〇〇四年) 一七八頁)。
- (30) 竹村誠「御三卿の領知変遷」(大石学編『近世国家の権力構造』岩田書院、二〇〇三年)。

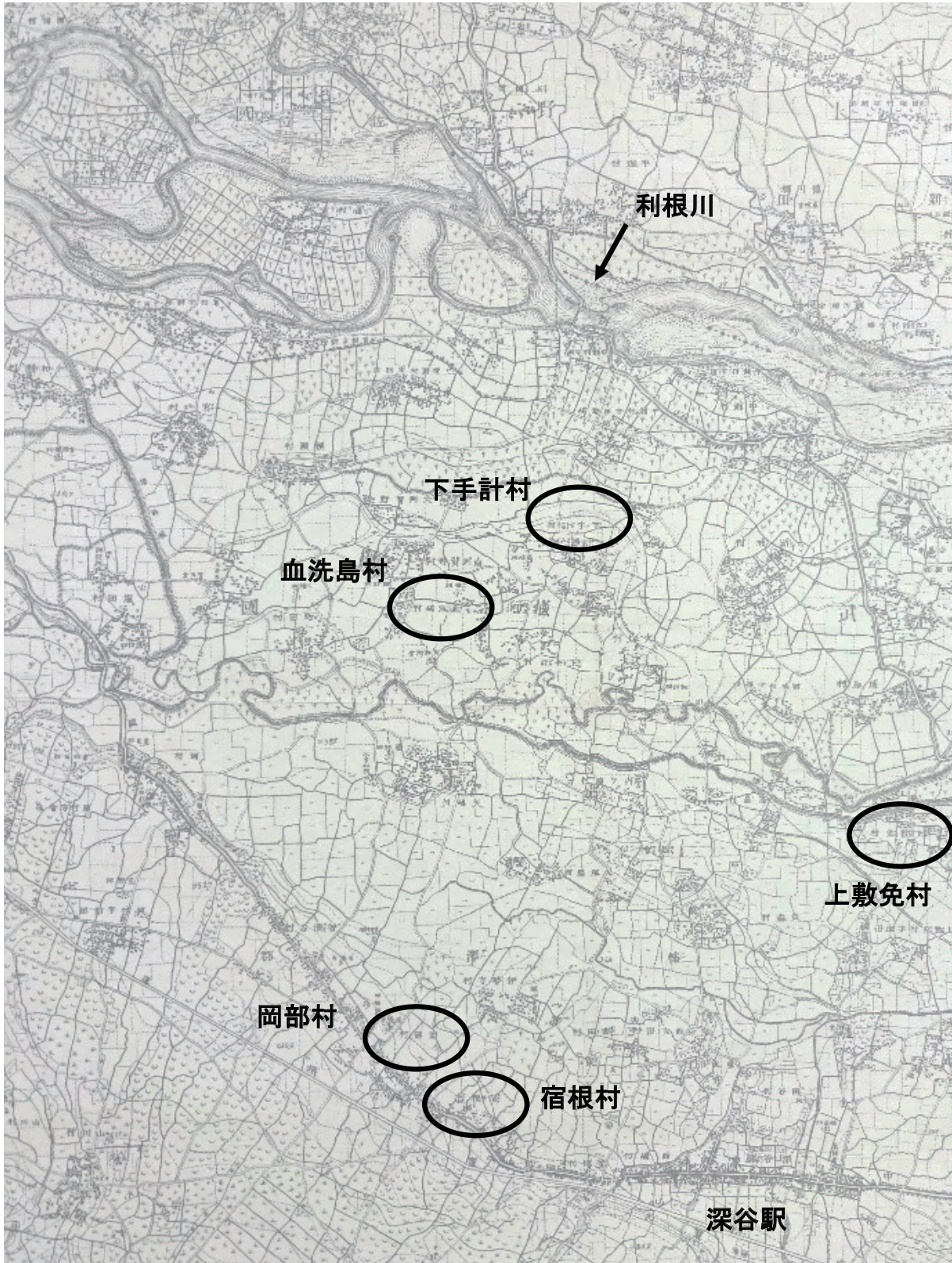
- (31) 洪沢栄一『実験論語処世談』(実業の世界社、一九二三年)。
- (32) 洪沢栄一述・長幸男校注『雨夜譚』(岩波書店、一九八四年) 六八・六九頁。
- (33) 洪沢栄一編大久保利謙校訂『昔夢會筆記』(平凡社、一九六六年) 二八頁。
- (34) 島津斉興の子。兄の島津斉彬との家督争いに敗れるが、安政五年(一八五八)に斉彬が没し、自身の長子忠義が襲封すると、国父として藩の実権を握った。
- (35) 伏見宮邦家親王の第一王子。山階宮と称した。
- (36) 薩摩藩士。西洋砲術家。
- (37) 「尾高惇忠筆記」『徳川慶喜公傳』史料編二、東京大学出版会、一九七五年復刻) 所収。
- (38) 「差上申御請証文之事(洪沢成一郎外歩兵取立廻村二付)」(埼玉県立文書館収蔵・篠崎家文書四八〇八)。
- (39) 予め触れ知らせておくこと。
- (40) 『蓮田市史』通史編1(前掲註11)。
- (41) 『幸手市史』近世資料編II(幸手市教育委員会、一九九八年) 七七三・七七四頁。
- (42) 稲垣鉞之丞は、常陸・武蔵国内に一〇〇〇石の知行を持つ旗本。万延二年(一八六一)一二月五日に御実紀書継御用出役となる。『寛政譜以降旗本家百科事典』東洋書林、一九九七年、三二七頁)。
- (43) 『幸手市史』近世資料編II(前掲註41) 七七三・七七四頁。
- (44) 『幸手市史』近世資料編II(前掲註41) 七七三・七七四頁。
- (45) 加藤弘之「元治元年一橋徳川家関東領知における有志徴募」(前掲註16)。
- (46) 『銚子口区有文書・飯野家文書目録』(埼玉県立文書館、二〇〇五年)。
- (47) 「洪沢成一郎様同苗篤太夫様御廻村御旅宿入用割合帳」(埼玉県立文書館収蔵・飯野家文書七七九)。
- (48) 『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』(三二書房、一九九二年) 五七九頁。
- (49) 外神田で古本屋を営む須藤由蔵によって記された日記。文化元年(一八〇四)から慶応四年(一八六八)までの六五年間にわたって由蔵の目を通して記録された出来事がまとめられている。
- (50) 『青淵先生世路日記 雨夜物語』(扱善社、一九一三年) 二五頁。
- (51) 幡羅郡妻沼村は、元禄十一年(一六九八)より旗本大久保氏と内藤氏との相給村落。
- (52) 榛澤郡深谷領。天保郷帳では三九七石余。化政期の家数八五軒。
- (53) 『幸手市史』通史編I(前掲註12)。
- (54) 「乍恐以書付奉願上候(農兵取立日延二付)」(篠崎家文書四七八二)。

図1 渋沢栄一関係図



(註) 土屋喬雄『渋沢栄一』(吉川弘文館、1989年)より作成。

図2 血洗島周辺の地図



(註) 「迅速測図 深谷駅」(迅H17)。縮尺は2万分の1。

明治18年測量、明治21年陸地測量部作成。

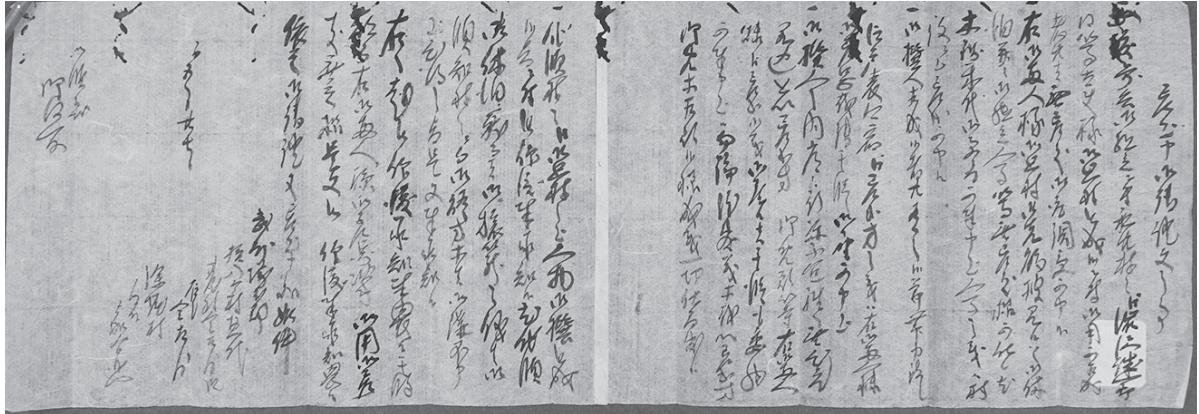


写真1 (史料6)

差上申御請証文之事 (渋沢成一郎外歩兵取立廻村二付)

子〔元治元〕年 (1869) 年 篠崎家文書 4808

一橋家の家臣となっていた渋沢成一郎 (喜作) と篤太夫 (栄一) が歩兵取り立て人撰御用として関東に下った。これは、徳太夫の献策が一橋家人用の平岡四郎に認められて実現したものである。選ばれた者は、帯刀して江戸の郷宿 (農民が江戸へ出た時の定宿) に出頭することになっていた。

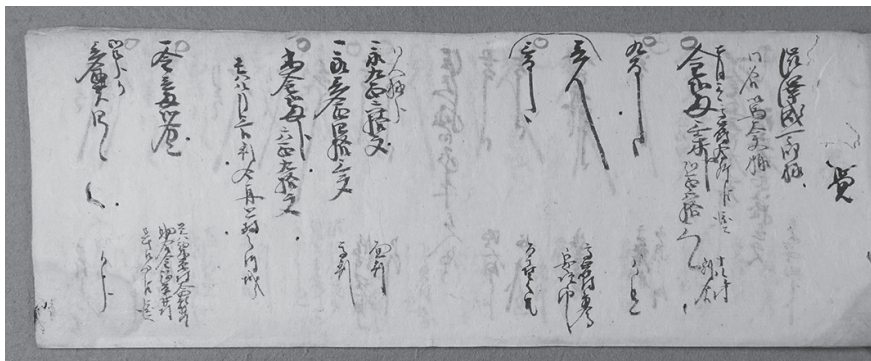


写真2 (史料10)

渋沢成一郎様同苗篤太夫様御廻村御旅宿入用割合帳

元治元年 (1864) 年 9月 飯野家文書 779

渋沢成一郎 (喜作) と篤太夫 (栄一) が歩兵取り立て人撰御用として関東に下った際にかかった費用の割合帳。村々の負担となった。

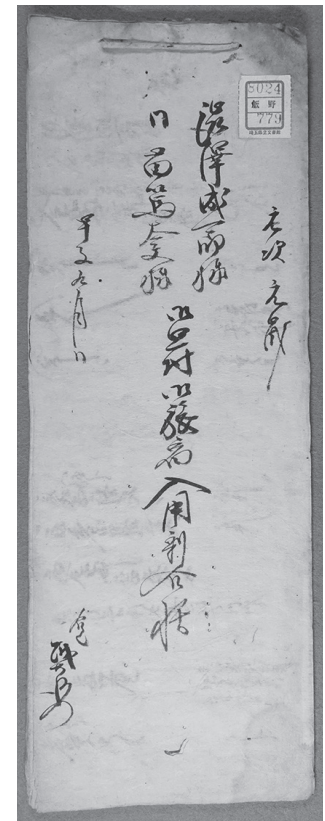




写真 3

[血洗島諏訪神社社前 渋沢栄一写真]
大正 3 年 (1914) 年 青木家文書 9209

血洗島にある諏訪神社の社殿の前に立つ渋沢栄一の写真。大正 3 年 (1914) 10 月 10 日に深谷の八柳写真館が撮影した。この日、栄一は諏訪神社の祭典に参列し、渋沢市郎 (栄一の妹の夫) の家に一泊したという記録が残っている。

写真 4

[尾高惇忠古稀祝当日写真]
明治 6 年 (1873) 年 青木家文書 8927

尾高惇忠の古稀祝いの日に撮影されたとみられる写真。尾高惇忠は渋沢栄一の従兄にあたり、学問の師でもあった。幕末には水戸学を熱心に学び、戊辰戦争では彰義隊、続いて振武軍として戦った。維新後は民部省に入り、富岡製糸場の初代場長として蚕糸業の発展に尽力した。



渋沢栄一略年表

年号	年齢	出来事
天保11年(1840)	0	2月13日、武蔵国榛澤郡血洗島村(現在の埼玉県深谷市血洗島村)に誕生。幼名は市三郎。
弘化4年(1847)	7	尾高惇忠から漢籍を学び始める。
安政元年(1854)	14	初めて江戸に出る。
安政5年(1858)	18	尾高千代と結婚。名を栄一郎と改める。
文久3年(1863)	23	高崎城、横浜外国人居留地襲撃を企てるが、計画を中止する。 渋沢喜作とともに京都へ逃れる。
元治元年(1864)	24	平岡円四郎の伝手で御三卿一橋家当主徳川慶喜の家臣となる。名を篤太夫と名乗る。
慶応2年(1866)	26	徳川慶喜の征夷大將軍就任により、幕臣となる。
慶応3年(1867)	27	徳川昭武の随行でパリ万博使節団として渡仏。
明治元年(1868)	28	5月に養子の平九郎が飯能戦争に振武軍として参加し、入間郡黒山で自刃。 明治維新のため、12月に帰国。
明治2年(1869)	29	11月に明治政府に出仕し、民部省租税正となる。 民部省改正掛長も兼任。
明治3年(1870)	30	官営富岡製糸場建設建議、設置主任となる。
明治4年(1871)	31	新貨幣発行。大蔵大丞、大蔵省紙幣寮紙幣頭を兼任。
明治5年(1872)	32	大蔵省三等出仕を仰せつけられ、大蔵少輔事務取扱を命ぜられる。
明治6年(1873)	33	明治政府を辞める。第一国立銀行設立、総監役に就任。抄紙会社設立。
明治12年(1879)	39	元第18代アメリカ大統領グラント将軍歓迎会東京接待委員長を務める。 飛鳥山邸にも招待。東京市養育院院長となる。
明治15年(1882)	42	千代夫人、コレラ罹患により死去。
明治16年(1883)	43	大阪紡績会社工場落成、相談役となる。共同運輸会社(日本郵船)設立。 伊藤兼子と再婚。
明治17年(1884)	44	浅野セメント(太平洋セメント)設立。 日本鉄道会社理事委員、後に取締役となる。
明治20年(1887)	47	日本煉瓦製造株式会社設立、理事、後に取締役会長となる。 帝国ホテル創立、発起人総代、後に取締役会長となる。
明治21年(1888)	48	札幌麦酒会社(サッポロビール)設立、発起人総代、後に取締役会長となる。 東京女学館開校、会計監督、後に館長となる。
明治23年(1890)	50	貴族院議員に選出。
明治27年(1894)	54	熊谷銀行設立に尽力する。
明治33年(1900)	60	男爵を授けられる。日本興行銀行設立委員に任命。
明治34年(1901)	61	日本女子大学校開校に尽力、会計監督、後に校長となる。 王子飛鳥山邸を本邸とする。
明治35年(1902)	62	埼玉学生誘掖会設立、会頭となる。 兼子夫人と欧米旅行、アメリカでルーズベルト大統領と会見。
明治37年(1904)	64	病のため長期療養。
明治40年(1907)	67	帝国劇場創立、取締役会長となる。
明治42年(1909)	69	数えで古希となるのを機に、第一銀行と東京貯蓄銀行を除く会社役員を辞任。 渡米実業団团长として渡米。タフト大統領やエジソンと会見。
明治44年(1911)	71	勲一等に叙し、瑞宝章を授与される。
大正4年(1915)	75	パナマ太平洋万国博覧会視察のため渡米。ウィルソン大統領と会見。 勲一等に叙し、旭日大綬章を授与される。
大正5年(1916)	76	数えで喜寿となるのを機に、第一銀行頭取などを退任し、実業界から引退。 血洗島村諏訪神社拝殿造営を援助。『論語と算盤』刊行。
大正7年(1918)	78	『徳川慶喜公伝』刊行。
大正9年(1920)	80	子爵を授けられる。
大正10年(1921)	81	ワシントン軍縮会議視察のため渡米。ハーディング大統領と会見。
大正12年(1923)	83	関東大震災で兜町渋沢事務所全焼、飛鳥山邸被災。大震災善後会副会長となる。
大正15年(1926)	86	日本放送協会創立、顧問となる。
昭和2年(1927)	87	日本国際児童親善会会長となる。親善人形歓迎式を主催、青い目の人形が全国の小学校等に配布される。
昭和3年(1928)	88	勲一等に叙し、旭日桐花大綬章を授与される。
昭和6年(1931)	91	11月11日永眠。東京谷中霊園に埋葬。

(註)『新編埼玉県史図録』(埼玉県、1993年)、埼玉県立歴史と民俗の博物館編『NHK大河ドラマ特別展「青天を衝け～渋沢栄一のまなざし～」展示図録』2021年、『埼玉の黎明－渋沢栄一が目指した社会－』(埼玉県立文書館、2021年)をもとに作成。

安政期における疫病除けの様子

—林家文書の祈祷記録から—

木暮 咲 樹

はじめに

令和二年（二〇二〇）より猛威を振るう新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響で、私たちの生活は一変し、日々手探りで難局を打開する道を模索している。このような感染症への恐怖の中で注目が高まってきたのが人々の疫病との向き合い方の歴史である。コレラやスペイン風邪、麻疹や疱瘡など様々な感染症が存在し、それぞれの時代にできる限りの医療や民間療法、まじないなど多様な試みをして、人々は病の克服を目指してきた。その歴史を伝える資料は現代の私たちにも多くの示唆を与えてくれる。

文書館の収蔵資料の中にも疫病関係の資料は存在し、新型コロナウイルスの流行の状況の中でそうした資料が注目される機会もあった。特に関心を寄せられたのが、小室家文書の中の麻疹絵である。麻疹絵は加藤光男の「文久二（一八六二）年の麻疹流行に伴う麻疹絵の出版とその位置づけ」でも紹介されており⁽¹⁾、当館の特色ある資料の一つである。また、種痘の記録などに着目されることもあった。

そのような中で取り上げられる機会の少なかつた資料に、疫病流

行時の祈祷の記録がある。江戸時代には徐々に医療の発達が進んだといっても、まだ解明されていない部分も多く、神仏への祈祷は現代以上に重要な意味をもっていたと考えられる。最近の世上を反映し、各地で研究が進み、疫病関連の展示が行われたり、紀要論文等で扱われたりする機会が増え、その中で神仏への祈祷について触れているものもある。しかし、埼玉県内の疫病関係の祈祷については、あまりまとまって紹介されている資料はない。そこで、本稿では当館に収蔵されている資料のうち、疫病除けの祈祷の様子が具体的に記されている林家文書の日記を主題として、埼玉県内での疫病との向き合い方の一端を紹介し、また当館の疫病関連の資料を新たな角度で知っていただく機会としたいと思う。

一 江戸時代のコレラ流行とその先行研究

江戸時代に流行した感染症としては、主に麻疹、疱瘡、コレラについて言及されることが多い。これらの病はしばしば大流行を起こし、広く社会を混乱させ、感染して亡くなる人も多くいた。今回は

主題として扱う林家文書の日記の書かれた時期に流行していたコレラについての概説と、その先行研究について触れるにとどめたい。

はじめに、江戸時代の日本におけるコレラの流行状況について、『日本疾病史』⁽²⁾、『日本コレラ史』⁽³⁾をもとにまとめておく。コレラは、コレラ菌の感染による感染症で、飲食物や食物についた菌が体内に入ること感染する。下痢や嘔吐、脱水症状が主な症状となる。

コレラが日本に初めて到来したのは、文政五年（一八二二）とされる。その年の二月ごろ、オランダ商館長のブロムホフは桂川甫賢、大槻玄沢、佐々木中沢らにインドネシアやジャワで流行するコレラについて伝えており、それから半年ほどのうちに日本でも流行が始まった。文政五年（一八二二）のコレラは八月下旬より突然発生し、九月にピークとなり、十月には収束していった。地域としてはまだ西国に限られた範囲での流行であり、対馬、九州、中国、近畿地方の被害が大きく、東は現在の静岡県沼津辺りまで達したとされる。

次の流行は安政期に起こった。安政五年（一八五八）に長崎から流行が始まり、六月下旬に東海道、七月には江戸にも到達し、文政のときと異なりほぼ全国に広がった。安政五年（一八五八）の江戸におけるコレラの死者数は様々な記録に残されているが、記録によって数値が異なり、どれが確実な情報といえるかは定かではない。『武江年表』では、「八月朔日より九月末迄、武家中社寺の男女、この病に終れる者凡式萬八千餘人、内火葬九千九百餘人と云」とし⁽⁴⁾、『安政箇労働流行記』では人別有無両方を合わせると三万二千二百二十九人としている⁽⁵⁾。まだ病気の知識も広まっていない中、日々多くの死

者が出る状況は当時の人々に大きな混乱をもたらした。安政のコレラ流行の状況を記した書として知られる『安政箇労働流行記』には、病に罹るのを憂い、門に御札を張る、魔除けの人つ手の葉を吊るす、鎮守の神輿を担ぐ、獅子舞を舞う、幣帛を振って家々を祓い清めるなど、まじないや縁起の良いものを総動員して救いを求め、混乱する人々の様子が記されている⁽⁶⁾。また、『武江年表』には、魚類がコレラの原因とされ、魚屋が職を失ってしまうといったことも書かれている⁽⁷⁾。

その後、数年は夏季を中心に小規模な流行が見られたが、一旦収束し、三度目の大流行となったとされるのが文久二年（一八六二）である。この年はコレラ同様江戸時代に恐れられた感染症の一つである麻疹が流行した年でもある。麻疹が流行した後の八月ごろにコレラが流行したとみられている。この後、明治時代になってからもコレラは度々流行し、人々は社会制度の整備も伴い、その対応を模索していくこととなる。

コレラの流行が何度も起こること、後述するような療治法や、治療法もだんだんと研究されていった。しかし、江戸時代の人々の多くにとつて、得体のしれない不可思議な病気という印象は強かったようである。そのことを示すのが、コレラの原因を妖怪のようなものとする説である。そうした言い伝えには地域などによって差異があるが、一例を挙げると、細い管を通って人間の体内に侵入することができ「くだ狐」の伝承と結び付け、コレラの正体も「くだ狐」で、そのような狐が侵入するので、体にこぶが生じて亡くなったのだ、

などというものがある⁽⁸⁾。また、『藤岡屋日記』の文久二年（一八六二）八月の記録にはコレラを引き起こすものとして獣のような妖怪の絵が描かれている⁽⁹⁾。このような考えから、三峯神社（秩父市）は狐の妖怪に対抗することができる御犬様を祭る神社として信仰され、コレラ流行時には御犬様を借りるということで、御眷属の御札を借りに行く人々も多かった⁽¹⁰⁾。正確な情報が普及していなかった故の想像ではあるが、現実には目の前で起こる不可解な現象について、耳にしたことのある言い伝えなどを元にし、なんとか理解し、立ち向かうとした当時の人々の姿が垣間見える。

江戸時代にこのような変遷をたどるコレラだが、江戸時代のコレラについてこれまでどのような研究がなされてきたのか代表的なものに触れておく。医学史研究の中では、富士川游の『日本疾病史』⁽¹¹⁾、山崎佐の『日本疫史及防疫史』⁽¹²⁾が大きな研究成果とされており、山本俊一の『日本コレラ史』⁽¹³⁾、酒井シヅの『病が語る日本史』⁽¹⁴⁾など続く主要な研究の基礎となっている。医学史の研究では、医師や治療法の発展に焦点が当たり、疫病に苦しんだ市井の人々の様子は見えてきづらい部分がある。近世史研究の中では、日記史料などを用いて、未知のコレラという病の流行に直面し、混乱する人々の様子を明らかにする研究がなされている。高橋敏の『江戸のコレラ騒動』では、駿河国の日記史料をもとに、コレラの原因を狐憑きによるものとして京都の神社を勧進し、三峯神社に御犬様を借りに行くなど「狂乱」の様相を呈していたことが示される⁽¹⁵⁾。鈴木則子も同じ日記に着目し、個人の「疫病経験」としてのコレラを描き出そうとして

いる⁽¹⁶⁾。地方史研究が進む中でも各地に残るコレラ関係の史料が見いだされ、紹介されるようになってきている⁽¹⁷⁾。地域の史料を検討する動きが進むことで、当時の人々のコレラとの向き合い方をより具体的に知ることにつながると期待される。

二 赤尾村を取り巻くコレラの状況

それでは、今回主題として扱う林家文書に論を移していきたい。林家文書は、入間郡赤尾村（現坂戸市赤尾）の林家に伝来した文書群である。林家の当主は三代信正以来、明治時代になるまで代々赤尾村の下分の名主を務めていた。また、明治時代になってからも赤尾村の戸長や連合戸長、県会議員を務めていた。近世文書が八割以上を占め、赤尾村の名主としての村政等に関わる文書や十三代信海の文化活動を中心とした林家の家文書等二万点を超える文書群である⁽¹⁸⁾。まず、日記の内容に入る前に赤尾村辺りにおける安政五年（一八五八）のコレラの流行はどのようなものであったのか、その当時の状況を文書館の資料から見ていきたい。

『武江年表』などでは江戸の被害状況が数字として記録されていたが、赤尾村やその近隣のコレラの被害状況をまとめた記録は確認できなかった。また、日記等にも今回取り上げた御祈祷の記録以外にコレラについて言及しているものは見当たらなかった。

僅かな手掛かりになるのが、林家文書の中にある安政五年（一八五八）の御用留⁽¹⁹⁾である。そこにコレラに関する注意を呼び掛けた廻状が二つ記録されていた。

【史料一—①】

此節流行之暴瀉病其療治方種々ある趣ニ候得共、其中素人心得へき法を示す、豫しめ是を防ぐにハ都而身を冷すことなく、腹にハ木綿を巻、大酒大食を慎ミ、其外こなれ難き食物ヲ一切給申間敷候、もし病催し候ハ、早く寢床へ入り、飲食を慎ミ、惣身を温め、左ニ記ス芳香散といふ薬を用ふへし、是のミにして治するもの少なからず、且又吐瀉甚敷、惣身冷る程に至るもの者、焼酎壺式合之中へ龍腦又者樟腦壺式匂ヲ入、あたゝめて木綿之切ニひたし、腹并手足へ静ニすり込、芥子泥を心下腹并手足へ小半時ツゝ度々張へし

芳香散

- 桂枝 細末
- 益智 細末 等分
- 乾姜 細末

右調合いたし、壺式分ツゝ時々用ふへし

芥子泥

- からし粉 等分
- 温鈍粉

右あつき酢にてかたくねり、木綿切にのはし張候事、但し間ニ合

さる時は、あつき湯にて芥子粉はかりねり候而もよろし

又法

あつき茶に其六分一焼酎を和し、砂糖を少し加へ用ゆへし、但座敷を閉、布木綿等ニ焼酎ヲつけ、頻リニ惣身をこするへし但手足之先并腹冷る所を温、鉄又温石ヲ布ニつゝみて湯ヲつかひたる如き心持ちなるほとこするも又よし

右者此節流行病甚敷、諸人難儀致候ニ付、其症ニ拘ハらず早速用ゐ候而、害なき薬法諸人為心得、急度相違候事

八月

右之通、於江戸御同席御廻状有之候間、於村々致承知、小百姓ニ至迄不洩様、可申聞候、尤寺社へ茂可申通候以上

八月廿八日 郡代所

上奥富村

【史料一—②】

此節暴瀉病流行いたし、死果もの多く有之趣ニ相聞、歎敷事ニ而、□之川越氷川社ニおいて病難除民安全之御祈祷ニ夜三日執行被仰付候間、此段於村々致承知、小百姓ニ至迄不洩様、可申聞候、尤御札之義者、来ル七日方於役所相渡候間、當分村々申合、早く受取ニ可罷出候以上

午九月四日 郡代所

平塚村

右御廻状三通九月十一日夕方同役方へ請取、同十二日朝戸宮村へ
継送り仕候 甚右衛門

【史料一—①】の廻状は、コレラの療治法に関するものである。この廻状の内容は多少の言葉の違いがあるものの、『幕末御触書集成』に載っている幕府の勘定奉行より出された触書と一致する⁽²⁰⁾。文書館収蔵の他の御用留や旗本の稻生家の日記の中にも同内容の廻状の写しや、この触れに関する仰せがあったという旨の記録が残っている⁽²¹⁾。他地域に残る文書でも記されている例が比較的多い廻状である。

内容を見ると、暴瀉病（コレラ）の治療法が多くある中で、素人でも知っておくべき方法を説明している。身体を冷やさないことは特に肝要とされ、大酒や大食は控えること、消化の悪いものは食べないことなど基本的な注意事項が書かれている。また、個人で作れる薬として、芳香散と芥子泥^{からしどい}というものの材料や使い方が紹介されている。芳香散は桂枝^{けいし}と益智^{やくち}と乾姜^{かんしょう}の細かくしたものを同量混ぜ合わせるとでき、これだけで治る場合も多いと高い効果をうたっている。芥子泥は芥子粉とうどん粉を同量加え、熱い酢で練るとでき、木綿切にのぼして張るなど塗り薬のように使用したようである。実際の効果のほどは定かではないが、数多くの記録に残されていることからすると、旗本

から名主まで様々な人々にとって重要視された療治情報であったことがわかる。

【史料一—②】の廻状は、川越氷川神社での祈禱に関するものである。コレラの流行で亡くなる人も多く深刻な状態であるため、川越氷川神社において二夜三日御祈禱をするよう仰せがあったこと、御札については九月七日から役所で配布するので、受取に来るようにとの内容である。先の廻状のように薬による治療なども試みられるようになってきた時代ではあったが、神仏への祈禱はやはり人々にとって大きな支えの一つであったことがうかがえる。

このような廻状が九月十一日には赤尾村の辺りまで至り、翌日には次の戸宮村まで届けられている。ちなみにこれは後述するところであるが、この廻状が届いたとされる日は、赤尾村で祈禱の話し合いを始める数日前のことであり、祈禱を実施しようとした時期の状況に近いものと考えられる。具体的な人数等は不明だが、川越での祈禱が言い渡されるほど、赤尾村の所属していた入間郡域も深刻な被害が出ていたものと推測できる。また、廻状で回ってきた療治情報を詳細に書き留めていたこともそれを必要とする状況であったからこそとも考えられる。

三 祈禱中日記からたどる疫病除けの祈禱の様子

(1) 護摩修行と祈禱の依頼

前章で述べたような廻状が伝わったのとほぼ同時期に記録されていたのが、これから紹介する祈禱の様子が記された「奇悪病時行二

付高山御祈祷中日記」(林家文書No.一九七五)である。この日記と関連した史料として、儀式等で使用したものの金銭出納簿が二冊ある⁽²²⁾。こちらにも適宜参照していく。それでは日記の記述に沿って祈祷の様子を見ていこう。

表紙には「奇悪病時行二付高山御祈祷中日記」と表題がついている。年代は「安政五戊午年 九月」、日記の筆者は「赤尾村 林半三郎」

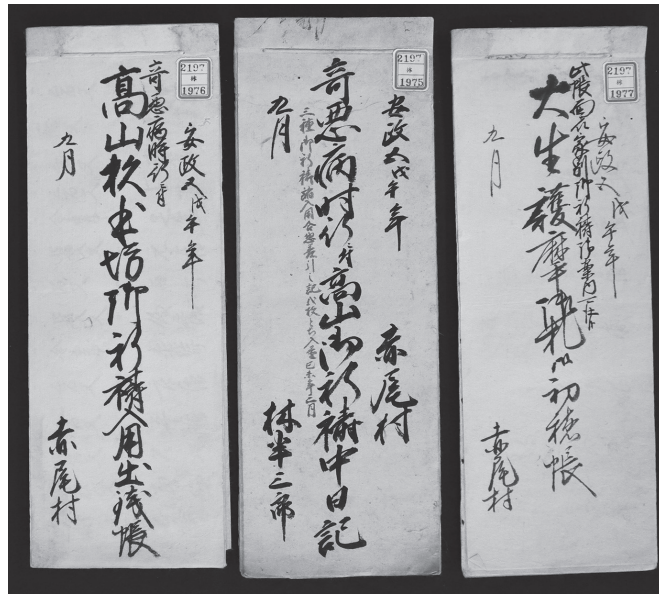


図1：左から林家文書No. 1976、1975、1977。
中央が今回中心として取り上げる日記である。

である。林家の当主で林半三郎を名乗った人物は何人か存在したが、名主としての活動期間を考慮すると十三代の信海と考えられる⁽²³⁾。表題の奇悪病については、具体的な病名は記載されていない。だが、安政五年(一八五八)の九月という時期に流行していた病気を考え

ると、コレラではないかと推測できる。なお、表題の横に朱字で「三種御祈祷諸入合惣差引之記式枚と出入金己未年三月」と書いてあるが、この「三種御祈祷」については後述したい。

ここからは、日記の文をまとまりごとに引用し、それについて述べていく形で祈祷の一部始終を追っていきたい。また、この日記の中には細かい字で注記などがなされている部分もある。紙数の都合上、引用は日記の本文を中心とし、そうした細かい箇所は省略している場合もある。記録の始まりは高山不動に祈祷を依頼することになった経緯の場面からである。

【史料二—①】

九月十四日中下之人々申出相談、十五日追々及申談、十六日牛頭
天皇神前火生護摩二而、人二都会相談之上、明十七日二高山杉本
坊相頼可申旨之事二成り、十七日早朝四人出村、各むすひ飯持行
十七日七ツ半時着之中

胤之助
平四郎
由五郎

安政五年(一八五八)九月十四日に中下の人々が申し出て相談したとある。林家の当主が名主を代々務めてきた赤尾村は、いくつかの組に分かれて統治されていたことが知られている。赤尾村は南北に細長い集落であり、慶長二年(一五九七)の検地の段階で上・下

二つに大きく分けられており、また詳細は不明なものの上・中・下の三つに分かれていた形跡も見られるとされている⁽²⁴⁾。ここでは、中の者とあるので、後者の上・中・下に分かれていたことを示す史料であると考えられる。この帳簿の筆者である林半三郎は下組の名主を務めていたが、半三郎の所属する下以外の組も含めて祈祷の依頼について話し合った上での決定であったことがわかる。しかし上組についてここでは記述がなく、どれほどの関与があったのかは不明である。

十五日にも相談は続き、十六日には牛頭天王の神前で護摩修行を行っている。執行場所などの詳細は明記されていないが、前後に移動に要する日数はかかっていないことから、赤尾村に存在する牛頭天王を祭っている八坂神社ではないかと考えられる。この八坂神社の建立は安永年間で、当時疫病が流行し、それを鎮めようとして村の人々が京都東山の八坂神社の神霊を勧進したとされる。旧来は牛頭天王と呼ばれており、明治維新後から八坂神社と改称した⁽²⁵⁾。八坂神社は赤尾村との関係が深く、林家文書の中にも八坂神社を指す「天王社」に関する祭礼等の記録が残っている⁽²⁶⁾。その護摩の日に祈祷の都合（日程調整のことか。）の相談を行っており、日ごろから人々が集まることのできる場であったのだろう。また、牛頭天王は疫病除けの神として信仰されており、その点からも牛頭天王への護摩修行を行ったことに納得がいく。なお、この時の護摩修行における御札の初穂料を書きつけたと考えられる帳面が林家文書の中に残っている⁽²⁷⁾。ほぼ人名と金額が列記されているのみとなるので、ここでの引

用は行わないが、二名の世話人を立て、十〜二十数軒のまとまりで初穂料を集めていたと見られる。一人当たりの金額は記されていないが、十五軒で七百二十四文、二十二軒で一貫百文などというところから一軒につきおよそ五十文程度を集めていたのではないだろうか。

翌十七日には高山杉本坊に頼むことに決定している。この高山とは高山不動の名で知られる現飯能市高山にある真言宗智山派の寺院常楽院である。高山不動は、白雉五年（六五四）に長覚坊という僧、岩田三兄弟らによって創建されたとされる⁽²⁸⁾。『新編武蔵風土記稿』には古くは山の絶嶺に不動堂があったが、天文年間（一五三二〜



図2：『新編武蔵風土記稿』秩父郡巻二の高山不動境内図（森泉家文書No. 4785）

一五五五）に丙丁の災に遭い、天正十八年（一五九〇）に再興されたと記されており、仏像や什宝についての紹介がなされている。本尊の五大明王については、「木の立像長八尺余、行基菩薩の作、天文の火災に罹りて、今一体をのこせり」という記述があり⁽²⁹⁾、この一体が現存する木造軍荼利明王像⁽³⁰⁾である。高山不動は一山五流という形をとり、別当、社僧、祠堂、祝給、御師を五流として、この五流の者たちにより高山不動を支えているという体制をとっている⁽³¹⁾。常楽院は別当としてこの中心となる寺である。林家の祈祷記録に記述が見られる杉本坊は、常楽院配下にあたる祠堂の一つである。『新編武蔵風土記稿』には「一山堂社ノ鍵役並ニ供物ナトノコトニアツカル」とあり、高山不動の鍵役と供物のことを扱う役目を果たしていたようである⁽³²⁾。赤尾村と高山不動の繋がりを裏付ける史料はあまり確認されていないが、林家文書の中に『高山不動堂再建奉加帳』⁽³³⁾が存在し、文政十三年（一八三〇）に起きた一山消失ともいわれる大規模な火災の後、高山不動の再建のために寄付の依頼が来ていたことはわかる。また、民俗調査の中で、年代は不詳だが高山講が存在していたということも確認されている⁽³⁴⁾。そのため、疫病除けとして祈祷を依頼するにあたり、高山不動が候補となったのには元々の繋がりが関係していると考えられる。高山不動への依頼は佐左衛門、胤之助、平四郎、由五郎の四名で早朝に出立し、高山不動へ直接出向いている。記載はないが、途中越生の角屋という店に寄った際の金銭の書付があるため、越生を経由して七時半時（現在の午後五時頃）に到着したようである。次の場面は、杉本坊に到着してからのことである。

【史料二―②】

杉本坊主秀栄在宿ニ而善ニ、明十八日二者上野村へ祈祷ニ被相頼行、明後十九日ニ勤行し、明後之廿日帰坊之上、當村祈祷物支度いたし候間、同日迎之もの兩人御差越可被下、廿一日ニ其御村へ参り可申与之事也、右ニ付入用品物左之通り書付ニしてもらひ、受取持帰、村ニ付写し置候也

杉本坊では秀栄という僧がおり、祈祷の段取りが無事に決まっている。十八日には上野村へ頼まれて祈祷に行き、十九日に勤行をしてから二十日に戻ってくるので、二十日に迎える者を遣わすことになった。ここでの上野村の詳細は不明だが、『新編武蔵風土記稿』入間郡卷一の「正保年中改定図」の毛呂（毛呂山）の辺りに「上野村」という地名が確認でき（図3参照）、高山不動の位置から当時一日で移動が可能と見られることから、この「上野村」である可能性が考えられる。また、祈祷の依頼の際に祈祷で使う品の用意を依頼されている。品数が多いため、書付の全文引用はしていないが、引用文の後に中奉書紙、小奉書紙、半紙などの紙、水引、扇子、釘、御神酒、蠟燭など二十品以上で金額としては金一分と銭二貫三百〇五文である。これらの買い物は胤之助と今次郎が早朝から出かけて調達している。

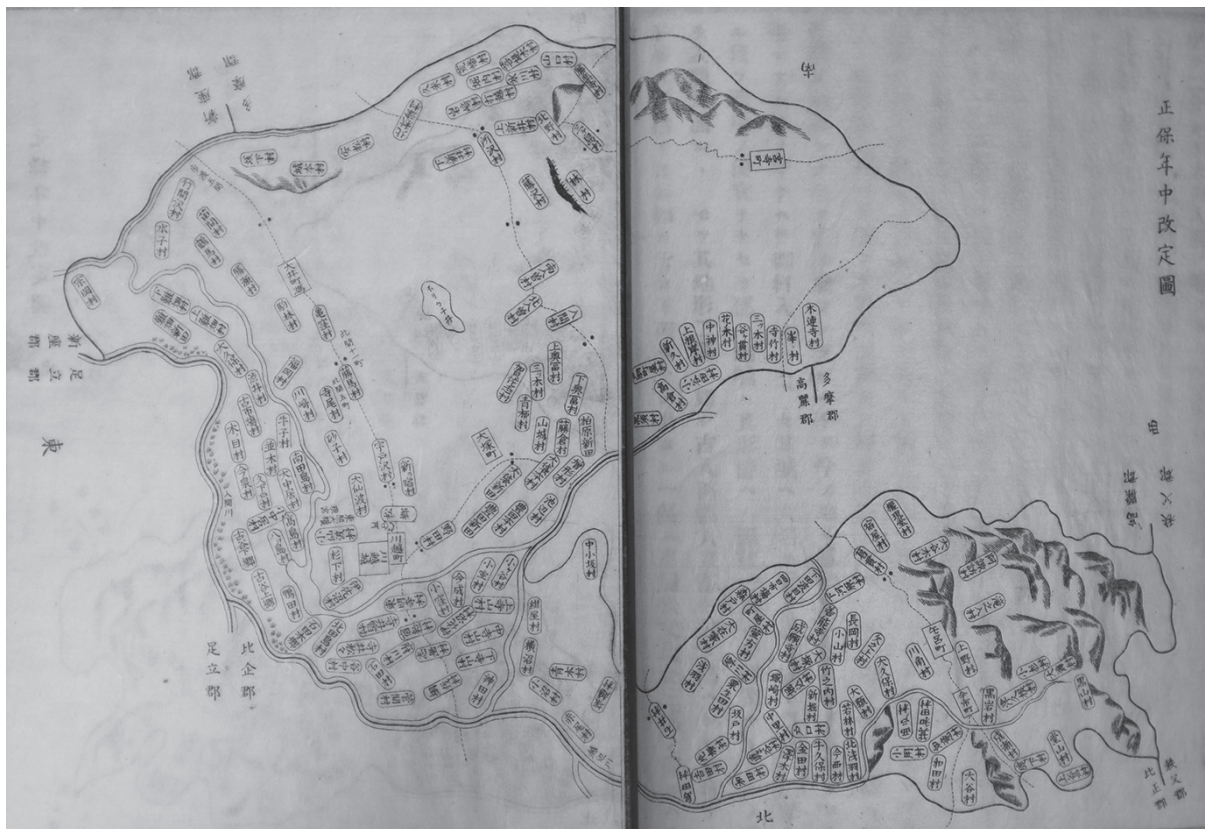


図3：『新編武蔵風土記稿』入間郡巻一の「正保年中改定図」（森泉家文書No. 4744）

（2）祈祷の準備

祈祷の依頼が無事完了し、高山不動の僧たちを赤尾村に迎えることとなる。まずはその迎えの場面からである。

【史料二―③】

九月廿一日同役并二胤之助平四郎惣藏坂戸迄出迎、待居候処、吉田村通り与聞、吉田へ行、同伴して夕方己方二着

二十一日に同役（筆者の林半三郎と同役とすると名主か）、胤之助、平四郎、惣藏が高山不動の僧を坂戸まで出迎えに行ったところ、吉田村（図3参照。『新編武蔵風土記稿』の正保期の絵図では吉田村が確認できる。なお、元禄期改定の絵図では上吉田村という名称に変わっているが、位置関係からするとこの村とするのが妥当か。）を通って来るといふことで、そちらまで皆で同伴して出迎えている。

【史料二―④】

九月廿一日夕方来着

杉本坊

池端坊

岩田左源次

同日七ツ時分方明王院加納院両修験達我宅ニ来り、右三人来着ヲ待居、面会して明日之事及相談たり、扱酒出し振舞久敷飲而、四ツ半ニ夕飯出し、村方修験達者帰ル

夕方頃に杉本坊、池端坊、岩田左源次の三名が到着した。杉本坊は冒頭に登場した高山不動の祠堂の一つであり、池端坊もそれと同じ祠堂の一つである。岩田左源次について詳細はわからないが、三名の名前の下の注記（全文引用は省略）によると秀栄の弟子の者達であるようなので、その中の一人と考えられる。また、高山不動の創建に関わった人物の中に岩田三兄弟という者がおり、それぞれ祠堂の杉本坊、池端坊、樋下坊の創建に携わったとされている⁽³⁵⁾。前者二坊からの僧が来ていることを考えると、樋下坊の僧、あるいは他二坊の関係者と捉えて差し支えないだろう。

その日の七つ時（現在の十六時頃）に、明王院と加納院という二人の修験者が訪れている。この二名は赤尾村に存在した修験者たちで、いずれも本寺は山本坊、明王院は白山社の別当を務めており、加納院は荒神社の別当を務めていた⁽³⁶⁾。この後もこの二名は度々記録に登場するが、この二名を指して「村修験」という呼称を用いるようになる。この村修験とは、修験道研究等で「里修験」と呼ばれる人々のことと考えられる。里修験とは、村の一員として村人とともに生活している修験者を指し、地域住人の依頼に応じて祈願、祈祷、病氣治しを行うことをはじめ、別当として鎮守の神社や堂庵の祭祀や管理を行ったり、護符の発行をしたり村落において地域住人の生活に密着した幅広い活動を行った⁽³⁷⁾。里修験たちは村の祭祀も担っており、そのような役目から今回の祈祷でも段取りの一部に加わっていたのであろう。高山不動から来た僧とともに今後のことを打ち合わせし、その後、酒の振舞もともに受けて四ツ半（現在の二十三時頃）

に帰宅している。引用はしていない箇所だが、続きに夕飯の七賄分の記録があり、その内訳は高山へ迎えに行った戸右衛門と熊十郎、高山不動の僧三名、村修験二名となっている。次は翌朝の場面となる。

【史料二一⑤】

九月廿二日朝飯後、己案内して光勝寺に至り、直二己者立帰宅、今朝組頭政右衛門二山方御役所へ奉差上絵図并社倉金利益御上納、右之品相渡し、粗昨日方之記録せり

九月二十二日の朝食後、高山不動から来た三名を光勝寺に案内している。光勝寺は真言宗智山派の寺院で、創立年などは不詳とされる。『新編武蔵風土記稿』では、開山が圓音、法流開山が朝慧とされ、本尊の大日如来と門前・境内の古碑について記されている⁽³⁸⁾。赤尾村ではこの光勝寺の檀家になる者も多かったようで、光勝寺から出された宗門改帳など関わりを裏付ける文書がいくつか残っている⁽³⁹⁾。案内後、林半三郎は帰宅し、組頭の政右衛門に山方役所へ差し上げた絵図と利息金を上納し、昨日からの記録を大まかにしている。なお、引用はしていないが、朝飯として三賄をしており、内訳は昨日止宿の三名となっているので、高山不動の僧だろう。次は昼からの場面となる。

【史料二一⑥】

今昼食方始メ己方方仕出しする事二同役始メ一同申談之上、庄助

ヲ以申来レリ、今朝下男勘造ニ高山荷物之内為持光勝寺へ遣し、其内人々来舎し、追々己方ニ来り、高山荷物持て光勝寺ニ至ル

二十二日の昼食からは林半三郎の方で仕出しをすることが相談の上、決まり、祈祷に向けての準備が本格化している。朝食後に案内した光勝寺を祈祷の場とすることにしようで、勘蔵、銀五郎、繁吉らによつてござ、茶碗、屏風、硯、刷毛、ひしゃく、半紙などの道具約二十品を運んでいる。品目は多数あるので引用は省略した。

【史料二一⑦】

九月廿二日夜二入、胤之助帰宅云、明日之支度ニ今夜九ツ過迄茂可かゝる様子なるニより、酒出し可申与同役与相談之上なるよし

夜になり、胤之助が帰宅して言うことには、明日の支度に今夜九つ（現在の午前〇時頃）過ぎまでかかる様子だということ、同役同士で相談の上、酒を振舞っている。目的は疫病除けの祈祷であるが、祭りの準備のような様子を讀み取ることができる。なお、昼と夜に賄いとして出した食事の内訳が引用外の箇所記録されているが、いずれにも高山不動よりの来客のみでなく、村修験への振舞も行われている。祈祷の準備から村の修験者たちも携わっていたことがわかる。

(3) 祈祷の当日

ここまで説明してきたような準備を経て、いよいよ祈祷の当日となる。その日の朝の場面から記録は始まる。

【史料二一⑧】

九月廿三日朝聞、昨夜蠟燭三丁もやして其内御札其外支度し、夫方又蠟燭式丁もやして明日之支度大方出来、飲酒茶碗にて銘々ひかへのこしたりと云

九月二十三日の朝になり、林半三郎が聞くことには、昨夜は蠟燭を三丁燃やして御札などの支度をし、さらに蠟燭を二丁燃やして明日の準備は大方完了した模様である。引用してない箇所となるが、この日は高山不動からの来客三人と村修験の二人の朝食の後、朝三升、昼二升、夜二升米の炊き出しを行っている。煮しめも前日の夜とこの日の夜に作ったようだ。

【史料二一⑨】

今昼方始メ、上村長次郎宅方光勝寺ニ来り、村中之もの不残御神酒たへよき機嫌ニ成り、我宅へ日暮而来ル、夫方繁吉方亀吉方帰りニ而、なんとく小沼村境へ行、悪病神送り出し置候而、皆々立帰ル、光勝寺庭ニ而神前へ備候神酒ヲ入レ候酒皆々飲之帰宅、同役始昨夜同様光勝寺ニ止宿、己夕飯後光勝寺ニ至り、小沼村境方皆々帰ルヲ待及、挨拶夫方帰宅

今昼より始めて上村の長次郎の家から祈祷の会場となる光勝寺へ来て、村中の者は残らず御神酒を口にし、皆上機嫌になっているようである。日が暮れてから林半三郎宅へ皆日が暮れてからやって来た。それから繁吉のところから亀吉が戻り、小沼村との境まで行き、悪病神を送り出しておいたとある。（小沼村の位置は図3参照。）ここで行われている儀式の詳細は不明であるが、疫神送りに関する何らかの儀式が行われたと考えられる。古代より人々は、疫病を邪悪な疫神が引き起こすものと捉えていた。近世に疫神を擬人化した絵などが見られるのもそうした考えに基づくものである。このような疫神を共同体の外へ追い払うことで疫病にかかることを防ぐ儀式を疫神送りという。大森恵子は疫神送りの方法として呪符を使用するもの、神楽を舞うものなどとあわせて、疫神を村の辻や村境、川や海へ送る方法に言及している⁽⁴⁰⁾。大森は「三河国吉田領風俗問状答」、「淡路国風俗問状答」⁽⁴¹⁾の川祭り等の記述から疫神を人形に依りつかせて送り出す儀式の様子が確認できるとしている。今回の林家の記録でも「小沼村境まで送り出す」という表現がなされていることから、疫神を人形等に依りつかせて送り出すようなことをしていた可能性が高い。悪病神を送り出すことが終わったら皆光勝寺へ引き返し、光勝寺の庭で神前へ供えておいた神酒を入れて皆で飲んでいく。これは直会の一種とみて良いだろう。直会は神事後、神前に供えた神酒や神饌を下げて行う共同飲食で、神と同じものを食べることと神と人との親密さが増し、結びつきを強める効果があるとされる。ここでも神前へ供えた酒を皆で飲むことで、神との結びつきを強め、

疫病からの守護を祈願していたのだろうと考えられる。

そうした儀式が終わり、村の人々は帰宅し、名主を始め、祈祷実施の中心となっている人たちは昨夜同様会場の光勝寺に宿泊している。林半三郎は夕飯後に光勝寺に行き、小沼村境から人々が帰ってくるのを待ち、挨拶をしてから帰宅している。

次は翌日の場面となる。高山不動の祈祷がいよいよ行われる。

【史料二一⑩】

九月廿四日快晴、村中男女小兒迄光勝寺へ可来、銘々加持いたし可申与之事二而、村中へ不残為触候

九月二十四日には、村中の男女子どもに至るまで光勝寺に来て祈祷をしないさい、ということを経村中に触れ回っている。引用していない箇所には、この後高山不動から来た者たちと村修験への朝飯、昼飯、夕飯の賄い、米一升の炊き出しも行っていることが書かれている。こちらも祈祷の詳細は不明だが、前日のように皆で一斉に集まって祈祷をしてもらうという形ではなく、それぞれが二十四日のうちに光勝寺に行き、祈祷をしてもらうという形をとっていたように読み取れる。

(4) 祈祷の後の振舞と見送り

無事に祈祷が済み、高山不動の僧たちに劳いの振舞が行われる。その場面から見えていく。

【史料二一⑪】

九月廿五日早朝光勝寺へ己迎二行、杉本坊始メ同伴して帰宅、酒出し終日振舞、今夜二入来会之人々退散、但シ明王院方来ルニ付迎遣し、加納院茂呼寄髪結直造総次郎平四郎長左衛門様来り、万歳之真似様して今夜四ツ時分夕飯皆々へ出ス

祈祷が終わり、九月二十五日の早朝に林半三郎が光勝寺まで迎えに行き、杉本坊たちを同伴して帰宅した。ここでもまた酒を出し、終日振舞をして劳いの会をしている。夜になると会に来ていた人々は帰ったが、村修験の明王院が来るということで迎えを遣わし、加納院も呼び寄せて、髪を結び直造、総次郎、平四郎、長左衛門も来て、万歳の真似事のようなことをし、夜の四ツ時頃（現在の二十二時頃）に皆に夕飯を出した。ここでの万歳は、新春に家々を訪ねて長寿繁栄を祝う歌舞のことを指すと考えられる。

翌日になっても振舞が続き、高山不動の僧たちが村を離れる日となる。

【史料二一⑫】

九月廿六日早朝先飯出し、夫方酒肴出し振舞、其内ニ送り之人并見送り之人々来り、五ツ半頃出立

九月二十六日には早朝、先に食事を出し、その後酒と肴を出して最後の振舞をしている。その内に送っていく人々と、見送りの人々

が来て、五ツ半頃（現在の九時頃）高山不動に向けて出発している。

【史料二一⑬】

村役人惣代与して吉田村迄見送り胤之助、外上与頭下与頭下百姓代中百姓上百姓代小前惣代之内佐左衛門四郎兵衛豊吉様と文造跡屋敷前之辻迄見送れたり、同役者昨日方小児大病之迎不来也

帰りの見送りは胤之助が村役人の惣代として吉田村まで見送りをして、他上組、中組、下組の百姓代や組頭などが盛大に見送りをしている。これにて赤尾村での一連の祈祷関連の行事は幕を閉じた。

この日記の後の部分には、祈祷に用いた様々な金銭の書付がある。この書付は時系列がバラバラであったり、日付と人名しか書いていなかったりする部分など、関連付けて詳細を論ずるのが難しい箇所も多い。また、この日記とは別の帳面で、この高山不動の祈祷のための出錢について記している史料がある⁽⁴²⁾。こちらも詳細の引用は省略するが、ここに記されているだけでも百名前後の人々が金を出しあつて祈祷を実行したことがわかる。こちらも冒頭の護摩修行の時と同様、世話人を二名ずつ立て、十五から二十数人のまとまりで金を集めたようである。金額は様々で百文から三百文程度の人が多いが、金一〜二朱を出している人もいる。

(5) もう一種の祈祷

表紙には朱字で「三種御祈祷入用」という記載がなされている。一

つは冒頭の牛頭天王神前での火生護摩の祈祷、二つ目がこれまでずっと日記の記述をもとに流れを追ってきた高山不動の僧による祈祷である。もう一つの祈祷は、高山不動の祈祷に関する記録の後に記述が見られる「大般若の節軒前入用」と書かれている金銭の書付がそれに該当すると考えられる。かかった金銭の記録しか残っていないため、こちらも冒頭の牛頭天王神前での祈祷と同じく、どのような内容の行事が行われたのか詳細にたどることは難しい。だが、金銭の書付から一部概要を推測することは可能な部分がある。最後にその記述を確認したい。

この三つ目の祈祷が行われたのは、同じ年の九月六日である。行われた時系列としては、牛頭天王神前での祈祷や、高山不動の祈祷よりも前のことになる。最初に書かれているのは、白山神社、成就院、明王御前、諏訪神前への酒代である。これらはいずれも赤尾村の寺社である。各所酒一斗ほど、金額としては金一分ほどとなっている。次の部分には「老軒二付銭四拾八文ツゝ与触廻し、右村中軒前出銭」という記述が見られる。この表現からは、一軒につき四十八文ずつ集めるということをあらかじめ触れ回っておき、村中の軒前でお金を出してもらったということが行われたと読める。そのことと、この記録の見出しとなっている「大般若経軒前」ということから考えると、大般若経をもって何らかの形で各家を回り、そこでお布施のような形でお金を受け取っていたのではないだろうか。大般若経というと経典の初、中、終の要所など一部を読むことで全体を読むことに代える転読が知られている。この転読は疫病除けを祈願して行

われることもあり、病家を軒別に転読して回った例もあるという⁽⁴³⁾。また、季節の行事のため疫病除けと意味合いは少し違うが、民俗学の調査で大般若経を箱に入れ、一軒一軒回る例が見られる地域もあることが知られている⁽⁴⁴⁾。箱に入れて回ることが江戸時代まで遡れる行事なのかは検討の必要があるが、このような例のいずれかのような形で一軒一軒を巡っていた可能性はあると考えられる。

おわりに

これまで「奇悪病時行二付高山御祈祷中日記」の記録をたどる形で安政五年（一八五八）に行われた赤尾村の疫病除けの祈祷の様子について見てきた。高山不動の僧を呼んでの祈祷は村をあげての大行事であり、準備の段階から綿密な計画を立て、祈祷の依頼から物品の用意、祈祷に来る人々の迎えなど多くの人々を動員して祈祷の実行を達成した。また、実際の祈祷は呼び寄せた高山不動の僧のもとに集って祈祷をもらうというだけではなく、疫神送りや共食といった共同体の人々が主体となって行う疫病除けの行事もあわせて行っていた。そして準備の過程や、高山不動の僧の慰労など所要所で酒食の振舞が行われ、疫病の流行の最中とはいっても、宴会のような様子が見られる場面もあった。さらに祈祷の種類は一つだけでなく、日ごろから繋がりのある神社や大般若経に関するものなど、別の形での祈祷も近い時期に行い、より強固に疫病除けの祈願を行おうとしたのではないかと考えられる。

今回は確認できた関連史料が少なく、また祈祷の一部始終をたど

ることに終始してしまい、それぞれの行事について他の地域や時代の事例との比較や、祈祷に使用した物品や関係した人々についての詳細な検討などをするところまで進めることができなかった。それについては今後の課題としたい。個々の行事の中には、歴史的な視点ではもちろん、疫神送りの儀式など民俗学的にも研究が深められる部分が多いと思う。筆者自身としても、より多角的な視点での研究の深化を試みていくとともに、幅広い分野に関心をもつ方に当館収蔵資料を活用していただくことを願う。

註

- (1) 加藤光男「文久2（1862）年の麻疹流行に伴う麻疹絵の出版とその位置づけ」『文書館紀要』第十五号、二〇〇二年。
- (2) 富士川游『日本疾病史』平凡社、一九六九年。
- (3) 山本俊一『日本コレラ史』東京大学出版会、一九八二年。
- (4) 斎藤月岑編『武江年表』国書刊行会、一九二二年、二九二ページ。
- (5) 仮名垣魯文原著、篠原進ほか著『安政コロリ流行記―幕末江戸の感染症と流言』白澤社、二〇二一年、四八ページ。
- (6) 前掲註(5)、二九ページ。
- (7) 前掲註(4)、二九二ページ。
- (8) 高橋敏『江戸のコレラ騒動』(株式会社KADOKAWA、二〇二〇年)、七二・七三ページの「くだ狐の妄想」の例参照。
- (9) 鈴木棠三、小池章太郎編『藤岡屋日記 第十卷』三一書房、一九九一年、三九七ページ。
- (10) 埼玉県立自然の博物館編『平成29年度特別展 神になったオオカミ〜秩父山

地のオオカミとお犬様信仰〜』展示図録、埼玉県立川の博物館、二〇一七年、二一ページ。

- (11) 前掲註(2)
- (12) 山崎佐『日本疫史及防疫史』克誠堂、一九三一年。
- (13) 前掲註(3)
- (14) 酒井シヅ『病が語る日本史』講談社、二〇〇二年。
- (15) 高橋敏『江戸のコレラ騒動』株式会社KADOKAWA、二〇二〇年。
- (16) 鈴木則子「安政5年コレラ流行をめぐる〈疫病経験〉―駿州大宮町枡屋弥兵衛の日記から―」『歴史学研究』No. 二〇一一、二〇二二年。
- (17) 宮間純一「地方文書からひもとく安政のコレラ」(地方史研究協議会編『日本の歴史を原点から探る…地域資料との出会い』文学通信、二〇二〇年)、菊池保男「幕末から明治十年代にかけての秋田のコレラ対策」『秋田県公文書館研究紀要』第十四号、二〇〇八年)、四家久央「幕末期におけるコレラ流行の爪痕―奥州磐前郡高坂村「四家又左衛門日記」より―」(佐藤孝之編『古文書の語る地方史』吉川弘文館、二〇一〇年)など他多数。
- (18) 埼玉県立文書館収蔵文書目録第22集『林家文書目録』埼玉県立文書館、一九八六年、四・四一七ページ参照。
- (19) 「御用御廻状留帳(安政六年十二月迄)」(林家文書No. 一四三八)。
- (20) 石井良助、服藤弘司編『幕末御触書集成 第5巻』岩波書店、一九九四年、三五四・三五五ページ。
- (21) 御用留は「御用留」(土生津家文書No. 四四八六)など。稻生家の日記は「日記(安政五・正十二月)」(稻生家文書No. 一七七)。
- (22) 「奇悪病時行二付高山杉本坊御祈祷入用出銭帳」(林家文書No. 一九七六)と「火生護摩御札御初穂帳」(林家文書No. 一九七七)。
- (23) 前掲註(18)、十五ページ。
- (24) 前掲註(18)、十二ページ。
- (25) 「入間郡勝呂村大字赤尾字坪ノ内 無格社八坂神社明細帳」(埼玉県行政文書一六九〇六一二七三)。
- (26) 「牛頭天王神輿勸化帳(神輿図面共)」(林家文書No. 七五九)、「天王様御輿御祈

袴村中順帳銘々貫物取立覚」(林家文書No.一九三七) ほか。

(27) 「火生護摩御札御初穂帳」(林家文書No.一九七七)。

(28) 「秩父郡高山村字西下 新義真言宗智山派常楽院明細帳」(埼玉県行政文書一六九二八―三六三)。

(29) 『新編武蔵風土記稿』秩父郡巻二「高山村」の記述参照。

(30) 現在は国指定重要文化財となっている「木造軍荼利明王立像」

(31) 『特別展 山上の靈地―子ノ権現・竹寺・高山不動・岩殿観音』展示図録、飯能市郷土館、二〇一二年、三四ページ。

(32) 『新編武蔵風土記稿』秩父郡巻二「高山村」内の杉本坊の記述参照。

(33) 「高山不動堂再建奉加帳(木版)」(林家文書No.四七四)。

(34) 『坂戸市の民俗―赤尾の民俗―』坂戸市教育委員会、一九九三年、二三二ページ。

(35) 前掲註(28)

(36) 坂戸市教育委員会編『坂戸市史 通史編Ⅰ』(坂戸市、一九九二年)、六五三ページ参照。

(37) 久保康顕「第十章 里修験の活動と組織」(時枝務・長谷川賢二・林淳編『修験道史入門』岩田書院、二〇一五年) 参照。

(38) 『新編武蔵風土記稿』入間郡巻十四の「赤尾村」内の「光勝寺」の記述参照。

(39) 「真言宗門御改帳」(林家文書No.五八七) ほか。

(40) 大森恵子『念仏芸能と御霊信仰』(名著出版、一九九二年)、二五〇ページ―二六六ページ参照。

(41) 「諸国風俗問状答」のうちの二つ。「諸国風俗問状答」は幕府の奥儒者であった屋代弘賢が各藩に領内の風俗習慣の調査報告を求めた問状の答書である。藩によるが、文化十二、十三年頃のものと考えられる。

(42) 「奇患病時行ニ付高山杉本坊御祈禱入用出銭帳」(林家文書No.一九七六)。

(43) 昼田源四郎『疫病と狐憑き』(みすず書房、一九八五年)、四二ページ参照。

(44) 『嵐山町 WEB 博物誌』Web 07 写真で綴る嵐山歳時記」の「第2章 春・夏」 「第2節 春を祝う」の「6 大般若経の転読」参照。(http://www.ranhaku.com/web07/c2/2_06.html) (最終閲覧：二〇二二年一月六日)

畠山重忠・重保伝承の生成

— 内閣文庫本『畠山六郎志げ体』から読み解く —

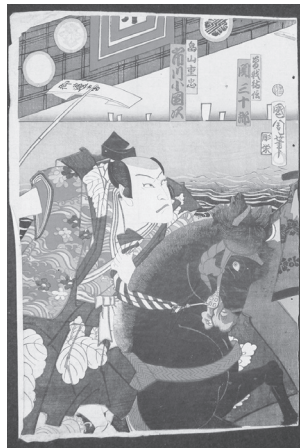
若松良一

はじめに

畠山重忠は郷土が生んだ英雄である。残念なのは畠山家が断絶したため、家文書が一切残っていないことである。しかし、後世の二次資料はきわめて豊富である。試みに埼玉県立文書館の所蔵を検索してみると、三十六件がヒットする。近年の刊行物を除外した上で、左に一覧表を掲げる。その内訳は、伝記、芝居絵、重忠の顕彰事業に関するものなどに亘っている。これらの内、最も古いのは一〇番

番号	家	資料番号	資料名
一	持田(文)	九八	井原五所神社永代奉額(集句)
二	同	一三七	畠山重忠等身観音永代奉額
三	小室	七三七	畠山重忠城跡の図(写) 明治一二年
四	小室	四五七九	畠山重忠等身千手観音永代奉額句集・明治二六年
五	足立	一〇四九	箱王丸・曾我裕信・畠山重忠芝居絵・慶応二年
六	高橋(周)	二八四七	寄付金領収書(畠山重忠君建碑二付) 明治二五年
七	室氏収集	一七九	少年読本第二編『畠山重忠伝』大正八年
八	同	一九二	畠山重忠公(縦帳)
九	同	二〇〇	畠山重忠物語・下村戀著・昭和三二年
一〇	大柴	一五	新編武蔵國風土記(畠山重忠断碑収録)
一一	小室	六四五五	拓本(畠山重忠公断碑記) 明治一二年
一二	古沢	一二五二八	〔建碑祭典〕 明治一八年

畠山重忠・重保伝承の生成 — 内閣文庫本『畠山六郎志げ体』から読み解く — (若松)



左 (足立家一〇四九)



右 (室氏収集一七九)

これらのなかで、伝記は鎌倉幕府の編纂した『吾妻鏡』から記事を拾って編集したものである一方、芝居は、文学的な脚色を加えて、重忠の超人的な武人としての活躍や、人間性をクローズアップし、無実の身に非業の死が待ち受けていたことに対する、追悼の感情が加味された点で共通しており、芝居絵は、今日風に言うと、重忠を

の新編武蔵風土記稿(文政一三年)、次が五番の役者絵(慶応二年)で、他は明治以降の資料である。一見、ばらばらのように見えるこれらの資料は、実は一本の糸で結ばれている。それは重忠を後代の民衆が忘れずに、彼の故地では顕彰のため、建碑や重忠を等身大に写したと伝わる千手観音像に額を奉納したのであり、伝記と芝居絵は全国へ発信されたのである。

演じきつた役者のプロマイドであったということが出来よう。

こうした重忠に関する資料の収集は、文書館の課題の一つであるが、埼玉県が誇る全国区の歴史上の人物であるだけに、資料の所在地も埼玉県を超えて、広く目配りする必要がある。その原資料は一朝一夕にして入手できるものではないが、複写資料や翻刻資料によって、補っていくことは可能である。国立公文書館所蔵の『畠山六郎志け体』（註1）は、重忠の二次史料の中でも古く、成立背景を検討する価値を有しているので、重忠の文学や伝説に関心をお持ちの利用者の方々のために、翻刻・公表しておくことは、館にとつて意義がある。



重忠公園（深谷市畠山）の畠山重忠像

この資料については、幸若舞曲研究で高名な徳田和夫氏が既に翻刻を行っている（註2）が、校訂を進めると、筆者には、徳田氏とは異なる読み方のできる部分も少なくなかったため、改めて翻刻を行ったうえで、現代文の梗概を併載し、畠山重忠・重保伝承の生成について検討してみたい。翻刻に当たっては、

変体仮名の表記部分の割合が多く、読みにくいので、可能な限り仮名を漢字に置き換え、段落ごとに改行した。また、送り仮名を丸括弧内に補い、歴史的仮名遣いそのまま濁点はこれを付して表記し、原文表記を右付けした。

一 『畠山六郎志け体』翻刻

抑正治二年正月一日の日⁽¹⁾、源頼朝よしなき事⁽²⁾に失せ⁽³⁾給ひし。其濫觴⁽⁴⁾を尋ぬるに、ある時、頼朝の北の御方⁽⁵⁾御物語のついでに、らい朝⁽⁶⁾に仰せけるは、御内⁽⁷⁾に多き弓取に扱も秩父の六郎は、器用⁽⁸⁾の物、かれ日本一のおのことゆるしたるも道理⁽⁹⁾なりと、の給へば、らい朝きこし召（し）、心の内、量り難うや、思しけん。俄に、若宮に参籠⁽¹⁰⁾の由あつて、御台所⁽¹¹⁾の御番⁽¹²⁾をば秩父の六郎一人に仰つけさせ給ふ。重保、承はれ、一人に女中⁽¹³⁾の御番を承る事、不審⁽¹⁴⁾のいたり是なり。日夜、隙なく伺候す。

さる間⁽¹⁵⁾、頼朝は夜になれば、主殿の広庇に忍やかに、上がらせ給ひ、白き絹をかつき、爰かしこを見たまへば、女房達御覧して、主殿の上⁽¹⁶⁾に化生⁽¹⁷⁾有（り）と、日暮るれば、さながらに、おち慄⁽¹⁸⁾のかせ給ひけり。御台⁽¹⁹⁾きこし召（し）、六郎を召され、不思議なり、化生の物有（り）、払へとの御誼⁽²⁰⁾なり。重保うけ給（ひ）、紫系の腹巻⁽²¹⁾に八方磨きのはつふり⁽²²⁾着、秩父の家の重寶⁽²³⁾に、かうひら⁽²⁴⁾と言ふ太刀持つて、広縁⁽²⁵⁾によもすがら、宿直をしてぞ居たりける。さる間、頼朝、八棟造⁽²⁶⁾の庇をひらりと飛び給ふ。重保これを見て、すはや、化生の物有（り）、組み留めばやと、狙らひしに、庇の上の事なれば、さすが手にはたまらず、ましては留めがたしと、四尺二寸のかうひらを、柄なかにおつ取（り）延べ、吹合せ⁽²⁷⁾の庇を飛びたまふ所を、踊りあがつて、ちやうと切る。弓手⁽²⁸⁾の股の際よりも、さつと切てぞ落としける。大事の手にてましませば、たまりもあへず、落（ち）給（ふ）。

重保とつて押さへて、刺し殺さんとしければ、頼朝にておはします。重保、飛び去つて、ふちん(註)してこそ居たりけれ。らい朝御覽じて、いかに重保よ汝があまりさらになし。唯、らい朝が僻事(註)ぞ、人を召せとの給へば、重保承(り)、いかに人々御まいりあれ、君の御説と申せば、我もくと参りつゝ、君を見付(け)奉(る)。俄に御所中しんとう(註)し、鎌倉うちのありさまは、あらしに落葉の散り重なつて、吹(き)乱れたるごとくなり。

さる間、頼朝御子の頼家大名小名を召され、汝らつぶさに聴くべし。われ若宮に参籠の由にて、夜々(註)に此所に来たるを人さらに知られざるによつて、女房達ひとへに化生と心へ、おち慄(註)いてありしに、重保番を預るうへ、日夜、隙なく守護せしに、頼朝庇を飛びけるを、化生と心得、切しなり。らい朝むなしくなるとも、重保があまりさらになし。さるによつて、重保に安房の国をとらすぞ。父重忠は在国なり。此むね慥(に)知らすべしと、栄花やつきぬ五十三、あしたの露と消え給ふ。生死無常の世の習、誰かはひとりのがるべき。らい朝むなしくなり給へば、大名小名ないき評定取くなり。頼家の御説には、かゝるあやまりは、世に例ある事なり、爰に頼朝の御遺言にて候へば、しけ体(註)が僻事有(る)べからず。去ながら、在国せよとの御説なり。重保御まへを罷り立つ。稲毛の入道進み出(て)、申せば、恐れ多けれど、まさしく君を失ない奉るを、かくてはいかゝ候べき。とにかくに、重保を退治あれと申(す)。重保傳へ聴き、急ぎ御所へ参り、かやうの不覚をいたす事父重忠が聞(く)ならば、かくては如何候べき。君の御意にて候へば、今まで、かくて候ぬ。御いとまを給(り)、御供せんと申(す)。頼家きこし召(し)、其氣ゆめくあるべからず。急ぎ自宅へ帰れと、重保を制したまふ。かゝる事の出くるも、さんぬる文治の頃、梶原の源太(註)とあらしひのありし時、重保、龍宮に行つて、九穴(註)の貝を求めしに、折節、龍

女六郎を御覽じて、急ぎ宮中へ招じ入れ、種々の寵愛限なし。一日二日と過ゆけば、七日迄は留まりぬ。玉の台(註)の新枕、行末契ることのはを、互ひに定め給ひける。すでに重保を返すまじきとありしかば、人と争ふ事あれば、九穴の貝を貸したまへ。此争に勝つならば、勝つうは家の面目なり。必ずここに來たりつゝ、則、夫婦たるべしと、とかく偽りたりければ、龍女はまことと覺し召(す)。九穴の貝と申(す)は龍宮の月日也。返事もなくば、此貝の則に聞となりぬべし。さりながら、重保の家の面目たるべくは、父龍王に申つゝ、三日預け申(す)べし。必ず持ちて來たまへと、かたく契約したまひて、九穴の貝を貸したまふ。

さる間、源太は二尺あまりの鮑をさし上げて浮き上がる。九穴よりも息を吹(き)、さながら、光の如くなり。君も諸人もひとへに九穴の貝にてあるべしと、不思議の思ひをなしたまふ。七日と申(す)に重保は九穴の貝を沈金の箱に入(れ)、由比の汀に浮き上がる。君を始奉(り)、あれはいかにとの給へば、若宮の宝室にて此箱を開けば、光明赫奕(註)としたる光が此貝より出てければ、源太が貝は消えにけり。貴賤君主一同にあつと感じて、暫く鎌倉内は静まらず。頼朝御覽じて、しんへう(註)なり。弓取は海山川に達者にて、用にたつべき物なりと、御盃にさし添へ、六郎重保に一千町給ひにけり。梶原源太も普通(註)に超へし水練と、三百町を給はりぬ。

其時、重保貝を若宮の沖に沈めけり。龍女はしけ体を迎へんと、おぼし召(し)、由比の汀に有しかど、六郎は出ざれば、ちから及ばず、貝を取(り)、龍宮に帰らるる。其後、重保を待(ち)侘びたまひて、かゝるしやうけ(註)をなすならば、重保が日本に身の置き所有(る)まじ。さあらん時は、必ず、龍宮に來たるべしと、たくみ給ふ事なれば、次第にせんき(註)つりつゝ、すでに退治になりけり。稲毛、仰(せ)をうけ、惣大将を給はり、されども、東八ヶ国の

諸侍は、かかる事は世の中のためにためしあるべきことなれば、頼朝の御遺言悪しくは仰(せ)置かるまじと、再三申されけれども、諸人のせせう(55)定まるうへ、すでに退治の日になりぬ。重保は大力、かくて、組手(56)をさだめらる。日本国の弓取に大力を選ばれけり。筑紫には菊池の七郎(57)、八百人の力なり、甲斐に竹田の太郎(58)、鎌倉には杵本岡田、岩倉。三浦にては朝比奈。遠江には設楽の三郎。三河に足介の太郎。假ば、丈十丈の鬼なりとも、組まんと思ふ大力八人まで選られけり。此人くが寄合ひて、人界に生れても、いたづらになさる身を、日本の弓取に選び出され候しは、各々家の面目成(り)。是非ともに、重保を組み留めて、名を残さんと、各々勇みをなしにけり。すでに明日と定まりぬ。

爰にひとつの物語有(り)。かの朝比奈が母と申(す)は、木曾殿の御内に葵、巴とて、二人の女武者のありし、巴と申せし女なり。義仲が合戦に打負け、粟津が原にて、失せ給ひし時。巴、一騎に打なされしを、おんたの八郎もろしけ(59)三百五十余人が力と名乗(る)。巴と並べて組んだりしを、もろしけが首捻切て、大津のかたへ引かんとす。秩父の重忠、御覧じて、いかにや巴にてはなきか。まさなくも総角(60)を見するは源家の恥辱なるべし。一千人の力と聞(く)、返せ、組まんと有しかば、重忠と見しよりも、あつばれ敵や。いざ組まんと、朱にゆたる打物をからりと捨て、駆け寄する。重忠も打物捨(て)、いざや組んで珍しき勝負をせんといふまゝに、鎧の袖をひつちがへ、むずと組めば、重忠、弓手の脇に、かいこうて(61)、味方の陣へ帰りつ(衍字か)。其後、巴と最愛(62)し、都へ登り給ひけり。かの巴と申すは、剛の武者とは申せども、其頃十八歳にて、ならびもなき美人たり。

去間、重忠、都よりも帰国の時、三浦へ立寄り給ひ、大助(63)に對面し、都の津とに珍しき玉もなし。是を御慰めにとて、巴を大助にま

いらせらる。介は大きに悦(び)、老後の慰め是なりと、寵愛なめならず(64)。あかし暮して過行しに、程なく若を儲くる。かの若の有り様骨太うして、尋常に全体まれなる風情。朝比奈の三郎(65)是成(り)。その頃十九に罷なる。

其時、母の巴、朝比奈を一問所(66)に近付(け)、ひそかに語けるは、おん身はいまだ知らずや、重体「保の誤記」と組むならば、三浦の面目たるべきか。おん身のためには兄にて有(り)。それをいかにと申(す)に、みづからは木曾殿の討たれさせ給ひし時、御供せんと申せしを、巴は国に下りつつ、ひそかに申届けよとの再三御諒の有しかど、只とにかくに御供を申(す)べしと慕いしを、義長重て仰(せ)けり。汝を国へ帰さねば、心中の願たえなんと、涙を流し給へば、此段、力に及ばずと、御暇を給(ひ)て、大津のかたへ駒をうつ。あとより巴と呼ばわりけり。見れば、秩父の重忠成(り)。よき敵ぞと組みければ、日本一の大力にや。ことごとと生捕られ、其まま、最愛せられしに、かくて汝を懐胎し、二ヶ月と申せし時、かの大助に妾ひにけり。程なく御身を儲ければ、介は我子と思せども、御身の父は重忠成(り)。しかれば、かの重保は御身の兄にてあらずや。兄と組みなば、転倒(67)の過誤もいよく恐れ有(り)。如何せんとぞ語(り)ける。

朝比奈つぶさに是を聞(き)、しほれぬ(68)。かう(69)の眼より涙を流し、よくも仰(せ)候物かな。おなじくは、昨日かくとはのたまわで、諸人と定め先ならば、重保が館へ入(り)、ともに腹を切るべきに、今は甲斐なき事成(り)。されども、兄と組まん事、思ひもよらぬことにて有(り)。此ま、日本に有(る)ならば、余人は此儀を知らずして、人の数には思ふまじ。所詮、日本にあらじと、其ま、三浦を忍び出(で)浦嶋や、大井河、三河にかけし八橋を、心細くも打眺め、星崎(70)もはや夕塩に鳴海湯(71)。熱田の宮を伏し拜(み)、名残

をとめよ不破の関⁽⁵⁶⁾。憂世いつれ醒ヶ井⁽⁵⁷⁾の水に心の近江路や。まふちなはて、つちはしを三上⁽⁵⁸⁾、犬上⁽⁵⁹⁾、鏡山⁽⁶⁰⁾。瀬田の長橋⁽⁶¹⁾、粟津⁽⁶²⁾のやか⁽⁶³⁾の義長失せ給ひし其旧跡を打眺め、おつて出て、相坂の開の嵐も吹こして、しのみや原⁽⁶⁴⁾よつの辻、まくすか原を帰りみて、清水八坂、白河や、都に早く着にけり。九重の外⁽⁶⁵⁾を打眺め、末を東寺の作り道⁽⁶⁶⁾。山崎、開戸、あくた河⁽⁶⁷⁾、こや行かたも西の宮、御影の森を、もとへ坂、日影に晒す布引や⁽⁶⁸⁾。道は生田の湊川、須磨より明石へ浦つたひ、尾上⁽⁶⁹⁾、高砂⁽⁷⁰⁾、室の戸⁽⁷¹⁾を開けて、鞍にこがれ行⁽⁷²⁾。浦く通て、厳島門司、早鞆⁽⁷³⁾の綱解いて、九国⁽⁷⁴⁾の地をば弓手に見て、博多の津にぞ着にけり。かくて朝比奈、壹岐、対馬に越へ、それより、高麗國へ渡り、是日域⁽⁷⁵⁾の朝比奈の三郎義秀と申^(す)物、発心⁽⁷⁶⁾はつの誤記⁽⁷⁷⁾の望み有^(り)。此国に有べきと奏聞す。

御かど叡聞ましまして、是は不思議の事成^(り)。叶ふまじとの宣旨にて、百千萬の官人、四方鉄砲放しつゝ、石を飛ばせ、箭を射る事、雷の花の散^(る)ごとく、身を隠すべき所なし。朝比奈、大きに怒りをなし、其儀にて有^(る)ならば、手並み見せんと言ふまゝに、たけ一丈の大石を中につと指あげて、諸人の中へ投げければ、百人ばかり打砕かれて、微塵のごとくになつたりけり。数万の軍兵ら、此由を見るよりも、前後を方じて逃げさりぬ。内裏に聞こし召^(し)て、十二の門を錠閉ざし、如何せんとの詮議成^(り)。かの内裏と申^(す)は、高さ五丈の築地を、石をたたみ、搗ぎ上げ、漆喰にて固むれば、唯黒鐘^(鉄の宛字)のごとく成^(り)。かの築地に並んで、十二の門を建てられたり。柱は石を切たて、扉は黒鐘を延べて打つたりけり。朝比奈、此由見るよりも、物くしやといふまゝに、左右の手を戸ひら【扉】にあて、金剛力士の力を、多ひやと押せば、さながら、雷のごとくに、天地も響きつゝ、くわらめかひて、崩れけり。御門を始^(め)奉り、百官卿相、雲客⁽⁷⁸⁾が鬼神の來たと心得て、肝玉しる

【魂】も身にそわず、心性⁽⁷⁹⁾忘るる有様は、目もあてられぬ次第成^(り)。さる間、朝比奈、内裏の内へ走り入^(り)、御門へ参内^(し)て、我日域の物なるが、国の望みさらになし、発心の望み成^(り)。われ此国に有^(る)ならば、御門を守護し申^(す)べし。諸侯を急ぎ召^(さ)れよと、奏聞申^(し)たりければ、御門、叡感ましまして、諸侯を急ぎ召^(さ)るれば、をのおの安堵の思ひをなし、急ぎ内裏へたち帰り、御門に仕へ奉^(る)、諸卿、詮議しけるは、とにかくに朝比奈、御門を守護し奉り、此国に住むなれば、臣下の数になしたまへと、をのおの奏し申せば、御門叡聞ましまして、左大臣と任せられ、扱こせいまの世迄、朝比奈の宮と号しつゝ、日本にさしむかい、祝われ⁽⁸¹⁾けるとぞ聞こえける。去間、巴は朝比奈を失い嘆く事限なし。

かくて、鎌倉には重保を退治とて、在鎌倉の軍兵式十萬騎としるさる。すでに、打立つ⁽⁸²⁾所に、第一の組手に定むる朝比奈は見えず、おのおの手を失いたる風情なり。かくてあるべきならねば、数万騎のつわ物ども、重保が館へぞ、寄^(り)たりける。去間、重保は腹切らんとおもひしを、頼朝の御遺言、頼家の御意なれば、いままではくて有しに、討手を給わる事、無念の至りこれなり。その気ならば、ひと合戦し、腹切らんといふまゝに、味方の軍兵七千余騎、ひとつ心に合せて、寄する敵を待^(ち)居たり。寄手の軍兵ども、大手、搦手、もみあわせ、鯨波をどつと、上ぐる。海山響いて夥し。鯨波のきう静まれば、重保がつわ物ども、大手の木戸を開いて、切先を並べつゝ、わつと言ふて、切つて出づ。寄手の軍兵も爰にて、名譽の太刀を打^(つ)。一の筆⁽⁸³⁾に就かんと、我もと思ふ物ども、手組⁽⁸⁴⁾を定め、切りかかる。重保がつわ物ども、あるひは千騎二千騎、甲の鉢を並べつゝ、鎧の袖をかさいて、霰の如く当たる矢も、角の板戸⁽⁸⁶⁾をうつ風情、物の数ともせざりけり。向かう物を幸ひに⁽⁸⁷⁾、命を限^(り)に切^(り)かかる。ふた時ばかり戦へば、敵味方は見も分

かず⁽⁸⁸⁾、手負い死人の伏したるは、千騎ばかりぞ見へにける。され共、城の物どもは、ひととき猛くや勇みけん。大手へ向かふつわ物ども、さゝめかやつ⁽⁸⁹⁾をさつと引いて、くもるかたけへぞ上りける。重保がつわ物ども、敵に息をつかせじと、大手、搦手一同に、心を合わせ切て出(る)。火花を散らし戦へば、二十萬騎の物ども、さんざんに切(り)たてられて、鎌倉内を引(き)しんぞく⁽⁹⁰⁾。

かかつし⁽⁹¹⁾時、重保寄手の大将稲毛の入道が嫡子稲毛の三郎重成を目前にかけ、駒を打つて、をつかくる⁽⁹²⁾。重成、叶はじと、鞭を打つて逃げにけり。既に危うく見へしに、かの龍女、しけ体が乗たる馬のくつはみ⁽⁹⁴⁾に取(り)付き、濱の方へ曳りて行(く)。重保、是をば知らで、手綱を引けどかなわず。敵は逃ぐると心得、六郎をおつかくる。重保、無念に思ひ、敵の中へ駆け入れば、又、馬は味方へ逃げ帰る。味方の軍兵これを見、秩父の命⁽⁹⁵⁾は成るか、かやうに逃げて帰る事、妙見⁽⁹⁶⁾八幡の御放ち⁽⁹⁷⁾ありけると、をのをの心安からず。されども上卿のようし⁽⁹⁸⁾とも、重保はとにもあれ、われら打死究むれば、なんの子細のあるべきと、目と目ときつと見あわせて、敵の中へ切て入り、思ひ思ひ打死す。あるひは、手負ひ落ゆけば、七千余騎の物ども、六郎一騎になりにけり。

去間、重保、心は猛く勇めども、手勢一騎もなかりけり。心に任せぬ馬なれば、由比の汀へ曳いてゆく。重保を打ち取れと、我も我もとおつかくる。重保今は力なく、腹切らんと思へども、龍女のなせるわざなれば、太刀も刀もぬけうせぬ。大手を広げ待(ち)居たり。敵此由みるよりも、仮盤「令の誤写」鬼神と言ふとも、太刀も刀も持たざれば、手取にせよと言ふまに、我先にと駆け寄する。重保、此由見るよりも、近付く物をさみわひに、引寄せてねじ殺し、かひ掴んで、多ひとは投げ、人にて人を打殺す。弓手馬手にて投ぐる事、紅葉の散る如くなり。足を取つて、ひつ裂き、腕を取つて、引き抜き、

由比の濱にて、重保が手にかかつて死する物三百七十余人なり。しやうこも⁽⁹⁹⁾も末代も、ためしあらじと聞こえけり。今は向かう物もなし。重保は此まゝ打破つて、武蔵へ行かんは安かりしを、龍女は重保を龍宮が家迎へんとたくみ⁽¹⁰⁰⁾給ふわざなれば、汀に居つるをさいわひに、俄かに、雷電震動し、すなわち、長夜の闇となり、車軸の雨の降(り)ければ、敵のやつばらも、肝を消して逃げ帰る。重保あきれはて、あつちへ行かんも見えざれば、駒にまかせて行(く)ほどに、もとより龍女は、かくせん為、くつはみに取つき、龍宮が家引いて入り、夢の醒めたる如くにて、そのまま天は晴れにけり。

かくて、稲毛の入道申けるは、重保は雷電のまぎれに、武蔵へぞ落つらん。急ぎ討手を向くべしと、二十萬騎を引率し、秩父の館へぞ寄(せ)たりける。重忠、此由聞こしめし、屈強【んは川の誤記】のつわ物一萬余騎籠りけり。かの秩父の館と申(す)は、深山に分け入り、四方に大河を構へたり。さる間、鎌倉勢左右なく⁽¹⁰⁴⁾攻めんずやうもなく、四方の山に陣を取(る)。徒に日教を送る。かくて矢合わせ始まり、日日ややに合戦す。

かの重忠の弟に池上の五郎とて、耳しみの唾有(り)。されども五体は黒鐘【鉄の宛字】の如く、敵矢もさらに身に立たず。さながら鬼神の如くなり。九尺に余る大太刀をわつそくに掛け、敵の陣へ駆け入(れ)ば、面を合わせる物はなし。重忠は池上に心を合わせ、屋蔵に上がり、幡を上げて下知すれば、池上様の摩きを見て、つる敵をおつはらふ。数万人の軍兵は、池上一人に、おつたてられて、戦をすべきやうはなし。かくては如何あるべきと、稲毛の入道申(し)けるは、昔たい国にけいろく⁽¹⁰⁶⁾と言ひし物、幽王の御為に、陳の国へ遣わさる。かの陳の国の臣下にいふきよくといふ物有(り)。耳しみの唾にて、此池上が如くなり。大剛のつわ物なれば、幽王の官軍ども数をつくして討たれけり。けいろく、賢き物にて、味方百万騎

聲を合わせて一同に、陳王は落(ち)給(ひ)ぬと、天地を響かし呼ばわれれば、陳王運や尽き給ふ。いふきよくが耳に入り、扱は落させ給ふや御あとを尋ねんと、そのまま陳を落去りぬ。かかるためしを聞く時は、これも心を合わせつつ、秩父は落(ち)て有けると、諸人一度に言ふならば、池上が聞くべきなり。人々此よし聞くよりも、もつともしかるべしとて、聲を合わせて、重忠は落(ち)けるを知らぬかと、天地も響き呼ばはれば、運のきわまる所かな。池上かこれを聞(き)、鞭を打つて落行(き)ぬ。秩父此由御らんじて、重忠はこれに有(り)と狭間を開けて招けども、帰り見る事もなく、其まま山に引き籠り、元結切て居たりけり。

さる間、寄手の大将下知しけるは、入道が申(す)所、天命爰に有(り)。急ぎ責(め)よといひければ、各々勇をなしつつ、諸陣を寄(せ)て責(め)たりけり。重忠は名譽の打死して、名を後の世に残さんと、一族、家の子、郎黨思ふままに、同心す。秩父の家の郎党に本田、榛沢、柏原、いくた、しなかわ、ふせ、おくつみ、たるみ、あねさき、うの、猪俣、かれらは一騎当千なり。まづひと合戦仕(り)、敵の手並み知らんとて、我先にこそ進みけれ。

榛沢此由見るよりも、静まり給へ、方々。我先ず越して、心み【試みの宛字】を見せ申さんと云ふままに、榛沢がつわ物どもくつばみを並べて、大手の川をわたし切り、寄手の軍兵これを見て、手取りにせんといふままに、我も我もと駆寄する。榛沢、是を見て、敵は猛勢成(り)。味方はわづか三百余騎。敵の中へ駒を入(れ)、駆け乱し、討つべしと、豫て心をあわせつつ、向いの岸へ駆け上げ、敵に息をつかせずし、二手になつて駆け入れ、蜘蛛手(112)かくなわ(113)十文字(114)さんざんに駆け通れば、猛勢は駆け立てられて、方々へ散つたりけり。されども寄手のその中に、しげやまの十郎、榛沢に渡り合ふ。榛沢、是をみて、太刀打の手始受けて見よといふままに、四尺八寸

の打物を、おつ取(り)延べ、ちやうと打つたりけり。しげ山の十郎真つ向二つに切割られ、朝の露とぞ消へにけり。是を初めとして、三百余騎の物ども、我も我もと首取つて、大勢にておほせ【衍字】東西へ、はつと、おつ散らし、川静々と、うち渡し、味方の陣へ引ゐたりけり。此人々の勢ひは、譬へん方こそなかりけれ。

寄手の軍兵に在鎌倉の諸侍、さすが、秩父、【かの誤写】昨日追情をかけし人成(り)と、八ヶ国(115)の人々は攻めんと思ふ心なし。されども人の多ければ、あるひは諸々の物ども、時の高名せんとて、四方の川を一度に越し、今日を限と攻めたりけり。本田の次郎親経、大手の河原に駒かけ据へ、大番【声の誤記】あげて言ひけるは、いかに人々、唯今進んだるつわ物は、相馬の将門(116)の御内なる、うき嶋の住大輔かけ経に五代の後胤。本田の二郎親経(117)なり。我と思わん人々、いざ組まんと言ふままに、敵の陣へ駆けて入(る)。本田が其日の将是【装束】は花やかにこそ見へにけれ。紅いの直垂に、白檀磨き(118)の脛当し、虎皮の行膝、あくちだか(119)にふんごうだり(120)。獅子に牡丹の脇盾し、糸緋緘の鎧を草摺長にさつさつと着、九寸五分の鎧通しを馬手の脇に差いたりけり。一尺八寸の打刀十文字に差すままに、四尺二寸の太刀佩ひて、同じ毛の甲を着、五寸に余る黒月毛、金覆輪の鞍、置かせ、曲進退(121)に乗たりける。

本田が郎黨五百余騎、続いて駒を駆け入れ、組んで勝負をするもあり。太刀を打つて死するも有(り)。さんざんに戦いけり。寄手の軍兵にかなさわの三郎、本田の二郎に渡り合ふ。親経是を見て、打物をおつ取延べ、横手切にがんじ(124)と切る。かなさわの三郎が弓手の冠の板(125)よりも、袈裟切りといふ物に、つと切(つ)てぞ落としける。たまへの六郎是をみて、いざや組まんと言ふままに、本田の二郎とむんずと組んで、両馬か間へどうと落つ。本田無双の剛の物。たまへを取つて押さへて首を取らんとしたりしに、此間の駆け合ひに大

河を越す事数知らず。濡れつ乾いつ戦へば、刀を抜かんとせし時、鮫鞘巻の目に詰まり、ゑいやと抜けど、抜けざりける。時刻の移る所を、たまへが郎党居り合いて、本田が鎧の隙間をふた刀指【刺の宛字】(し)ければ、たまへかつばと起き上がり、本田が首を打ち落とす。三十一と申(す)に、手籠めた敵に討たれけり。扱こそ男の差すまじきは鮫鞘巻の刀なり。

去間、重忠、本田、榛沢、あねさき、くんきやうの物ども打死する。腹切らんと思召(し)、弟中の三郎、重忠の次男おきたの二郎、ひとつ所に並み居て、重忠仰(せ)けるは、如何におきた、汝は一まづ落(ち)よ。秩父が家を絶やすべきにはあらず。重忠が腹切りぬれば、咎もなし。急げ急げと仰(せ)けり。おきた承り、此は口惜しき御詫かな。そもそも日本に秩父を知らぬ物あるまじ。しかれば六郎が頼朝誤り申(す)事、秩父の家の面目なり。それを如何にと申(す)に、謀叛にもあらず、忠を致さぬにもあらず。さるによつて、頼朝、六郎に恩賞を給り、忠の物に任せらる。是天下に隠れ有まじ。とにかくに、頼朝空しくなり給へば、秩父を退治せらるる事、時節の梅花春風を借らず。生ずる物の滅する事、珍らしからぬ事にて有(り)。我なくとても、秩父といふ名は末代まで絶えずまじ。秩父、此由聞こし召(し)てうてきならず、さればこそ、汝は不覚の物かな。一緒に死して詮もなし。此たびは残いて、父が菩提を弔へかし。親の思ひに似ぬ子をや、子不念父母と説き給ふ。

力及ばず、同心せん。されども、敵の奴原が餘に近く寄りけるに、いざや一矢射んとて、重忠の其日の装束【将是】は赤地の錦の直垂に、ねずみ色の脛当、桶側胴の腹巻、上紐結つて、ちやうと締め、九寸五分の鎧通し、二尺余りの打刀、十文字に差すまゝに、三尺八寸の敵物造の太刀佩ひて、四十二才たる【差いの宛字】切斑の矢筈高にとつて付(け)、黒漆の半頭着、五人張の真中握り、弦食湿し

て立ち給ふ。弟中野の三郎も滋目結の直垂に小桜織の鎧着、同じ毛の甲の緒を締め、太刀佩き、矢負ひ、重藤の四人張りの真中握り、素引してこそおはしけれ。おきたの二郎も同じく、鬱金染の直垂に、緋織の鎧着、同じ毛の五枚甲に鍬形打つて猪首に着、銀銅の腰の物、黄金造の太刀佩いて、大中黒の征矢負ひ、四人張りの真中握り、親子兄弟三人、大手の屋蔵に上かつて、目と目ときつと見合わせたる。此人々の有様は天魔鬼神の大将も、面を向くへき様はなし。さる間、重忠矢狭間広々と引かせ、如何に寄手の大将は、稲毛の入道にておわするな。近う寄つて物聞給へ。重忠腹を切て後、天下は頓て乱(れ)なん。重忠が遺言、頼家に申(す)べし。人々此由聞くよりも、重忠は二相の人、さも有なんと申(し)ける。稲毛の入道か嫡子三郎重成、一陣に駒駆け致し、かくのたまふは重忠にてましますか。御身の世に有し時こそ、二相をさとり、天下の武略も有(り)つれ。今ははや腹切(り)給へと申(す)。重忠是を聞(き)、憎き奴が事は【言葉の宛字】かな。いかに重成聞給へ。重忠が形見に、ひと矢受けよ、といふままに、五人張りに十四束取つて、からとうち番い、きりきりと引き絞り、しばし固め、ふつと切る。一陣に進んだる稲毛の三郎重成が胸板にはつしと当り、押付へ、くと抜け、後に控へたる弟稲毛の六郎が腰の板にひつしと立つ。二騎の武者は溜めずして、弓手馬手へ、とうとうと落ちにけり。中野、奥田是を見て、矢頃(150)に回るを幸いに、散々に射たりけり。三人の矢先に掛かつて、五十三人死んだりけり。手負う物は幾許成(り)。大将二人空しくなる。かくては、堪へ難くして、大手の河をさつと越して、向の岸へ引きしんぞく。去程に、稲毛の入道、子供二人は射殺され、無念類なくして、諸陣を下知しけるは、城の内の物共、残(り)なく討たれ、やうやう重忠親子兄弟成(り)。かほど迄責なして、時刻遷すわ、不覚成(り)。城へ入れと言ひければ、我も我もと打寄つて、

塀、鹿垣⁽¹⁵³⁾を切落とす。重忠のつわ物ども、爰を先途と戦かへど、寄手は二十萬記【騎の宛字】成(り)。新手を入替へ責(め)ければ、城の内の物ども、或るひは討たれ、痛手負い、残(り)少なく成(り)にけり。されども、おくつみは討たれず、重忠御覽じて、汝は館に火をかけよ。腹切らんと給へば、おくつみ、館に火をかくる。弟中野の三郎、おきたの二郎、其次は一族、家の子郎党三十余人居流れたり⁽¹⁵⁴⁾。重忠仰けるは、六郎が行方を聞かず。最期悪しくは、よもあらじ⁽¹⁵⁵⁾。如何におくた、汝が自害やうとからん⁽¹⁵⁶⁾。まづまづ腹を切候へ、介錯せんと仰(せ)けり。おくた此由承(り)、御説はかたじけなけれども、御介錯仕(る)。思ひのままに取(り)置きて、自害をせんと申(し)けり。重忠聞(こし)召(し)、ともかくもとの給ひて、腰の刀ひん抜いて、弓手の脇にがばと立て、馬手へきりりと引(き)まわし、返す刀取直し、心元⁽¹⁵⁷⁾に指立て、袴の着際へ押し下ろし、臍を掴んで引出し、寸々に切つて捨て、如何におくた、介錯せよと。承ると申(し)て、御首を掻き落とす。中野を始(め)、一束【族の宛字】家の子郎党三十余人腹切(つ)て、伏しにけり。おくた走り廻つて、ことごとく介錯し、其後、腹切(つ)て、火焰の中へ飛び入(り)、同じ煙と成(り)にけり。かくて寄手のつわ物、鎌倉に帰つて、重忠の遺言次第の様を申(し)けり。頼家つぶさに聞(こし)召(し)、夢の醒めたる心地して、頼朝はまします。重忠は腹切(り)ぬ。天下は闇の如くにて、程なく滅び給ひけり。重忠の遺言感ぜぬ人はなかりけり。

二 梗概

内容は軍記物語に分類されるが、史実とは異なり、虚構が多い。物語のあらすじを、起承転結による構成法を加味しながら紹介する。

冒頭は頼朝の死によって筆を起こし、事故によって畠山重保が殺

害したとする。これを受けて、稲毛入道重成が登場して、重保追討を將軍頼家に進言するが、その因縁として、梶原景季との貝争いの折に、重保が竜宮にあった九穴の貝の力を借りながら、龍女との約束を破つたため、その恨みによって追われる身となった話を差し挟む。稲毛入道は、じつは龍女によって討手の大将に任じられたのであった。この挿話は竜宮伝説と貝比べ伝説とが複合している。

稲毛は二十萬騎の総大将となったが、坂東の諸侍は重保が討たれることをいぶかしがった。しかし、退治の日はやってきて、重保の組手に朝比奈三郎を含む八人の大力が選ばれた。ここに朝比奈三郎の荒唐無稽な挿話が組み込まれている。それは、巴が息子の朝比奈に、今まで出生のことを秘密にしておいたが、汝は巴と重忠の子であり、重保の組手となれば、兄殺しとなるとの告白に始まる。朝比奈はこれを聞いて、涙ながらに、兄を討つことは思いもよらず、このまま日本に留まることはできないと、高麗に渡つて、皇帝に永住を申し出るが、容れられず、宮城の中から激しい攻撃を受けたので、怒り心頭に達し、ついに渾身の力で城を打ち破り、直接皇帝に談判し、ついに左大臣に任じられ、朝比奈宮と呼ばれたという寓話である。

重保追討軍の第一の組手である朝比奈がこのような事情で欠けてしまったので、みな氣勢を殺がれてしまった。しかし、数万騎が重保の館に寄せたので、七千騎で重保は迎え撃った。緒戦で有利であった重保は稲毛入道の嫡子三郎を見つけ、追い討ちをかけたが、龍女の妨害によって、馬の手綱を取られて、浜の方へ引かれていき、味方の軍勢も総崩れとなった。この様を妙見と八幡のおはなちであるうかと不安がったという記述は重要である。秩父氏の守護神が妙見菩薩と後に加えられた八幡大菩薩であることを作者が踏まえているからである。その後、一騎だけになってしまった重保は腹を切ろうとしたが、龍女の魔法によって刀が消え失せてしまった。仕方な

く素手で戦い、敵を三百七十余人も殺し、向かう者がいなくなつた今は武蔵へ落ちることも可能であつたのだが、龍女のために、にわか長夜の闇となり、車軸の雨の中を、ついに竜宮へ引かれていつてしまった。

これを稲毛入道は重保が武蔵へ落ちたと考えたので、話は重忠討伐へと大きく転換される。二十万騎の追討軍に対して、重忠は屈強の兵一万余騎で秩父の館へ籠もつた。ここに重忠の弟で、耳しいの唾である池上五郎の寓話が挿入されている。池上は鬼神のような活躍で数万人の敵を追い払つたので、稲毛の入道は一計を案じ、たい国の鶏肋の故事にならつて、全軍がいちどきに大声で「秩父は落ちた」と叫べたので、池上の耳にも届いて、これを疑わなかつた池上は戦線を離脱してしまつたのであつた。

天運が味方したとする稲毛大將軍は急いで攻めると下知したので、全軍が寄せて攻めた。重忠は名譽の討死を覚悟し、一族家子郎党がそれに同心し、一騎当千の者が我先に進んだ。まず、榛沢が三百余騎で敵陣に駆け入つて、各々が首を取つて凱旋したので、寄手の軍兵もさすが秩父と感心して、板東八ヶ国の人々は攻めようという心を持たなかつた。しかし、多勢の中には高名を望む者もあり、今日を限りに攻め立てたので、本田近常が今度は名乗りをあげて、五百余騎で駒を敵陣に駆け入れ、組討ちや太刀打ちでさんさんに戦つた。本田はかなさわの三郎を倒したが、たまへの六郎の首を取ろうとしたその時に、渡河で濡れてふやけた鮫鞘巻の刀が抜けず、逆にたまへの六郎によつて無念の討死にを遂げた。

話の結脈は重忠と一族の滅亡である。重忠は二男のおくた二郎に、家を絶やさぬために落ちることを命じたが、二郎はこれに従わず、最期を共にする道を選んだ。重忠は最期に、矢頃の敵に一矢報いようと、弟中野三郎、二男おくた二郎とともに櫓に上がり、寄手の大

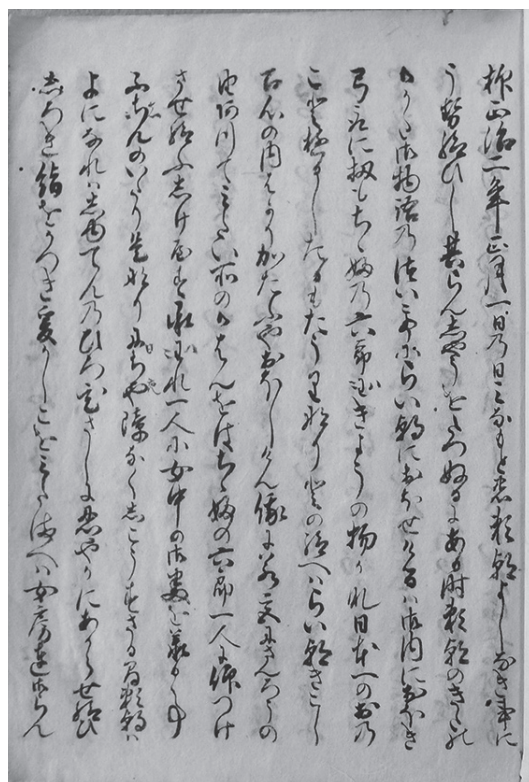
將稲毛入道に向かつて、重忠が腹を切つた後、天下は頓に乱れるだろう。この遺言を頼家に伝えるべしと叫んだ。人々は悟りある重忠の言葉はありうることだと口々に語つた。そこへ稲毛の嫡子三郎重成が駒駆けし、重忠に切腹を迫つたので、重忠はにくき者の言葉かなど、弓を引き絞つて、狙い定めて矢を放つたところ、重成の胸を貫いて、その後ろに控えていた榛谷六郎（実際は四郎が正しい）の腰に当たつた。稲毛入道は子供二人を射殺され、無念極まりなかつた。また、中野とおくたの弓によつて五十三人が死に、手負いは数え切れなかつた。しかし、追討軍の総攻撃によつて館に残る者がわずか三十余人となり、重忠はおくつみに館に火をかけることを命じた。重忠は重保の行方がわからないことが無念であつたが、最期が悪いことはよもやあるまいと諦めて、おくたに自害を勧めたが、おくたはこれを断つて介錯を申し出たので、重忠が切腹の後、中野をはじめ一族家子郎党三十余人が腹を切つて倒れた。おくたは介錯に走り回り、最後に火焰の中に飛び込んで同じ煙となつた。

寄手のつわものは鎌倉に帰つて、重忠の遺言の次第を申述べ、頼家はこれをつぶさに御聴きになり、夢の覚めた心地がして、頼朝公は亡く、重忠が腹を切つてしまつたので、天下は闇のようになり、程なく滅んでおしまいになつた。重忠の遺言に感じぬ人はなかつたと結ぶ。

三 考察

(一) 体裁と来歴

堅帳一九丁の和綴じ本で、表裏の表紙が付き、糸による和綴じがなされている。外題は「こ多希山」で、第一字は者の最も崩した仮名が誤写されたいらしい。内題は「畠山六郎志け体」である。内題の「体」は「保」の誤写である。したがつて、正しくは外題がはたけ山、



『畠山六郎志け体』冒頭部
(国立公文書館蔵・資料請求番号 204-0125)

内題が畠山六郎しけ保ということになる。

表紙には内閣文庫のラベルが三枚貼付されているが、番号が共通する。配架替のたびに貼り付けられたのである。また、右下隅には「軍記物語」の分類札が貼付されている。扉には「和学講談所」「浅草文庫」「書籍館印」「日本政府図書」の四つの蔵書印が押されている。所蔵組織の変遷を示しており、江戸時代には和学講談所にあったことが確認できる。

本文は漢字交じりの変体仮名で墨書きされているが、平易な言葉でも仮名書きされていることが多い。御家流の整った字体で各頁一行に割り付けられている。行間右側に仮名に相当する漢字を小文字で書き添えたり、誤字を見せけちしている箇所がある。また、外題や内題にさえ誤写があることから、すぐには了解されるように、原本ではなく、写本である。本文中にもあきらかに誤写と思われる箇所がかなり存在している。

また、文字は詰め書きで、章立ての見出しはなく、平出や欠字も

認められない。当然、読点、句点、仮名の濁点もない。

なお、徳田氏によって、神宮文庫にも江戸中期の写本と思われる伝本があり、後補表紙外題は「畠山六郎 全」、元表紙外題は「畠山六郎しけ体 全」であること。本文の差異はほとんどなく、内閣文庫本との先後関係、共通祖本による兄弟関係は今後の課題と報じられている。

(二) 文体・用語・用法

文章の末尾表現は、けりを用いて過去形とする場合と、送り仮名のない漢字で終わっている場合がある。前者は地の文である。後者の例として「ひらり、と飛び給」「ちやうと切」などがあり、主人公の活躍する部分は現在形で記されている。

接続詞については、「さる間」を用いて、事柄を説き起こす用例が目立つ。おなじく「みるよりも」は、みるとすぐにの意味であり、口承文学的な表現である。

音便変化の例も多く、「残いて」・「かいこうて」・「かかつし時」・「ふんごうだり」・「うつつたつ」・「かさいて」・「をつかくる」・「しんぞく」などがあり、一部に中世でも後期以降の用例を含んでいるようである。また、「残いて」などは東国方言の可能性があるという。

軍記物特有の軍装の詳細を究めた表現に、甲冑の形式、緘糸の色、小具足の柄、はつぷり・脛当などの塗り色、行膝やつらぬきの毛皮の種類、太刀の外装、刃渡りの長さ、弓の強度「五人張り」、箆に盛る矢の数「四十二さいたる」などが多く、「くもで、かくなわ、十文字」や馬を「曲進退」に乗る、太刀を「わつそくに掛け」などの常套句と併せて平家物語・源平盛衰記・平治物語・太平記などの軍記物語から引用している可能性がある。

人名の記載方法は、実名又は通称で記し、敬称を付さないのが本書の特徴の一つである。たとえば、「頼朝よしなき事にうせ給ひし」

であり、「らい朝」という音読呼称も混在している。將軍と重忠に対しては、常に敬語表現がなされているだけに、呼び捨ての呼名は不釣合いであり、將軍、秩父殿、畠山庄司二郎などの官職名での呼名が礼儀であった事実からすれば、これは口承文学のための便法であった可能性が考えられよう。幸若舞曲には頼朝をらいちようと読む例が少なくない。たとえば、『含状』には「九つのくびをとりあつめてかまくらへのぼせ、らいてうの御目にかくる」とあり、腰越・堀川夜討・景清にも、らいちようと読む部分が存在している。

(三) 系統と成立年代

第二章で記したように、本書は写本であることが確かであるが、詰め書きで、章立てが行われていない点に、作品としての未完成さが看取される。つまり、読本としては、かなり読みにくいのである。しかし、語り本とみれば、不都合は少なく、「さる間」で話題を転じ、「さる程に」で新しい章に移る『源平盛衰記』との共通用法があることや、「みるよりも」が瞽女の祭文松坂の語りに頻用される例のあること(註1)からも、口承文芸との関係性が類推される。

このほか、文中に「かいこうで」とあるのは、虎明本狂言の『文蔵』に「らうむしや一騎、しら糸のはらまきに、白えの長刀かいこうで」の実例があり、「かかっし時」も同じく虎明本狂言―文蔵に「かかっし時に平家是を聞、さなだ一人うたんとてよきむしや三騎をすぐる」の実例があるので、狂言とも関係性を有している可能性がある。また、「車軸の雨」は幸若―とかしに「たまをみがく鎌倉に、しやぢくの雨をふらし」の用例があつて、幸若舞とも関係をもち、「二相」は浄瑠璃―安宅高館に「二さうをさとつて、あくまのもののおそれんは、たいらのちちふにあやからせ給へ」と、重忠と関連付けた用例があるので、浄瑠璃とも接点がある。徳田和夫氏は『はたけ山』を評して、単なる合戦記ではなく、物語草子の性格を有しているいっぽうで、

舞曲の一曲としてこそ数えられないものだが、口吻は語り物そのものであるとしている。

それでは、成立時期はいつなのか。それは重忠の軍装を「桶側胴の腹巻うわひほ結つて、ちやうとしめ、九寸五ふんの鎧とをし」と記すうち、桶側胴の腹巻は戦国時代を遡ることができない。また、鎧通しも同様である。桶側胴は堅矧鉄板を鋳留めすることによって、おもに鉄砲からの防禦を狙った鎧であり、鉄砲伝来以降に成立した新しい形式なのである。時代考証の失敗は、幸若舞曲『高たち』に、「くろがねを厚さ五分にきたわせたるを、桶がはどうかと名づけ」とあるので、おそらく、これを流用したためであつた可能性が高い。また鎧通しを馬手の脇に差してとの表現は、鎌倉時代までは短刀が腰刀と呼称されたことからみて誤りといえよう。同様に、冒頭の頼朝が庇の上に隠れていた御主殿は「八棟造り」と記されているが、これも小田原城下の町屋(外郎屋)に八棟造りのあつたことを『小田原記』が特筆しているように、戦国時代以降のものである。これらのことを根拠として、本作品の成立は上限で戦国時代も一六世紀中葉以降と判断される。

(四) 成立の背景

本作品の前半部は畠山重保の物語であり、源頼朝がよしなき事によつて、この世を去るといふショッキングな内容で幕を開ける。頼朝が女装をして屋根の上から窺つたのは、御台所政子の貞操であり、重保を恋敵と錯誤した原因は、直接的には政子の「器用の者、日本一の弓取り」の言葉であつたが、実は重保が日本一の美男として名高かつたという万人承知の前提がある(註3)。同様の構想で綴られたお伽草子に『頼朝の最期』がある。そこでは、『はたけ山』同様に、頼朝の不審な死を六郎に誤つて刺殺されたとし、その後、二代將軍頼家に親の敵とされた六郎が由比ガ浜で御家人たちの謀りにあい、

詮方なく海に逃げ入り、竜宮の乙姫と契つたと語る。また、「安房の佐久間、扇の酌にて六郎に近く寄りければ、六郎が心得て、取つてつかんで大鳥居のかさぎへ打ち上げたりしかば、(中略)この国にあればこそかやうの身持もせつなれとて、送り文を書きて諸人の方へいとまを乞ひ、我は竜宮へまかるとて、そのまま海へ入て後に四百年になれどもいまだ帰らず。竜宮の乙姫に契りゐたりけり。」と記すように、重保の由比ガ浜合戦における人飛礫の華々しい活躍振りが収められている。大同小異であり、共通祖本が存在していた可能性が高い。

ところで、頼朝の死が重保によつてもたらされ、それが畠山氏滅亡の原因となつたとする構想はどこから出てきたのであろうか。同様の構想は、『曾我物語』巻十二「頼朝御遠行の事」にも見出され、その夜当番をしていた重忠が責任を負わされ、追討を受け、やがて滅亡する顛末が記されている。徳竹由明氏は、史実と関係なく頼朝の死が畠山氏の滅亡と結び付けられた理由を、武家政権の創始者として寿祝されるべき存在でありながら、どこか暗い影の付き纏う頼朝と、理想化・超人化されながら、実際には陰謀によりあつてなく滅亡してしまう重忠、そして重忠の滅亡を招いた不孝の貴公子重保は伝承世界では結び付けられやすかつたのではないかと分析する(註4)。

このように、史実には一切触れずに、『はたけ山』と『頼朝の最期』が編まれた理由は何なのか。それは史実を描くことが憚られたからではなかつたのか。すなわち、この作品の原型は、源家が三代で滅亡し、北条氏が実質的な幕府の支配者となつた鎌倉時代中期に誕生したのではなからうか。当然ながら、北条氏が為政者であつた時代には、畠山滅亡の史実は書きようがなかつたのである。

したがって、その時期は、畠山氏滅亡の事実を開示する『吾妻鏡』

の成立以前でなければならぬ。おそらく、藤原定家筆写『兵範記』紙背貼り付け文書のうち、仁治元年(一二四〇)七月十一日付頼舜書状にある「畠山物語御用過候者、…」と同年七月十六日付守康書状にある「畠山更不可急事候、…」から、その存在を知ることのできる『畠山物語』の中には、すでに、畠山父子の滅亡について、このような物語が設えられており、その骨格が『はたけ山』と『頼朝の最期』に踏襲されたのではなからうか。こうした筆者の推測に反して、徳田和夫氏は記載内容が『吾妻鏡』に記された歴史の姿に忠実な奈良絵本『いしもち』こそ、『畠山物語』の流れを汲むもので、畠山父子討死にの物語であつたと推測している。けれども、筆者には、『いしもち』の原型の古さに対するいくつかの疑問がある。その一は「鉢形の城に閉じ籠り」の記述である。鉢形城は戦国時代に北条氏邦の根拠となり、天正十八年に豊臣秀吉の小田原征伐によつて開城した城郭である。文明年間に長尾景春が築城したとされているので、古く見積つても十五世紀の後葉ということになる。その二は四十二才を厄年とする点である。鎌倉時代中期に成立した『拾芥抄』では四十二は厄年とされていない。これらの事実からすれば、『いしもち』の原型は十五世紀後葉を遡らないのではないかと思われる。したがって、『吾妻鏡』とよく整合していたのは、当然の事ということになる(註5)。

これに対し、『畠山六郎志け体』は、原型は古いが、最終的には十六世紀後半から十七世紀前半に完成したお伽草子的な物語であり、道行きの歌物語を含み、かつ表現様式に語り物的な要素も備えている。内容は畠山父子の滅びの物語であるが、時間的定点を示しながら史実を具体的に語るような方法は採らない。また、主人公の重保は竜宮へ、また重忠と巴の間に生れたとする朝比奈義秀は高麗へ姿をくらましたのであつて、死んではいけない。これは、若くして無念の

死を遂げた二人の鎮魂の意図がそうさせたものであろう。このような異界や異国への往生譚、そして重忠と一族滅亡の場が二俣川ではなく、秩父の館であること、討手が北条氏であることを秘匿した記述方法を用いることは、一見奇想天外で興味本位な創作のように映るが、実は、滅びの文学の特質とも評価し得るものであり、十三世紀前半の段階で成立していた『畠山物語』には、既にこのような構想が用意されていた可能性を指摘しておきたい。

最後に、便宜を頂いた国立公文書館へ御礼申し上げます。

註

- (1) 埼玉県立嵐山史跡の博物館の平成二十一年度企画展『畠山重忠とその時代』で国立公文書館から借用した。
- (2) 徳田和夫「内閣文庫蔵『はたけ山』『幸若舞曲研究』第二巻・三弥井書店・一九八一年
- (3) 幸若舞曲『都入』には、日本一の美男重保に上下万民が心浮かれ、重保の「保」の字を書いてお守りにしたことが記されている。
- (4) 徳竹由明「英雄賛嘆『相模川』『頼朝の最期』をめぐって」『お伽草子 百花繚乱』笠間書院・二〇〇九年
- (5) 若松良一「鎌倉御家人畠山重忠の軌跡」『秩父平氏の盛衰』勉誠出版・二〇二二年

作品註

- (1) 正治二年正月一日の日 頼朝の命日とするが、吾妻鏡では正治元年正月十三日とする。しかし、改元が四月二十七日なので、正確には建久十年一月十三日である。
- (2) よしなき事 たわいもない事・とりとめもない事の意味。古くはよしなきごと

(堤中納言・徒然草)。

- (3) うせる 死ぬ(書記・伊勢物語)
- (4) 濫觴 物事の始まり。起源。起こり。(権記長保二年・太平記)
- (5) 北の御方 きたのおんかた。公卿・大名など身分の高い人の妻を敬つていう語である北の方のさらに尊敬したい方。(太平記・浮世草子・好色一代男)
- (6) らい朝 源頼朝のこと。音読でらいちようと呼んだのは直接諱を呼ばない点で敬意を示したものである。多田満仲をただのまんちゅう、渡辺頼光をらいこうと呼んだのと同根である。しかし尊称を付していないし、官職名で表記しないのが本書の一大特徴である。
- (7) 御内 將軍の旗下に従う武士。直属の家臣。(平家物語「木曾殿の御内に四天王と聞こえる今井・樋口・楯・禰井にくんで死ぬるか」・保元物語「御曹司の御内に、我と思はん兵は出合や」)
- (8) 道理 物事のそうあるべきこと。当然のこと。(続日本紀・宇津保物語)
- (9) 御台所 御台盤所の略。大臣・大将・將軍などの妻を敬つていう語(吾妻鏡治承四年八月二八日条・徳川実記)
- (10) 番 宿直のこと。(宇津保物語・平家物語)
- (11) 女中 宮中・將軍家などに仕官・奉公している女。(園太暦文和四年二月一日条・花宮三代記応永二八年六月七日条)
- (12) さる間 ①そうこうするうちに。(伊勢物語) ②接続詞として、事柄を説き起こす時に用いる。さて。(幸若・腰越・御伽草子・のせ猿草子)
- (13) 化生 ①ばけること。また、そのもの。化生のもの。妖怪。(歌舞伎女人結縁灌頂) ②仏語で化身。(今昔一・三八) ※化生の者 ばけもの(今鏡)
- (14) 御台 御台所の略。(あさちが露・太平記)
- (15) 誑 貴人の命令。仰せ。御誑。(平家物語の木曾殿最期「御ぢやう、誠に忝なう候」)
- (16) はつふり はつぷり 顔を防禦する武具。猿頬。(保元物語では半頭と表記)
- (17) かうひら (備前鍛冶高平作の太刀・諸国鍛冶寄)「備前作のかう平の太刀刀帯たるは武蔵国住人、秩父末流畠山庄司重能が一男、次郎重忠(源平盛衰記

三十五)

(18)八棟造 神社または住宅などで、屋根の形が複雑で、棟がいくつもあるもの。北野神社などがその例。(東海道名所図会に北条氏綱が小田原に八棟造の薬店を許したことを記す。)

(19)葺合 ふきあわす。一つの屋根と他の屋根とを葺いて連絡させる。(書記・大鏡)

(20)弓手 弓を持つ方の手。左の手。馬手に対していう。また左側の意味。(今昔物語・平家物語)

(21)ふちん 志が知に誤字される例から、腐心か。心をなやますこと。(史記)

(22)僻事 心得違いのこと。(宇津保物語・平家物語)

(23)しんとう 振動または震動。

(24)内議 内々の相談。内々で評議すること。(江談抄・玉葉・平家物語)

(25)しけ体 体と保は字体が似るので、しけ保の誤写と思われる。内題も同様である。しかし何ヶ所も登場するので、意図的なものかもしれない。

(26)小山田有重のこと。秩父重弘の子有重は小山田別当を称し、保元・平治の乱で源義朝に従い、その後鎌倉御家人となった。その子稲毛重成と榛谷重朝兄弟も御家人として活躍した。有重は重忠にとっては叔父にあたる。

(27)梶原の源太 相模国鎌倉郷を本領とする鎌倉時代初期の武士。頼朝に重用されたが、畠山重忠や結城朝光らに対する讒言によって有力御家人の弾劾を受けて失脚した。正治二年(一一二〇) 謀叛を企て、逃亡中に駿河国で敗死した。

(28)九穴 九竅に同じ。人間・哺乳類の体にある九つの穴。(近松門左衛門作 浄瑠璃当流小栗判官)

(29)たまの台 玉で飾ったような美しい楼台。立派な御殿。(竹取物語・宇津保物語・拾遺・玉葉)

(30)契約 約束すること。(古事談・平家物語・曾我物語)

(31)赫奕 かくやく。かくえき。光り輝くさま。(金刀比羅本平治物語・雑談集)

(32)しんへう 神妙をしんびょうと読む。けなげなこと。感心なこと。立派なこと。

(吾妻鏡・平家物語・宇治拾遺・日葡辞書・椿説弓張月)

(33)しやうけ 障礙・障碍。仏語で、ものごとの発生、持続などにあたつてさまたげになること。転じて、悪魔や怨霊が邪魔をすること。さわり。障害。(今昔物語・色葉字類抄・源平盛衰記一一八・龍神守三権心事)

(34)せんき 戦機か。詮議、疝気(下腹痛)より意味が採りやすい。

(35)せせう 訴訟。うったえること。公事。要求、不平、願などを人に伝えること。

(36)組手 取組む相手。(平治物語・太平記)

(37)菊ちの七郎 肥後の菊池氏で七郎を通称とする人物に武吉がある。兄武重とともに新田義貞軍にくわり、足利尊氏と摂津の湊川で戦った。延元元年五月二六日、楠木正成らの切腹にめぐりあわせ、ともに自害したという。

(38)竹田の太郎 甲斐の武田氏で太郎を通称としたものに信義が有る。大治三年(一一二八)八月二五日逸見(源)清光の子として生れる。治承四年、甲斐源氏を率いて挙兵し、富士川の戦いで平氏軍を敗走させ、源頼朝から駿河守護に任じられた。文治二年(一一八六)三月九日死去。行年五九歳。幼名は竜光丸。

(39)おんたの八郎もろしけ 恩田八郎師重は一条忠頼率いる甲斐源氏軍の将で、豪勇をもつて知られていたが、栗津合戦で巴御前に討たれた。(平家物語)。

(40)まさなく まさなしは正無で、見苦しいまたは予想や期待に合わず、いけないの意。

(41)総角 鎧の背の逆板に打ち付けた環に通してあげまき結びをした飾り紐。総角を見せるは背中を見せるの意。「武蔵の国の住人、私の党の旗頭、熊谷の次郎直実、敵にをひては、良き敵候ぞ。まさなくも、敵に鎧の総角、逆板を見せ給ふものかな。引つ返し御勝負候へ。いかに々」とて(幸若舞曲『敦盛』)

(42)珍しき 賞美に値する。すばらしい。(万葉集・源氏物語) 転じて、あまり例がない。めつたにない。

(43)かいこうて かいこみでの音便か。かいこむは手元に引き寄せて抱えこむ。(虎明本狂言・文蔵「らうむしや一騎、しら糸のはらまきに、白えの長刀かいこうて」)

(44)最愛し 非常にかわいく思うこと。たいそう愛すること。(宇津保物語・平家物語「あねの祇王を入道相国さいあひせられければ」「大磯の虎が妹に、きし

ゆと申て、十六歳、宍戸の安芸の四郎殿に最愛せられ申、御所中に有けるが、
 (幸若舞曲『和田酒盛』)

(45)大助 三浦大介のこと。一般には三浦義明のことをさすが、次男の義澄も三浦介を継いだ。大治二年(一一二七)生まれ、頼朝の拳兵に初期から加わり、壇ノ浦の合戦や奥州合戦に活躍し、幕府重臣の地位を築いた。相模守護。正治二年一月二三日死去。行年七四歳。

(46)つと 苞。他所に携えていき、また、旅先や出先などから携えて帰り、人に贈るみやげもの。(万葉集・古今集・宇津保物語)

(47)なのめならず 斜ならず。並一通りではない。格別である。(源氏物語・延慶本平家物語)

(48)朝比奈の三郎 朝比奈義秀のこと。父は和田義盛。安房国朝夷郡を本領とした。

健保元年(一一二二)の和田義盛一族の北条氏襲撃(和田合戦)の際には縦横無尽の活躍をしたが、敗れて船で安房国へ逃れたという。その後の消息は不明で生没年も不詳。水練の技に優れ、勇猛な人物として鬼狂言「朝比奈」の題材とされた。以上のことからすれば、大介の子とする物語の記述は誤り。

(49)一間所 納戸などに用いられた小部屋のこと。「虎御前の居たりける一間所へ立ち入り、障子を隔てて宣はく、」(幸若舞曲『和田酒盛』)「箱王、斜めに喜ふで、一間所へ請じ申、「扱、箱王は、法師になるべく候や。」(幸若舞曲『元服會我』)「ことごと 残らず。すつかり。にを伴う場合が多い。(古事記・宇津保物語)」
 (51)てんとう 転倒。仏語で煩惱のために道理に背いて誤ること。真理に反すること。てんとうと読む。(徒然草)

(52)しおれぬ 悲しみなどのために気を落とす。しょんぼりする。(源氏物語・太平記)

(53)かう 剛。後出箇所て判明。

(54)ほしき 星崎(ほしき)。名古屋市南区の地名。永禄三年(一五六〇)今川義元に攻められた佐々木氏が三〇〇騎でこの地を死守して織田信長を迎えた古戦場。

(55)鳴海潟 愛知県名古屋市区鳴海町の西方にあった海浜の古称。歌枕。江戸時代には近くに東海道五十三次の池鯉鮒(ちりふ)と宮の間にあった鳴海の宿駅があった。(鳴海・二十巻本和名抄)

(56)不破の関 古代三関の一つ。岐阜県不破郡関ヶ原町松尾、大木戸坂の上に関跡がある。延暦八年(七八九)廃止。歌枕。(万葉集)

(57)醒ヶ井 滋賀県米原町の地名。雲仙山の北麓にあり、江戸時代は中山道柏原と番場の間にあった宿駅。(仮名草子)

(58)三上 三上山は滋賀県東部野洲町にある標高四二八メートルの山で、御神社祭神の降臨地。藤原秀郷の百足退治の伝説地。近江富士とも。

(59)鏡山 地名。滋賀県南部、野洲町と竜王町の境にある標高三八五メートルの山。ふもとに鏡宿があった。歌枕。(古今集・義経記「目には見ぬ小野の摺針、霞に曇る鏡山、伊吹の嶽も近くなる」)

(60)瀬田の長橋 滋賀県大津市の瀬田川にかかる旧東海道の橋。古来、京都を守る東の要害。瀬田の唐橋とも。(義経記)

(61)粟津 滋賀県大津市の地名。琵琶湖に臨む松原は粟津が原と呼ばれ、近江八景の一つ「粟津の晴嵐」で知られた。木曾義仲戦死の地。(平家物語・謡曲烏帽子折)

(62)やか 「た」脱か。

(63)のみや原 四宮神社は滋賀県大津市四宮町にある天孫神社の旧称。

(64)九重の外 宮城の外の意

(65)作り道 新しく作った道路。新道。(梁塵秘抄・平家物語・古今著聞集「人勢おこして、火おほくともしてもむるに、東寺の南、作り道の田中にてもとめ出してけり」)

(66)あくた河 芥川。大阪府高槻市を流れる淀川の支流。また、その付近の地名。「伊勢物語」の二条の后を誘い出し、鬼にさらわれた話で知られる。歌枕。(伊勢物語)
 (67)みかけ 御影。神功皇后が姿をうつして化粧した沢の井があるとところから呼ばれたという兵庫県神戸市東灘区の地名。石屋川東岸の六甲山地南斜面を占め、古くから御影石と呼ばれる花崗岩の産地。

(68) 布引や 道の枕詞。多くの人が引続いて絶え間のないことのたとえ。

(69) 尾上 兵庫県加古川市の加古川河口東岸の地名。尾の上神社があり、松は高砂の松・尾上の松・相生の松として知られた。

(70) 高砂 兵庫県南部の地名。加古川河口の西岸に発達。古来、港町として知られる。謡曲高砂で知られる高砂神社の相生の松や曾根天神松原がある。歌枕。(古今集・古今著聞集)

(71) むろのと 室は室津のこと。兵庫県揖保郡御津町にある地名。漁港があり、奈良時代は播磨五泊の一つに数えられる要港であり、中世には和寇の根拠地となり、江戸時代は瀬戸内海航路の寄港地であった。遊女の発祥地。戸は港の出入り口。

(72) こがれ 焦がれと漕がれの掛詞。

(73) 早瀬 早瀬瀬戸は関門海峡東端の最狭部の水道。下関市壇ノ浦と北九州市門司区和布刈(めかり)との間の海域。急潮で知られる。

(74) 九国 きゅうこくに同じ。九州のこと。(采花物語・玉葉・保元物語)「九国へは、いつか行き着かんずらん」(幸若舞曲『新曲』)

(75) しちいき 日域。日の出る国の意から、日本の異称。曾我物語冒頭に例がある。

「それ、日域秋津島は」金刀比羅本平治物語・説教節―説教刈萱

(76) みるよりも 見るとすぐにの意。誓女の祭文松坂の語りに「見るよりも」・「聞くよりも」を頻用した小林ハルの実例が挙げられている。(鈴木昭英「誓女唄・祭文松坂の語り」『軍記語りと芸能』軍記文学研究叢書⑩汲古書院 平成二二年一月)

(77) からめかひて 「がらめかす」はがらがらと音を立てるの意。(平治物語)

(78) うんかく 雲客。平安中期以降、清涼殿に昇ることを許された者。四位、五位の貴族及び六位蔵人をいう。殿上人。(左経記・平家物語)

(79) しんしを 心性。精神のこと。

(80) 叡聞 天子がお聞きになること。(保元物語)

(81) いわれ 祝われ。大切にされの意。(御伽草子―熊野の本地・仮名草子―仁

勢物語)

(82) うつたつ 打立つの変化した語。出立する。(平家物語・太平記)

(83) 一の筆 軍陣で一番首を取ったことを首帳に最初に記すこと。第一の手柄とされた。(平家物語「其日の高名の一の筆にぞ着きける」・義経記)

(84) 手組 (36)の組ノ手に同じ。

(85) かさいて かざうは物の上、または頭や目の上などにさしかけるの意。かざす。

(86) 角の板戸 門の板戸か。

(87) さいわひに 運よく・好機として(竹取物語)

(88) みも分かす 見も分けず。見分けがつかずの意。

(89) さゝめがやつ 笹目が谷。鎌倉長谷付近の地名。長楽寺があった。

(90) しんぞく 退くの変化した語。(幸若歌謡―司土の上・幸若―敦盛)

(91) かかつし時 かかつし時。動詞かかりに過去の助動詞きの連体形しが付いた「かかりし」の変化した語。こういった・かようなりし・かくありし。中世以後の用法。(虎明本狂言―文蔵「かかつし時に平家是を聞、さなだ一人うたんとてよきむしや三騎をすぐる」同一朝比奈「かかつし所に」)

(92) 稲毛三郎重成 小山田有重の子で三郎を称した。武蔵国稲毛荘を本拠とした。源頼朝に従い多くの戦功をあげた。元久元年(二〇五) 畠山重忠が無実の罪

によって討たれた責任者として、翌日の六月二三日に殺された。

(93)をつかくる 追い掛ける。おつか・く《他動詞力変下二行活用》(日葡辞書オツカクル)

(94) かつはみ かつばみ。轡。(日本霊異記・太平記)

(95) めい 命。天の定め。天命。命数。(万葉集・十訓抄・太平記)

(96) 妙見 妙見菩薩。北極星を神格化したものといわれ、国土を守護し、災厄を除くという菩薩。秩父氏の守護神が妙見菩薩であることを承知の上でこの物語が書かれていることが重要。(日本霊異記・今昔物語集)

(97) 御はなち 御放ち。見捨てるの意。(源氏物語)

(98) 上卿のようし 建仁三年、源実朝の御台所を京都から迎えるため、上京の供を

命じた平賀朝雅の用事のことか。武蔵守と右衛門佐の官位を持っていたされどもから、ようしまでは錯簡と思われる。

- (99) しゃうこ 上古
- (100) たくみ 巧むは計略をめぐらす意。(徒然草)
- (101) 長夜の闇 仏語で煩惱のために迷いの世界にあって、光を見出せないこと。(源氏物語・義経記)
- (102) きもをけす きもを消すは肝を潰すと同義。(平家物語「風のふく日は、けふもや舟にのり給ふらんと肝を消し、いくさといふ時は、ただいまもやうたれ給ふらんと心をつくす」)
- (103) 秩父の館 秩父は畠山氏の先祖の地。重忠の代には男衾郡畠山の館に移っていた。館をたちと読むのは外敵を防ぐために適当な地形などを利用して作った小規模な砦の意味で、用例は、高野本平家物語・徒然草・太平記にある。
- (104) さふなく 左右なく。もちろんのこととしての意。
- (105) 耳しぬ 耳廢・聾。耳の器官の働きを失うこと。(十卷本和名抄)
- (106) わつそく 輪束(わつそく)。長大な太刀を太刀の緒で右肩から左脇にはすかけに背負うこと。(走衆故実・幸若―烏帽子折「ひげきりの御はかせをわつそくにかかけ給ひて」四尺八寸有けるが、抜けば玉散る斗成を、白き手綱にて、真中、むずと結ふて、輪束にぞ掛けたりける。)(幸若舞曲『元服曾我』)
- (107) さまのなひき 様の靡き具合。
- (108) けいろく 鶏肋 鶏の肋骨で、たいして役に立たないが、捨てるには惜しいものをいう。(後漢書 揚修伝) 太平記にも用例がある。
- (109) ゆふわう 幽王。紀元前八世紀の中国周第一二代の王(在位前七八二―前七七二)。姓名姫涅(きでつ)。皇后と太子を廃し、寵姫を皇后にし、その子を太子とした。放恣をきわめ、のち、犬戎の力を借りた外戚の申侯に殺された。
- (110) ちん 陳。中国の国名。西周・春秋時代に河南・安徽の一部を占めた小国。四七八年、二四代で楚に滅ぼされた。
- (111) 半さわ 榛沢。榛沢成清のこと。

- (112) くもて 蜘蛛手(くもて)。四方八方に駆け回ること。(浄瑠璃―平仮名盛衰記)
- (113) かくなわ 結果(かくのあわ)という古代菓子。小麦粉を練って緒を結んだ形に作り、油で揚げたもの。転じて、その形の如く太刀などを縦横に振り回して使うさまをいう。(平家物語四巻橋合戦「その後太刀を抜いて戦ふに蜘蛛手・かくなは・十文字・浄瑠璃傾城反魂香」)
- (114) 十もんし 十文字。太刀の使い方の一つ。十の字の形に太刀を使うことか。(平家物語四巻橋合戦) 前後左右に動き回ること。(平治物語「たてさま横さま十文字に、敵をさつとけちらして」)
- (115) 八ヶ国 坂東八ヶ国。関八州。(浄瑠璃―平仮名盛衰記「坂東一の勇者と呼ばれし秩父の重忠」)
- (116) 相馬の将門 相馬小次郎の名乗りから平将門のこと。
- (117) 本田の二郎ちか経 畠山重忠の股肱の臣であった本田次郎近常。覚一本『平家物語』九・落足には、備中守師盛を討つたことを載せる。
- (118) 白檀磨き 金箔置きの上に透漆を塗つたもの。白檀の木を磨き上げた色調に酷似することによる。(松井本太平記「白檀琢の脛当に」虎明本狂言一文蔵「白且みがきのすねあてに、ひおどしの大鎧」楊梅桃李の左右の籠手、白檀磨きの脛当て、)(高館)
- (119) あくちたか 開口高。足袋や靴のあぐちを高く引上げて、足首が隠れるようにはくこと。(幸若―高館「熊の皮のもみたび、しろかねにてへりかねやうて、あくちたかにふむごうだり」)
- (120) ふんごうだり 踏込んだりの音便変化か。
- (121) いつきにあまる 五寸に余る。馬の丈が四尺五寸余りの意。
- (122) 金覆輪の鞍 黒漆塗りで、金銅の覆輪の付いた鞍。
- (123) 曲進退 きよくしんだい。軽快に前後左右に動くこと。また、その様子。(源平盛衰記「鹿毛なる馬の太く逞しきが、曲進退にして逸物也」)
- (124) がんじ 太刀風鋭く切り払う様を表す語。(幸若―高館「あふひ作三尺八寸よこて切にかむしときる」浄瑠璃―安宅高館「べんけい是を見て、もつてひらい

て、よこて切にがんじときる」

(125) かぶりのいた 鎧の袖、梅檀板、小手の一番上の板。本朝軍器考によれば「袖の上の板を冠の板と古より聞こえし」と紹介している。(幸若—高館・浄瑠璃—吉野都女桶)

(126) ぬれつかわいつ 大河を何度も越えたので、「濡れつ乾きつ」したのである。かわいつのいはきの音便。

(127) かつはと かつぱと。激しい勢いで、急に倒れ伏し、または起き上がる様を表す語。がば。(平家物語「かばとおき、舟のへたにたつて」)

(128) くんきやう 「ん」は「つ」の誤記で、屈強。

(129) 時節の梅花春風を借らず 「時節の梅花春風を待たず」は天の命ずるところは、人の力ではいかんともできないの意。「時節の梅花春風を待たず」とも。(咄本—醒睡笑・応仁記)

(130) 残いて 残りてのりが音便変化したものが、いとなるのは例が少なく、方言か。

(131) 子不念父母 しふねんふも。子は父母を尊重しないの意味。仏語か。

(132) 桶側胴 当世具足の胴の様式名。鉄板矧合わせの胴の構造が桶側に似ているところからいう。(幸若—高たち「くろがねを厚さ五分にきたわせたるを、桶がどうと名づけ」桶側胴が記載されていることは本書が戦国期以降の作であることを示している。)

(133) 四十二才たる 四十二指たるで、四十二本差したの意。

(134) はすたか 筈高(はすだか)。胡ろく(やなぐい)に矢を差して負うとき、矢筈が高く現れて見えるようにすること。(太平記「たかうすべ尾の矢三十六指たるを、筈高に負成」)

(135) 五人はり 五人張。四人で弓を曲げ、残る一人がようやく弦をかけるほどの強い弓。(保元物語「五人張の弓、長さ八尺五寸にて」太平記「秀郷は一生涯が間身を放たで持たりける五人張にせき弦懸て嚙ひ湿し」)

(136) くひしめし 食湿(くいしめ)し。口にくわえてぬらす。(太平記「弓押し張り、

弦くひしめして、流鏑(かぶら) 矢を差番ひて立向へば」・浄瑠璃—安宅高館「つるくいしめし、すびきしてこそいたり」弓取直し弦食い湿し、素引してこそ居たりけれ。(幸若舞曲「高館」)

(137) おとと中野の三郎 弟の長野三郎重清のこと。中野は誤り。

(138) ししめゆひ 滋目結・繁目結。一面に染めた目結(鹿子絞り)の総文様。総鹿子の絞り目のあらいもの。(今鏡「しげめゆいの水干きて」平家物語「ここに平山、しげ目ゆひの直垂に緋おどしの鎧きて」平治物語「やがて家貞は重目結の直垂に、洗革の鎧着て、太刀脇はさみ」)

(139) すびき 素引。弓に矢を番えないで、試みに引くこと。(源平盛衰記—衣笠合戦のこと「荒木の弓のいまだ削り治めざるを押張て、すびきたりければ」太平記「張がへの弓の寸引(スビキ)して」)

(140) 五枚甲 五枚兜。鍔を一の板から菱縫の板まで五枚に緘し下げた兜。五枚鍔。(平家物語「つつ井の浄妙明秀はかちんの直垂に黒皮緘の鎧きて、五枚甲の緒をしめ、黒漆の太刀をはき」平治物語「黒糸緘のよろひに、鍔形うたる五枚甲の緒をしめ」虎明本狂言—文蔵「ひおどしの大鎧、おなじけの五まいかぶとにくわがたうつてぞきたりける」)

(141) いくひにき 猪首に着。かぶりものをあおむけて、深くかぶること。(保元物語「黒皮緘の鎧に、同じ毛の五枚冑を猪首に着」)

(142) おほなか黒 大中黒。鷲の矢羽の斑の一種。中黒は上下が白く中が黒い羽。大中黒はその黒い部分の幅が広いものをいう。(平家物語「いか物づくりの大太刀はき、廿四さいたるおほなかぐろの矢おひ」・義経記)

(143) しんしけいてい 親子兄弟を音読みしたもの。しんしに關して(曾我物語「又しんし恩愛のいたつて切なる事」・浄瑠璃—源頼家源実朝鎌倉三代記)

(144) 屋蔵 櫓・矢倉。城壁などの上に作った建物で、諸方を展望して偵察したり、矢や弾丸を発射して防戦の用としたもの。

(145) にそう 二相は仏語で、特徴・形相などの意。自相と共相(くうそう)の二つ。転じて表裏二つの形。外面から内面を悟ること。(幸若—大臣「けういは二そ

うのものなれば、何とおもひてか引つらん」浄瑠璃—安宅高館「二さうをさう
つて、あくまのもののおそれんは、たいらのちちふにあやからせ給へ」畠山重
忠のこと)

(146) 重忠にましますか ましますかと最高の敬語表現を用いているのに、重忠と尊
称もなく呼ぶのはおかしい。通常は秩父殿または畠山庄司殿と呼ぶべきであり、
これは作者の独特な扱いである。

(147) 十四束 矢の長さが両手で掴んで十四有ることで、長い矢のことをいう。普通
の矢は十二束。

(148) むな板 胸板。鎧の胸前面の最上部。おにだまり。(保元物語)

(149) をし付 押付。押付板の略。大鎧の背の上部。(金刀比羅本保元物語「八大龍
王の形を(中略)鎧の胸板・をしつけに付けたる間」

(150) やころ 矢比・矢頃(やごろ)。矢を射当てるに程よい距離。(今昔・吾妻鏡・
読本椿説弓張月)

(151) 死んだりけり 死にけり、死ににけりに対して、助動詞の「たり」が付くこと
によって、動作・状態の存続を示す。〜ている・〜ておく。「けり」は過去・
回想の助動詞。したがって、死んでいた。

(152) そこはく 幾許(そこばく)。数量の多いさま、程度の甚だしいこと。多く、沢山。
(伊勢物語・狭衣物語・大鏡・日蓮遺文)

(153) ししかき 猪垣・鹿垣・猪や鹿が田畑に侵入するのを防ぐために石、土、竹や
枝付きの木で編んだ垣。戦場で敵を防ぐのにも用いた。(太平記「城の四方の山々
峰々、二十三箇所に陣を取て、鹿垣を二重・三重に結び廻はし、逆木(さかも
ぎ)しげく引懸けて、矢懸り近くぞ攻たりける」)

(154) いなかれたり 居流れたり。多くの人が座って列になる。居並ぶ。(屋代本平
家物語・曾我物語「八十余人いながれ、すでに酒宴ぞはじまりける」

(155) よもあらし 世もあらし。意味がない・仕方がないの意。

(156) ようとからん よいだらうの意か。

(157) こころもと 心元。胸元のこと。(平治物語「夫の刀をぬくままに、心もとに

さしあて、うつぶさまにふしければ」・幸若—景清)

戦前・戦時期埼玉県における石造狛犬建設許可に関する文書について

—「#1001匹の埼玉狛犬」によせて—

佐藤 美 弥

はじめに

令和元年（二〇一九）七月から九月にかけて、埼玉県教育局文化資源課の事業として、SNSを利用した身近な文化財の人気投票企画「#1001匹の埼玉狛犬」が実施された。写真・動画共有サービスInstagramを利用し、神社境内等に所在するいわゆる狛犬（後述のように本稿が対象とする時期には「狛犬」に限らない表記がみられたが、以下「狛犬」とする）等の動物像の投稿を呼びかけ、閲覧者による「いいね！」の投票数をもとに順位を発表するものであった。この企画をもとに埼玉県教育委員会監修による『埼玉の狛犬』（さわらび舎、二〇二〇年）が刊行された^①。

筆者は文化資源課からの依頼により、「#1001匹の埼玉狛犬」と『埼玉の狛犬』に助言や監修等で協力する機会を得た。『埼玉の狛犬』では「埼玉の狛犬 身近な文化財」という小文を執筆し、本来社殿のなかの木像が主流であった狛犬が、近世以降に境内の石造物として建設されるようになる過程などを素描しようとした。そのための調査のなかで、埼玉県立文書館収蔵「埼玉県行政文書」に、一九二〇年代から一九四〇年代にかけて、県が県内の神社境内での石造狛犬建設を許可した文書が含まれていることに気がついた。前述の小文

では紙幅の関係上このことについて十分展開することができなかったが、本稿が取り上げる石造狛犬建設の具体的な手続きを含む、近代の石造狛犬に関する研究はほとんどないので、この機会にまとめるものである。

以下、研究状況を整理し、次に埼玉県行政文書のなかの石造狛犬建設許可に関する文書について概観する。そのうえで根拠法令や手続きについて確認する。そして文書の内容から、当該期の埼玉県で建設された石造狛犬の特徴を検討する。

一 狛犬に関する研究状況

石造物に限らない狛犬一般についての研究は、美術史分野における彫刻作品の研究としてあらわれた。しかしこれは主として中世以前の木造の作例を中心としたもので、近世以降の石造狛犬は、関心の埒外にあったといってよい。その歴史については、インドから仏教とともに、中国・朝鮮を経て日本へと狛犬がどのように伝播したかという起源に関心が集まり^②、近世・近代において石造狛犬がいかに建設されたかを具体的に論じるものはほとんどみられない。

このような研究状況のなかで、近世以降の石造狛犬は愛好家を中

心に、所在の把握や形態による分類などが行われてきた。埼玉県内の石造狛犬については、久保田和幸『狛犬探訪 埼玉の阿・咩たち』（さきたま出版会、二〇〇三年）に詳しい。同書は県内の二一八一社を調査し、八〇七社の九五九対の石造狛犬等について、所在地、造立の時期、石工、奉納者その他についてリスト化している。そしてその調査結果をもとに埼玉県における石造狛犬の造立が「昭和前期」に急増したこと、その背景として交通や産業の発展による生活基盤の安定、神社崇拜の高揚や昭和十五年（一九四〇）の「紀元二千六百年」記念事業が存することなどを指摘している^③。

また自治体史においては石造物調査の一環として狛犬が調査されてきた。埼玉県内の事例をみると、戸田市^④、久喜市^⑤、長瀨町^⑥、蕨市^⑦、都幾川村^⑧（現ときがわ町）、朝霞市^⑨、上福岡市^⑩（現ふじみ野市）における石造物・金石調査のなかで石造狛犬が対象となり、写真、造立の時期や奉納者などが記録された。なかでも上福岡市の調査報告書は「唐獅子建設許可願」に言及している。しかし、一般的に掲載されている狛犬の数は少数である。

二 埼玉県行政文書にあらわれた石造狛犬

まず埼玉県行政文書にどれほどの石造狛犬建設許可に関する文書が含まれているのかを確認する。

埼玉県立文書館収蔵資料検索システムで、狛犬に関するキーワードにより「埼玉県行政文書」を検索すると以下のような結果となる。「狛犬」一六件、「高麗犬」三件、「唐獅子」一九件^⑪、たんに「狛」で一一件、また「狛」や「犬」の字に「狗」をあてる場合があり、「高麗狗」でも七件を見出すことができる。以上のように、あわせて四六件の文

書がある【表】。文書の年代は最も古いもので大正十二年（一九二三）、最も新しいもので昭和十八年（一九四三）である。

なお、前掲久保田の調査によれば、埼玉県内に現存する石造狛犬の刻字から、建立時期が「昭和前期」^⑫であるものが二八四対確認されているという^⑬。「埼玉県行政文書」の文書は前述の通り四六件であり、現存する石造狛犬のわずか約一六％に関するものでしかない。

このような残存状況が、文書の保存状況によるものか、特定の場合のみ許可願を提出させるようにしたものか、あるいは手続きが徹底されていなかったものかなど、理由を確定することは難しい。ここで他府県の文書をみると、東京都公文書館収蔵の「東京府・東京市行政文書」（三万三八〇七点）には「狛犬」をキーワードに検索できる建設許可に関する文書は二件、京都府立京都学・歴史館収蔵「京都府行政文書」（一万五四〇七点）では「高麗狗」による検索も含めて五件、山口県や群馬県の行政文書では見出すことができない。

このように「埼玉県行政文書」（一万一二五九点）には、石造狛犬建設許可手続きに関する文書が突出して多く残る。

三 根拠法令

これら神社境内における石造狛犬建設許可の根拠は「形像取締規則」（明治三十三年五月内務省令第一八号、大正十三年四月一部改正、昭和二十二年十一月廃止）である。

大正二年（一九一三）四月二十一日内務省令第六号「官国幣社以下神社ノ祭神、神社名、社格、明細帳、境内、創立、移転、廃合、参拝、寄付金、神札等ニ関スル件」第二十六条は以下のように規定する。

境内地ニハ国家ニ功勞アルモノ又ハ頌揚スヘキ事蹟アルモノニ非サレハ其ノ碑表又ハ形像ヲ建設スルコトヲ得ス

前項ノ碑表又ハ形像ハ建設ヲ竣ルト同時ニ無条件ニテ神社ノ所有ニ移スモノニ非サレハ神社ハ其ノ建設ヲ承認スルコトヲ得ス

前二項ノ規定ハ碑表又ハ形像建設取締ニ関スル他ノ規程ノ適用ヲ妨ケス⁽¹⁴⁾

内務省神社局が同令を解説した「神社ニ関スル改正法規ノ綱要」によれば、同条第三項の「碑表又ハ形像建設取締ニ関スル他ノ規定」とは、「碑表ノ建設ヲナサムトスル場合ニハ墓地埋葬取締規則ニ依リ所轄警察官署ノ許可ヲ要スヘク又形像ヲ建設セントスルモノナルトキハ形像取締規則ニ依ルヘキモノナリトノ意ニ外ナラス」⁽¹⁵⁾とする。神社境内に「形像」を建設する場合、「形像取締規則」による必要があった。

「形像取締規則」とは三条からなる省令である。第一条では、「官有地及公衆ノ往来出入スル地ニ於テ永久保存ノ目的ヲ以テ人物其ノ他ノ形像ヲ建設、移転、改造又ハ除却セントスル者ハ」地方長官（東京府は警視總監）⁽¹⁶⁾の許可を要するといふものである。但書で「墓地境内ニ於テ慣例ニ依テ礼拝ノ用ニ供スルモノ」は除かれている。

第二条では以下のように「許可申請書」に添付する書面に記載する必要事項が示されている。

- 一 形像ノ位置ヲ表示スル地図
- 二 形像ヲ設置スヘキ土地ノ種目
- 三 地主又ハ其ノ土地若ハ形像ニ関スル権利ヲ有スルモノアルト

キハ其ノ承諾ノ有無

- 四 形像ノ物質、製作ノ方法並其ノ設計及図面
- 五 礎石其ノ他ノ部分ニ文字ヲ表ハストキハ其ノ文字
- 六 歴史上顕著ナラサル人物ノ形像ニ係ルトキハ其ノ人ノ事蹟又寓意アルトキハ其ノ寓意
- 七 費用ヲ募集スルモノハ募集及支出ノ方法
- 八 形像ノ管理及維持方法

以上のほか、形像の除却の場合には来歴や理由も記載する。

第三条では、内務大臣は「公共ノ安寧ヲ維持シ又ハ風俗ノ取締ヲ為スカ為必要ト認ムルトキ」は、移転、改造や除却を命じることができることを規定する。

規則が發布されて間もない明治三十三年（一九〇〇）六月一日に千葉県知事は、内務省警保局長に宛て、「形像ト称スル中ニハ路傍ノ石地藏、山門ノ仁王、社寺境内ニアル駒狗又ハ狐其他商業広告ノ為メ建設スルモノニシテ苟モ人畜等ノ摸形アルモノハ総テ之ヲ包含致シ居ル義ニ候哉」と照会した。これに対して内務省警保局長は七月十四日付で「路傍ノ石地藏ニ対シテハ省令ヲ適用スルノ外無之候得共山門ノ仁王社寺境内ニ在ル駒狗又ハ狐等慣行ニ依リ社寺ニ付随スル物件ハ省令ノ適用ヲ受クルノ限りニ無之」と回答し、また「是等ハ事実ニ付其時ニ措置候外可無之ト存候、要スルニ省令ハ近来公園其他ニ於テ銅像之類ヲ建設スル此間ニ有之候為取締上ノ必要ニ応シ制定相成候」⁽¹⁷⁾と規則制定の狙いを説明した。

このように本来「形像取締規則」は、寺院の仏像などのような信仰の対象ではなく、明治維新以降に西洋の影響により、世俗の人物

の事績を顕彰する目的で公園等の公共の場所に銅像を建設することが流行したことを受け、内務省が制限を加えたものであった（もつとも、その効果は限定的なものであったようである）⁽¹⁸⁾。そのため神社境内の狛犬は基本的に対象外であった。それにもかかわらず埼玉県では一時期狛犬建設にかかる出願が行われ、その結果関連する文書が残ったのである。

四 石造狛犬の建設許可手続き

次に神社境内に石造狛犬を建設しようとする場合、具体的にどのような手続きを経て許可が出されるのかを、大正十一年十二月に出願された北埼玉郡星河村の村社劔神社境内の狛犬を例にみる⁽¹⁹⁾。

なお本稿で対象とした文書のうち、四〇件（約八七％）が町村と密接な村社に建設するものであった。

まず神社に狛犬を建設しようとする場合、村社であれば神職である社掌及び氏子総代が知事にあて出願した。劔神社の場合、社掌・氏子総代に加え狛犬の「建設発起人」も名を連ねた。

出願文書の標題は「神社境内地形像建設許可願」で、前掲大正二年内務省令第六号に沿ったものとなっている【図1】。そのほかの例では「工作物建設許可願」「狛犬建設許可願」などがある。願書には「形象取締規則」で規定された必要事項が記載され、「建設費収支計算書」、狛犬の図【図2】や建設する位置を示した境内の図が添付された。

出願は郡制施行当時には郡長、後には町村長を経由し、県に提出された。劔神社の例では郡長の副申が行われ、伊勢参宮を記念しての建設が、「神社崇敬ノ発露」であり、「境内風致ニ一層ノ美観ヲ呈ス」ものであるといった意見が添えられた。

このような出願に対して、大正十二年一月九日付で「竣工済ヲ届出ヘシ」という但書きが付けられ許可指令【図3】が行われた。この事例では「唐獅子」として出願されたが、「狛犬」として許可された。これにより狛犬の建設が可能となるのである。

なお、この劔神社の例では何らかの理由で竣工済届が提出されず、昭和六年五月八日付で県学務部長が星河村長あて「未済書類二開スル件」を照会し、三日後に発起人から「竣工届」が提出されている。神社境内の狛犬建設許可手続きは、以上のように行われた。

五 戦前・戦時期埼玉県における石造狛犬の特徴

次に「埼玉県行政文書」に残る文書から、当該期埼玉県における石造狛犬の特徴について検討する。ただし、すでに述べたとおり本稿で対象とする文書は、現存が確認されている当該期の石造狛犬の約一六％に関するものなので、一般的な特徴とは言い切れない。

(一) 名称

現在一般に「狛犬」と呼ばれている石像は、当時どのように呼ばれていたか。今回対象とした四六件の文書のうち、件名ではなく出願の文書中に「狛犬」と表記しているものはわずか八件（約一七％）である。これに「高麗犬」（二件）、「高麗狗」（二〇件）、「狛犬」（二件）を加えれば二二件（約四八％）となり、半数近くとなる。文書にみる限り「こまいぬ」という呼称が唯一のものではなく、また表記も定まっていなかったことがわかる。

前掲の明治三十三年（一九〇〇）の千葉県照会への内務省による回答に「駒狗」との表記があるように、「こまいぬ」という呼び方自体は特殊なものではなかったと同時に、表記は多様であったとい

える。そして村々から建設を出願した県民のあいだでは「こまいぬ」と同等程度に「唐獅子」（二八件／約四〇％）という呼称がなじみ深いものであったのである。

（二）建設事由

次に石像狛犬の建設事由についてみる。四六件のうち建設事由が明記されているものは三二件である。そのうち一三件（約四二％）が伊勢神宮の参拝を記念したものであった。ほかに事由を明記していないが「伊勢大々講中一同」から奉納と記されたものが一件ある⁽²⁰⁾。それぞれの神社の氏子と構成員が重なる伊勢講中によるものと考えられる。

伊勢講は「有志が数年間費用を積み立て、全員で社寺に参る」「総参講」の形態をとり伊勢神宮に参拝するものである。近世に始まり、個人・団体による旅行が一般的となる昭和三〇年代まで、全県的にみられた。参拝への出発の前には神社で祈禱を受け、帰った後には神社境内に記念碑を建設するというような文化があった⁽²¹⁾。

このように、石造狛犬はともに近世から継続する伊勢講の文化と結びついて建設されることが多かった。しかし、戦時期においては、たとえば昭和十五年（一九四〇）に南埼玉郡大山村の村社八幡諏訪合社での建設を出願した例では、伊勢参宮の安全祈願成就と同時に、同年が伝説上の神武天皇の即位から二六〇〇年にあたるという「皇紀二六〇〇年ヲ記念」することを述べ⁽²²⁾、昭和十八年に入間郡大田村の無格社白山神社での建設を出願した例では、伊勢神宮だけではなく、「武神」とされる香取、鹿島両神宮を「国威宣揚皇軍将兵武運長久ノタメ」参拝した記念と述べる⁽²³⁾など、伊勢参宮の記念であつても戦時期という同時代の社会状況を意識した表現が行われた。石造

狛犬建設許可の手続きがそれほど重要視されていなかったとしても、出願が規定されていたことで影響を受けたものといえる。

このほか、昭和三年の天皇即位を記念した「御大典記念」が二件⁽²⁴⁾、皇太子の誕生を記念した例が一件⁽²⁵⁾あり、「氏子惣代任期完了」⁽²⁶⁾「村社列格」⁽²⁷⁾「社殿改築」⁽²⁸⁾など神社にとつての節目を記念して建設されたものや「敬神ノ思想ノ鼓吹」⁽²⁹⁾など抽象的な事由もみられる。

また狛犬を寄付する個人に関する事柄を事由としたものがある。たとえば昭和十一年に大里郡玉井村の村社久保島大神社に建設された狛犬は、寄付をした商業者の伊勢参宮と開業一〇周年を記念したものであった⁽³⁰⁾。昭和十五年に北足立郡馬室村の村社愛宕神社に建設された狛犬は寄付した者の病氣快癒に感謝するものであった⁽³¹⁾。これらのほかに特徴的な事由としては、昭和十一年に秩父郡三田川村の村社八幡神社⁽³²⁾と入間郡三ヶ島村の村社林神社⁽³³⁾、昭和十三年にこれも三ヶ島村の村社八幡神社⁽³⁴⁾に建設された狛犬がある。それぞれ、もともと氏子出身で東京市に在住する者が寄付したものであった。林神社と八幡神社の狛犬が、寄付した者の「今回成功」を記念したものであるように、出郷者の立身出世を故郷に示す目的で建設されたと考えられる事例といえる。

（三）石材・寸法・造形

最後に石材、寸法や造形について検討する。

狛犬に使用された石材が明記されている四〇件は、当該期を通じて小松石（一一件）、白河石（一二件）、花崗石（一五件）に三分される。いずれも墓石や灯籠など石造物に使用される一般的な銘石である。狛犬と台座を同じ石材とすることもあれば、組み合わせることもあったようすがみえる。

小松石は神奈川県真鶴で産出する安山岩である。狛犬を質がよいとされる本小松石、台座をたんに小松石とした例、また真鶴のなかでも産出される場所が異なる新小松石を使用した例がある。白河石は福島県西郷などで産出する凝灰岩である。「白川石」と表記する場合や、白河石のなかでも西郷村のなかの字である「米村石」などと標記する場合がある。花崗石は花崗岩から切り出した石材の意である。関東では茨城県笠間の稲田石や同県真壁の真壁石が代表的な石材である。

特殊な例では、昭和三年（一九二八）に大里郡新会村の村社生品神社に建設された狛犬は花崗岩、台座は「富士ノクロボク」（富士山の溶岩）が使用された⁽³⁵⁾。また昭和十一年に秩父郡三田川村の村社八幡神社に建設された狛犬は地元秩父郡小鹿野で産出する「秩父岩殿沢産秩父青石」（岩殿沢石）が使用された⁽³⁶⁾。

狛犬の寸法は、一尺八寸（約五五cm）から三尺一寸（約一m）まで幅がある。最も多いのは九件みられる二尺五寸（約七六cm）である。狛犬の造形については、願書に図面を添付するよう規定されているが、多くの場合略図面であり、実際とかけはなれている場合も多い【図2、4、5】。造形については文書から明らかにすることは難しいといえる。

むすびにかえて — 身近な文化財と行政文書 —

本稿では「#101匹の埼玉狛犬」をきっかけに、埼玉県行政文書に含まれる戦前・戦時期における石造狛犬建設許可に関する文書について検討した。

埼玉県行政文書には他府県に比して相対的に多くの関連文書が残

されている。それらは当該期に建設された石造狛犬の一部に関するものでしかないが、現在では一般的である「狛犬／こまいぬ」の呼称の当該期における多様性、狛犬の建設事由と社会状況からの影響、使用された石材などについて明らかにできる。つまり行政文書は本来意図しなかったかたちではあるが、狛犬が建設された地域には残りにくい情報を記録している。そうした情報は地域に残る身近な文化財としての石造狛犬そのものから得られる情報を補完しうるものといえる。

今回対象とした石造狛犬だけでなく、たとえば神社境内に建設される記念碑などについても関連する文書が残されている。身近な文化財の調査・研究に行政文書を活用する余地は多いように思われる。

註

- (1)「#101匹の埼玉狛犬」の企画・運営、『埼玉の狛犬』の掲載写真の撮影等事業の主要部分は、文化資源課（当時）の落合範崇氏が担当したものである。
- (2)代表的な狛犬研究として、伊東史朗『日本の美術 第二七九号 狛犬』至文堂、一九八九年、伊東史朗「獅子狛犬の成立、それ以前・以後」MIHO MUSEUM 編『獅子と狛犬』青幻舎、二〇一四年などがある。
- (3)久保田和幸『狛犬探訪 埼玉の阿・吽たち』さきたま出版会、二〇〇三年、一一六頁。
- (4)戸田市史編さん室編『獅子調査報告書第八集 戸田市の石造物』埼玉県戸田市、一九八〇年。狐像を含め一四件を掲載。年代、形態・員数、刻字、法量、所在地を記載している。
- (5)久喜市史編さん室編『久喜市の金石』久喜市、一九八八年。「狛犬（眷属）」の項目が立てられている。
- (6)長瀨町教育委員会編『長瀨町史 民俗編Ⅱ 野の石造物』長瀨町、一九九一年。「三石仏・石神以外の信仰石造物」の節に「狛犬・神使」の項目が立てられ

ている。凡例に「特に長瀬町は山犬(狼)のメッカなので、その伝説、言い伝え等の発掘につとめてみた」という記述がある。

(7) 蕨市『蕨市史調査報告書 第八集 蕨の石造物』蕨市、一九九二年。狛犬、狐各一對のみ掲載。

(8) 都幾川村史編さん委員会『都幾川村史資料 6(2) 文化財編 石造物Ⅱ』都幾川村、一九九三年。「社寺奉納石」の部で「石像・手水石」として一對のみ掲載。

(9) 朝霞市史教育委員会市史編さん室『朝霞市史 調査報告書 第十一集 朝霞の石像物(Ⅲ)』朝霞市史教育委員会市史編さん室、一九九四年。「その他石像物」のなかに「狛犬(高麗犬)」の項目がある。昭和九年までの二対より新しいものは「極く近年の造立のため、紀年銘を省略する」とある。

(10) 上福岡市教育委員会編『市史調査報告書第9集』上福岡市教育委員会、一九九六年。

(11) 筆者は『埼玉の狛犬』で、三八件の文書があると述べたが、それは「狛犬」「高麗犬」「唐獅子」のキーワードで検索した場合に見出される数字であった。本稿で述べるように、キーワードを増やすことで更に事例が見出された。

(12) 昭和元年から二十年までに建立されたものを計数したと考えられる。

(13) 前掲・久保田『狛犬探訪』一二七頁。

(14) 神祇院総務局監輯『最新神社法令要覧』京文社、一九四一年、二八五〜二八六頁。

(15) 前掲・神祇院総務局監輯『最新神社法令要覧』二九三〜二九四頁。

(16) 大正十三年改正までは、東京市、京都市、大阪府は地方長官を経由し内務大臣に申請することと規定されていた。

(17) 以上三つの引用は「内務大臣決裁書類・明治三十三年 形像取締に關し疑義照会(千葉)」国立公文書館 平九警察〇〇二四一一〇〇。

(18) 平瀬礼太『銅像受難の近代』吉川弘文館、四九〜五三頁。

(19) 「社寺部 県社以下神社 北埼玉郡星河村劍神社境内形像唐獅子建設ノ件許可」埼玉県行政文書 昭二四六八―二三。

(20) 「社寺部 県社以下神社 北埼玉郡田ヶ谷村雷電社唐獅子建設竣工済届」埼玉県行政文書 昭二五五六―三六。

(21) 以上、本県における伊勢講については、埼玉県編『新編埼玉県史 別編2 民俗2』埼玉県、一九八六年、九二頁。

(22) 「社寺部 県社以下神社 南埼玉郡大山村八幡諏訪合社境内地唐獅子建設許可」

埼玉県行政文書、昭三八九四―二一。

(23) 「社寺部 県社以下神社 入間郡大田村白山神社境内狛犬建設竣工済届」埼玉県行政文書、昭四三三九―二〇。

(24) 「社寺部 県社以下神社 北足立郡鴻巣町八幡社境内石造唐獅子等建設許可」埼玉県行政文書 昭二三〇―一四、「社寺部 県社以下神社 北足立郡鴻巣町鴻巣社境内石造唐獅子等建設許可」埼玉県行政文書 昭二三〇―一六。

(25) 「社寺部 県社以下神社 北足立郡鴻巣町生出塚神社境内地二石造唐獅子一對建設許可」埼玉県行政文書 昭二八二〇―二五。

(26) 「社寺部 県社以下神社 大里郡新会村生品神社境内地へ高麗狗及石灯笼建設追認許可」埼玉県行政文書 昭二〇三〇―一六。

(27) 「社寺部 県社以下神社 入間郡南畑村上南畑神社境内地へ狛犬建設許可」埼玉県行政文書 昭二一六九―四一。

(28) 「社寺部 県社以下神社 児玉郡金屋村御霊稻荷神社狛犬建設許可」埼玉県行政文書 昭三六〇九―三八。

(29) 「社寺部 県社以下神社 北埼玉郡大桑村雷電社境内へ唐獅子建設許可」埼玉県行政文書 昭二〇三〇―七ほか。

(30) 「社寺部 県社以下神社 大里郡玉井村久保島神社境内狛犬建設許可」埼玉県行政文書 昭三六〇八―八。

(31) 「社寺部 県社以下神社 北足立郡馬室村愛宕神社唐獅子建設許可」埼玉県行政文書 昭三八九四―三五。

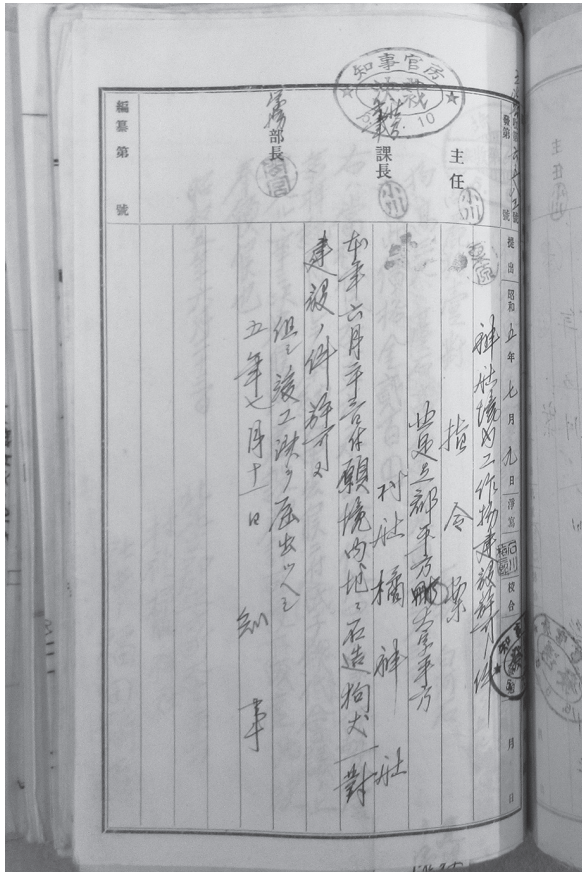
(32) 「社寺部 県社以下神社 秩父郡三田川村八幡神社石造狛犬一對建設許可」埼玉県行政文書 昭三三二二―四二。

(33) 「社寺部 県社以下神社 入間郡三ヶ島村林神社境内高麗狗建設許可」埼玉県行政文書 昭三六〇八―二一。

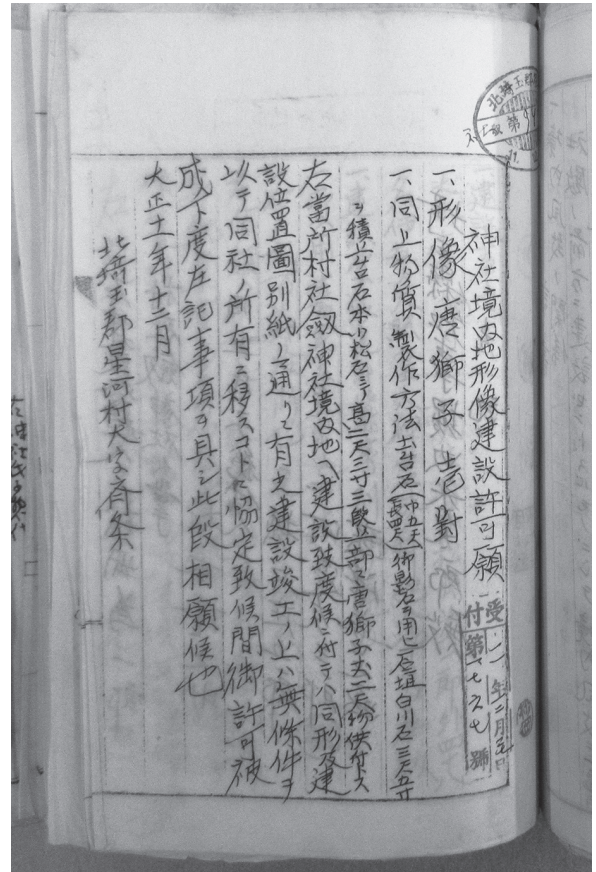
(34) 「社寺部 県社以下神社 入間郡三ヶ島村八幡神社石造高麗狗建設許可」埼玉県行政文書 昭三八九四―二一。

(35) 「社寺部 県社以下神社 大里郡新会村生品神社境内地へ高麗狗及石灯笼建設追認許可」埼玉県行政文書 昭二〇三〇―一六。

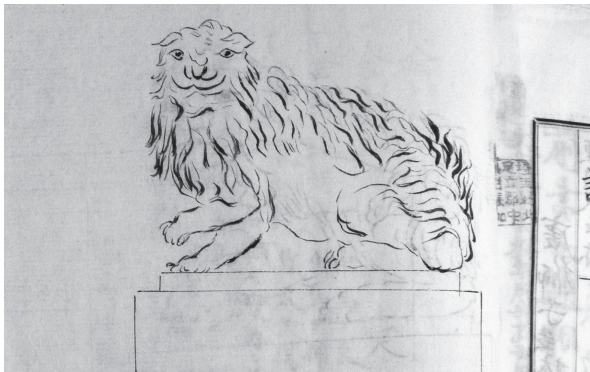
(36) 「社寺部 県社以下神社 秩父郡三田川村八幡神社石造狛犬一對建設許可」埼玉県行政文書 昭三三二二―四二。



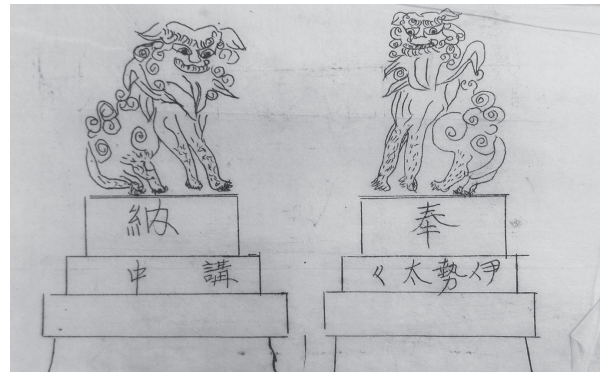
【図3】星河村劔神社の許可指令案



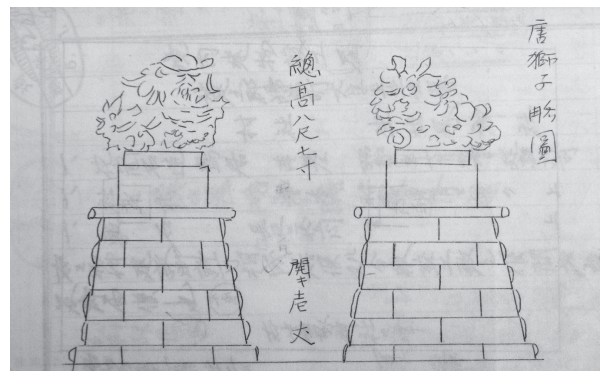
【図1】星河村劔神社の許可願



【図4】中丸村天神社の狛犬図面 (部分)



【図2】星河村劔神社の狛犬図面



【図5】鴻巣町鴻神社の狛犬図面

【表】埼玉県行政文書に建設許可に関する文書が残る石造狛犬一覧

- ・許可年代は許可指令の日付とした。
- ・竣工済（届）年代は竣工済届中に記載された竣工の日、または届の日付とした。後者の場合は後ろに「（届）」を付した。Tは大正、Sは昭和を示す。
- ・建設事由のうち「」内は、明記されていないが文書の内容から推定できるものである。
- ・備考には、狛犬像の制作者や奉納者等について記述した。

No	文書番号	件名番号	神社所在地	社格	社名	許可年代	竣工済（届）年代	名称（出願時）	建設事由	石材（狛犬）	石材（台座等）	寸法（狛犬）	総額（円）	図面	位置	備考	
1	昭2468	23	北埼玉郡皇河村大字斎条	村社	御神社	T12年1月9日	S6年5月11日（届）	唐獅子	伊勢参宮記念				620	有	有		
2	昭2302	47	比企郡中山村大字北園部	村社	氷川神社	T15年7月7日	T15年7月15日	神前狗	伊勢参宮記念	白川石		2尺	205	有	有	松山町石工中村 稲造氏製作	
3	大1782	37	入間郡水谷村大字水字氷川前	無格社	氷川社	T15年9月23日		唐獅子	伊勢参宮記念	福島西郷村字 米山青白堅石	福島須賀町 江持山青白石	2尺5寸	20	有	有		
4	大1782	33	皇河村大字谷郷	村社	春日神社	T15年10月5日	T15年10月10日（届）	唐獅子		本小松石	小松石	3尺1寸	600	有	有		
5	大1782	52	北足立郡中丸村大字北本宿	村社	天神社	T15年12月10日	T15年12月20日	唐獅子		花崗石			648	有	有		
6	昭1889	15	北足立郡与野町大字大戸	村社	氷川社	S2年3月16日	S2年4月2日	[獅子]		小松石	白河石	2尺4寸	289	有	有	名称「獅子」は 添付「計算書」 より	
7	昭2030	6	大里郡新会村大字高島	村社	生品神社	S3年2月29日	S2年3月 日	高麗狗	氏子惣代 任期完了記念	花崗岩	富士ノ クロボケ石	2尺5寸	600	有	有		
8	昭2030	7	北埼玉郡大桑村大字南大桑	村社	雷電社	S3年3月20日	S3年4月17日（届）	唐獅子	敬神思想の鼓吹	小松石		5尺3寸	300	有	有		
9	昭2301	4	北足立郡漢東町大字漢東元上谷	無格社	八幡神社	S3年10月26日	S5年1月22日	唐獅子	御大典記念	白河石	花崗石	2尺5寸	354	有	有		
10	昭2301	6	北足立郡漢東町大字漢東	村社	鴻神社	S3年10月26日	S5年1月22日（届）	唐獅子	御大典記念	白河上石	花崗石	3尺1寸	500	有	有	本町料理店組合	
11	昭2169	41	入間郡南畑村大字上南畑	村社	上南畑神社	S4年5月17日	S4年5月17日	狛犬	村社列格記念					有	有		
12	昭2302	42	児玉郡金屋村大字金屋	村社	白髭神社	S5年2月17日	S2年8月25日	唐獅子		花崗石		2尺5寸	349	有	有	講倉人児玉町石 材商伊藤仁作	
13	昭2302	76	比企郡中山村大字吹塚	村社	氷川神社	S5年3月12日	S5年4月12日	神前狗	伊勢参宮記念	白河石材		1尺8寸	154	有	有	松山町石工小柳 広吉氏製作	
14	昭2468	24	北足立郡平方町大字平方	村社	橋神社	S5年7月11日	S6年9月14日（届）	高麗狗	伊勢参宮記念	白河石			200	有	有		
15	昭2556	36	北埼玉郡田ヶ谷村大字上崎	村社	雷電社	S7年6月6日	S7年10月14日	唐獅子	[伊勢参宮記念]				300	有	有	伊勢大々講中一	
16	昭2647	37	北埼玉郡田ヶ谷村大字内田ヶ谷字中郷	村社	多賀谷神社	S7年9月9日	S7年12月20日	高麗狗	敬神思想の向上	白河石		1丈4寸（総高）	1,300	有	有	総額は玉垣を含む	
17	昭2556	44	入間郡南高麗村大字上直竹下分	村社	富士浅間神社	S7年10月25日	S7年11月23日	高麗狗		花崗石	白川石	2尺	200	有	有		
18	昭2820	25	北埼玉郡漢東町大字生出家	村社	生出家神社	S9年4月2日	S9年8月10日	唐獅子	皇太子誕生記念	白河上石	白河上石	2尺5寸	350	有	有		
19	昭2820	34	大里郡大麻生村大字広瀬	村社	浅間神社	S9年5月4日	S9年5月15日	高麗狗	伊勢参宮記念	小松石	小松石	2尺3寸5部	83	有	有		
20	昭2820	40	北埼玉郡皇宮村大字上池守	村社	天神社	S9年5月28日	S9年10月11日（届）	狛犬	伊勢参宮記念	小松石	小松石	2尺			有	有	
21	昭2820	58	大里郡武川村大字瀬山	村社	八幡神社	S9年9月28日	S9年10月5日	唐獅子	伊勢参宮記念	花崗岩	花崗岩	2尺1寸	300	有	有		
22	昭2820	56	熊谷市石原区	村社	赤城久伊豆神社	S9年10月5日	S10年3月22日（届）	高麗狗	伊勢参宮記念	花崗石		2尺8寸	165	有	有		
23	昭3038	15	熊谷市大字箱田	村社	箱田神社	S9年12月7日		狛犬	伊勢参宮記念	新小松	新小松	2尺3寸5分	100	有	有		
24	昭3038	20	大里郡吉岡村大字村岡	村社	豊田宇気神社	S10年5月11日	S10年3月27日	高麗狗	伊勢参宮記念	花崗石	本小松	2尺3寸	157	有	有		
25	昭3039	49	入間郡福岡村大字駒林	村社	八幡神社	S10年8月16日	S10年8月20日（届）	唐獅子	敬神の念の深化	花崗石	白河石	3尺		有	有		

No.	文書番号	件名番号	神社所在地	社格 社号	許可年代	竣工済(届)年代	名称 (出願時)	建設事由	石材(狛犬)	石材(台座等)	寸法(狛犬)	総額 (円)	図面	位置 図	備考
26	昭 3271	6	入間郡金子村大字中神	村社 三輪神社	S11年1月8日	S11年1月31日	鹿獅子		小松石		5尺8寸(総高)		有	有	
27	昭 3271	18	北足立郡春岡村大字丸ノ崎	村社 氷川社	S11年4月8日		鹿獅子		米村石 (白河石)	米村石 (白河石)	2尺	105	有	有	
28	昭 3272	42	秩父郡三田川村大字飯田	村社 八幡神社	S11年4月22日	S11年11月11日	狛犬	寄附申込	秩父岩職沢産 秩父青石		3尺				
29	昭 3272	43	大里郡志打村大字中曾根	村社 南市田神社	S11年9月14日	S17年10月17日	鹿獅子	寄附申込	花崗石 (三影石)	白河石	2尺7寸	233	有	有	
30	昭 3608	12	入間郡三ヶ島村大字林	村社 林神社	S11年11月9日	S12年3月28日(届)	高麗狗	成功記念	信州産 三沢石	白河石	2尺5寸		有	有	
31	昭 3608	8	大里郡玉井村大字久保島	村社 久保島大神社	S12年1月	S12年1月14日	狛犬	伊勢参宮記念・ 商業開業10週年	花崗石	花崗石	2尺8寸	152	有	有	
32	昭 3608	21	大里郡別府村大字西別府	村社 湯殿神社	S12年3月12日	S12年3月12日(届)	狛犬	伊勢参宮記念				134	有	有	
33	昭 3609	41	秩父郡野上村大字藤谷淵	興社 寶登山神社	S12年5月7日	S12年9月12日(届)	高麗犬	奉納申出	白河石材	白河石	3尺		有	有	
34	昭 3609	35	川口市金山町	興社 川口神社	S12年5月11日	S12年6月1日	高麗狗	寄附申出	小松石	白河石	6尺(総高)	300	有	有	
35	昭 3609	38	厚玉郡金屋町大字保木野	村社 御霊稻荷神社	S12年8月6日	S12年8月10日	獅子	社殿改築記念	花崗石		2尺5寸	108	有	有	厚玉町大字八幡山 町石工番塚邦次郎
36	昭 3694	21	入間郡三ヶ島村大字椎谷	村社 八幡神社	S10年5月6日	S10年3月4日(届)	高麗狗	成功記念	三沢石	三沢石	7尺5寸		有	有	
37	昭 3776	25	比企郡高坂村大字正代	村社 御霊神社	S14年2月20日	S14年1月27日	鹿獅子		小松石	白河石	2尺5寸	210	有	有	
38	昭 3776	4	大里郡折原村大字折原	村社 佐太彦神社	S14年5月31日	S14年7月20日	狛犬	崇敬者奉獻	花崗岩	花崗岩		320	無	有	
39	昭 3694	6	厚玉郡金屋村大字長沖	村社 飯玉神社	S14年10月19日	S10年4月15日	狛犬		花崗石	白花崗石	3尺	587	有	有	
40	昭 3694	35	北足立郡馬室村大字原馬室	村社 愛宕神社	S10年2月28日		鹿獅子	病氣全快記念	白川石	白川石	6尺5寸(総高)	200	有	有	
41	昭 3694	11	南埼玉郡大山村大字柴山	村社 八幡調合社	S10年4月22日	S10年5月5日	鹿獅子	伊勢参宮記念	小松石	小松石 大谷石	2尺1寸	361	有	有	
42	昭 3694	12	北足立郡三橋村大字上小村田	村社 氷川社	S10年4月24日	S10年4月30日	狛犬	[伊勢参宮記念]	小松石		6尺5寸(総高)		有	有	
43	昭 3694	16	比企郡八間村大字大塚	郷社 八幡神社	S10年9月2日		狛犬	皇紀二千六百年	花崗石	人造花崗石	2尺5寸		有	有	
44	昭 4279	12	北葛飾郡權現堂山村大字神明内	村社 香取神社	S10年9月29日	S17年9月15日	鹿獅子		白河石	白河石	2尺5寸	500	有	有	
45	昭 4279	11	熊谷市大字久下	村社 久下神社	S17年5月10日	S17年10月1日(届)	狛犬			白河石		256	有	有	
46	昭 4339	20	入間郡大田村大字豊田本	無格社 白山神社	S10年8月21日	S10年10月15日	狛犬	伊勢、鹿島・香取 参宮記念	花崗石			1,600		有	

展示報告「花押と印章×サインとはんこ」

関口真規子
沖山愛海

はじめに

埼玉県立文書館（以下、文書館）は、古文書、公文書等をはじめおよそ一三〇万点にのぼる埼玉県ゆかりの資料を収蔵する施設である。文書館は厳密に言えば博物館・美術館ではないが、「公文書管理法」にも位置付けられているように、展示室が必要な役割を果たしている⁽¹⁾。その文書館が、令和2年度企画展「花押と印章×サインとはんこ」を開催した。

本展は、江戸時代までに作成された古文書を取り上げて花押と印章の歴史を振り返るとともに、それらの造形の変遷や、使われた背景などをわかりやすく解説するものである。本展が開催された時期は、折しも「新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、また、デジタル時代を見据えたデジタルガバメント実現のためには、書面主義、押印原則、対面主義から」決別するという課題を解決し、「行政手続における国民の負担を軽減し、国民の利便性を図る」ことを目的に押印の見直しを進めた結果、「民間から行政への手続の九九・四％において廃止又は廃止の方向となり、特に認印については、全て廃止される見込み」⁽²⁾となった時期に重なった。すなわち、企画時点には図らずして時流に即応する内容となった。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、県立博物館・美術館にとっても未曾有の事態であったことは言うまでもない。各館は県の対応に従って開館（あるいは臨時休館）し、展示室内の細かな対策は公益財団法人日本博物館協会が定めた「業種別ガイドライン」に従った。これにより、本展では日時を制限して展示室を開くこととした。同時に、観覧希望者には連絡先カードの記入、検温、手指の消毒をお願いするなどの対策をとった。また緊急事態宣言発令に伴う臨時休館にあたって新たな試みもあった。

これらを踏まえ、本稿では企画展「花押と印章×サインとはんこ」の展示報告をするとともに、文書館で資料を展示する意義や展望について、些かの私見を述べたい。なお、本稿において述べる内容は全て個人の考えに基づくものであり、埼玉県ならびに文書館を代表するものではないことを予めお断りしておく。

1. 展示の概要

まずは本展の概要を示しておきたい。

(1) 会期 令和2年12月8日（火）～令和3年2月5日（金）

前期 令和2年12月8日（火）～12月25日（金）

後期 令和3年1月5日（火）～2月5日（金）

休室日 土・日・月曜日・年末年始(12月29日)～1月4日)

実際の開室期間 令和2年12月8日(火)～12月23日(金)(休室日除き11日間)

(2) 開室時間 ①10時30分～12時

②13時30分～15時

(3) 観覧者数 75人 観覧者数 / 開室日数 = 7.5人

(4) 展示室ケース配置図

(5) 展示資料一覧 (参考)

展示資料77点(原史料63点、写真パネル10点、複製4点、いずれも延べ点数)

(6) 刊行物 簡易図録(全14ページ、カラー、無償頒布)

(7) アンケート (参考3、回答数:49、回収率:65%)

観覧者の受付時に配布し記入を依頼したため、大変高い回収率となった。以下、アンケートの回答を紹介する。

1. この企画展を何でお知りになりましたか(複数回答可)

「ウェブサイト」(39%)が最も多く、次いで「知人から聞いて」(21%)、Twitter(15%)と続いた。また「その他」(13%)の例として、熊谷図書館浦和分室の利用に併せた観覧や、「たまたま通りがかった」といったものも見られた。一方で、チラシやポスターによる周知は、人々の外出が減少している時節柄、公共施設等に掲出されたものに留まる機会も減少したためか10%に留まった。今後、予算等の制約がある中で効果的な広報の在り方が明確に示されていよう。

2. どれくらいの頻度で当館をご利用ですか

観覧者の利用頻度は「月に1回程度」(39%)が最も多く、「何年

かに1回程度」(36%)と続く。次いで「今日がはじめて」(33%)となった。感染症予防対策のために採られていた閲覧室利用の予約制が背景にあるものの、新規や来館頻度の少ない利用者も多かった。今後も企画展が新規利用者を掘り起こし、さらに閲覧室利用にまで繋げられるよう努めたい。

3. 企画展の観覧のほか、閲覧室のご利用はありますか

「利用しない」(56%)・「利用の方法がわからない」(16%)が7割強を占める。会期中の資料閲覧は予約制となっていたため、閲覧と併せての観覧者(28%)が少なかったと思われる。言い換えれば、敢えて展示だけを見に来た観覧者が多かったと捉えられる。

4. あなたの年代を教えてください。

特に10代(20%)・20代(10%)・30代(16%)・40代(26%)の、比較的若年層の観覧者が7割強を占めた。(1)項の結果に表れたように、Twitterやインターネットでの広報効果と連動しているか。

5. お住まいの市区町村をお教えてください。

さいたま市(62%)、次いで東京都(10%)、荒川区・中野区・武蔵野市等)・川口市(7%)と続く。近隣の市区町村の割合が多いのは、感染症拡大による外出自粛等が反映しているためであろうか。一方で、少数ながらも県外(群馬県・千葉県・神奈川県)からの観覧者もあった。

6. 今回の企画展の内容はいかがでしたか。理由もお聞かせください(理由は自由記述)。

「大変よかった」(76%)・「よかった」(24%)で全てを占めた。展示内容のほか、感染症予防対策をとりつつ開館したこと、印章の使用を再考する社会の流れに即した内容であったことを評価する回答もあった。また館所蔵文書に限り撮影可能としたことも満足度の向上に資したようである。

7. 展示解説図録の内容・分量はいかがでしたか。理由もお聞かせください。

無償頒布に対する評価が高い。また頁数が少なく、軽量で持ち運び易いことに対する言及も見られた。一方で、紙幅の都合により文書の翻刻を割愛したことに対する不満が散見された。

8. 本企画展の中で、印象に残った資料は何ですか？理由もお聞かせください。

I部に展示された資料への反響が大きかった。とりわけ鎌倉公方や北条氏邦の花押、將軍朱印状への言及が目立った。これらの資料で、花押や印章の意匠には、使用者の血縁関係や職位、意識などが反映されることを紹介したが、この点に観覧者の興味が集まったようである。また回答内容から、現役の研究者や学生、過去に日本史関連を学んだ来館者が少なからずあったことが窺えた。

9. 今回の企画展は開室日・開室時間を限定して開催しましたが、ご意見をお聞かせください。

感染症拡大予防対策について評価する回答もある一方で、土日や昼休みの開室や開室時間の延長を求める回答もあった。

10. 今後、どのような企画展をご覧になりたいですか。理由もお聞かせください。

本展で展示した資料が中世(おおむね鎌倉時代〜戦国時代)のものが多かったことなどもあり、同様の史料を扱う企画展を求める回答が多かった。また時節柄、疫病に関する展示を求める回答もあった。

11. その他どのようなことでもけっこうですので、ご感想をお聞かせください。

本欄では多くの御意見や御感想をいただいたが、特に展示室運営に重要な示唆を与える御意見として、「文書館のアーカイブが豊富なことがよくわかった。圧巻だった。もっと知りたいと思ひ参考文献を探そうと思った」があった。文書館が展示室を有する一つの意義に、閲覧室の利用を促すことがある。展示で観覧者が得た知的要求に応え得る閲覧室の存在を周知するため、展示室内で閲覧室利用にかかると簡易的なマニュアルを配布する、または展示資料に類似する資料等を具体的に取り上げ閲覧する方法を周知する工夫も必要であろう。

2. 展示の構成

本章では、本展の構成について概要を示しておきたい。

プロローグ

I 花押と印章

- 1 1 花押の展開
- 1 2 鎌倉公方の花押
- 1 3 北条氏邦と発給文書
- 1 4 戦国武将の花押と印章

II 江戸時代の花押と印章

- 1 將軍の朱印
 - 2 村で捺された印章
 - 3 さまざまな花押と印章、その諸相
- エピソード

まずプロローグで展示の導入として、原本が伝えられる資料で武蔵国が登場する最も古いもの一つである「宝龜三年太政官符」(複製、原資料天理図書館蔵)を置いた。同時に、永久五年(一一一七)「太政官牒(前欠)」(小室家文書五六九五)を置いた(写真1)。いずれも大ぶりの太政官印(朱印)が捺されて印象深い。特に後者は、一通のうちに官印と差出者の花押、さらに自筆の署名が見られ、花押と印章の変遷を辿る本展を象徴する重要な一通であるため、前期に原史料、後期に写真パネルを置き、全期間展示できるようにした。

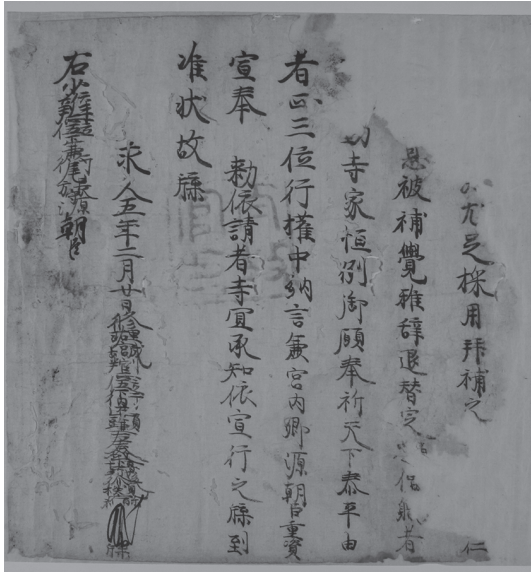


写真1「太政官牒(前欠)」小室家文書 5695

続いてI部では、花押の登場と展開、戦国武将が用いた花押や、武将の印章使用について紹介した。花押と印章は、それぞれ成立の時期も経緯も異なるが、各時代に両者が如何に使用されたか、可能な限り原

資料で辿った。これも文書館所蔵資料の多様さによるが、なかには埼玉県域内をルーツとせず曲折を経て文書館に所蔵されるに至った貴重なものもある。本展は地域性を限定しないテーマであったため、こうした資料も展示できた^③。

次いで2章では、東国を統治するために建武三年(一一三六)に設置された鎌倉府長官である鎌倉公方の花押について取り上げ、南北朝期から室町時代における花押の使用方の一側面に触れた。また花押が単なる本人証明となった以上に、自らの権威や意図を示すための一手段として機能したことを紹介した。足利尊氏の花押は、後の武士の花押に多大な影響を与え、それらは足利様(武家様)と呼ばれた。これに対し鎌倉公方の花押は独特の形を取り、独自の権威を主張した(写真2)。なお、当

該期の資料で文書館所蔵がない場合は、他機関の所蔵資料を写真パネル化で補完し、可能な限り流れが追えるよう試みた。これにより、展示に説得力が与えられ、アンケートに「セクシヨンの中で比較できるのが面白かったです。鎌倉

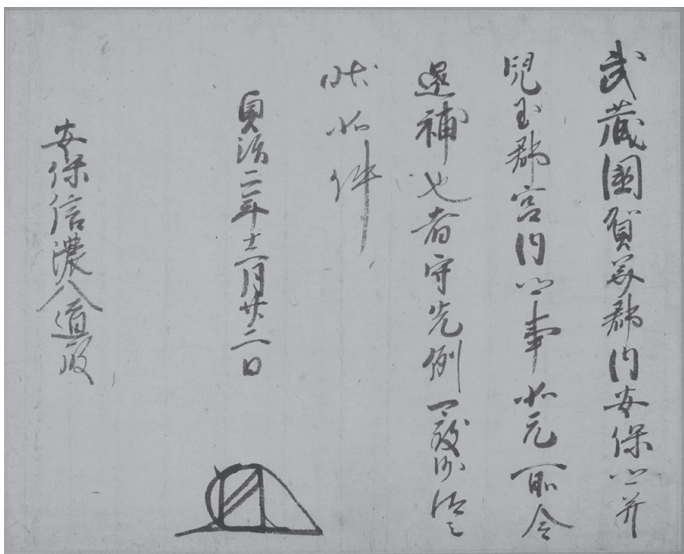


写真2 安保安書9「足利基氏還付状」

公方の花押や江戸期の朱印状など」（原文ママ）といった回答をいた
だけた。

次いで戦国時代の花押と印章に触れる項を設けた。まず取り上げ
たのは北条氏邦である。彼は幼名を乙千代といい、永禄年間初め頃
に猪俣党の流れを汲む北武蔵地方の国衆である藤田氏の養子となり、
鉢形（寄居町）に入城し領内を経営した。乙千代の名で花押を据え
ている書状が確認され、さらに元服後は署名と花押を据えた。これ
らは既に整理・類型化されている⁽⁴⁾。元服後の花押の変遷は5つに分
類されている。同時に、氏邦による印判状も数多く確認される。こ
こでも他機関所蔵資料で展示を補完し、一人の人間が生涯を通して
複数の花押を使用すること、花押と印章が併用されたことを紹介し
た。

その他の戦国武将の花押と印章は別項を設けて紹介した。戦国時
代は、花押や印章にとって転機となった。例えば従来の花押は名の
文字に由来して形作られてきたが、当該期には象形的な形式も用い
られるなど、多種多様な意匠が見られるようになる。さらに文書発
給の利便性から印判状が普及し、印章の意匠も多彩である。ここに
武将独自の権威を象徴させる意識が見られる。

その他、血縁関係を反映する形態を持つ花押として、太田資正と梶
原政景の花押がある（写
真3・4）。政景は太田
資正の子であったが、梶
原姓を名乗る。政景の花
押は父・太田資正の花押
と酷似しており、ここに
父を重んじる意識が表れ



写真3 資正花押 道祖土文書4

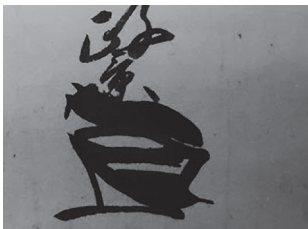


写真4 政景花押 三戸文書2

ているように思える。展示では、これらの花押が比較し易くなるよう
展示の際は2通の花押を同一線上に合わせて展示した（写真5）。

次いでⅡ部では、江戸時代の花押と印章を紹介した。江戸幕府が
開かれた後、徐々に將軍のる判物や朱印状・黒印状、老中奉書等の
文書形式が規定され、花押と印章の使用法方も新たな展開を迎えた
が、1章ではこの点について特に相馬家（山本坊）文書の朱印状を
紹介した。修験道本山派の大先達を務めた同家に伝わった文書には、
3代將軍家光以降、6代家宣、7代家継、15代慶喜以外の將軍朱印
状を見ることが出来る。家宣・家継とともに寺院宛の朱印状発給前
に死去し、慶喜は在位期間が短く領知朱印状を発給していない。す
なわち同家文書には、3代將軍家光の寺領寄進後、実際に將軍が發
給した領知朱印状が全て残っているのである。その全点について、
同家の朱印箱と合わせて紹介した。

さらに2章では、江戸時代に村々で飛躍的に発展した印章使用に
ついて紹介するとともに、在地
で花押と印章が使用される諸相
に触れた。次いで江戸時代の出
版物から、当時の人々が花押に
抱いた興味関心の高さ、花押・
印章の偽造に対する罰則といっ
た事柄も紹介した。

エピソードでは、明治という
新しい時代の到来に伴う花押と
印章の扱われ方の変化と、その
転機を示す2点の資料を紹介し
た。ここで規定された印章の使

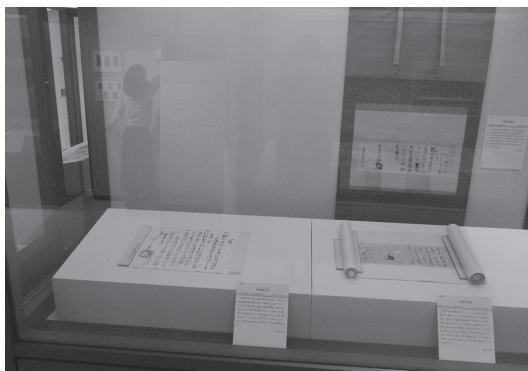


写真5 資正と政景の花押を比較しやすいよう、同一線上に資料を配置。（右奥と手前）

ても、遠隔地にある方や諸事情で来館できない方に、企画展の内容を周知するには極めて有効な手段であり、さらに新たな技術が導入されることで展示の無限の可能性が広がることが期待できる。ただし現状においては、克服すべき課題もないわけではない。その一つに、展示の内容がウェブ公開にそぐわないものがある点である。例えば文書館の令和元年度企画展「埼玉の”ふみくら”」は、教科書上に登場するような、著名な歴史上の事象・人物を武蔵国（埼玉県）に生きた人びとの目線で記された史料から見通す展示であった。展示を構成する流れ、言うなればストーリー展開に重点が置かれていた。こうした展示は、比較的ウェブ公開に合っているとと言える。

一方、本展はストーリーもさることながら、資料そのものを紹介することに重点を置いた。古文書からは、料紙の表面に認められる文字情報以外にも、さまざまな情報を読み取ることができる。例えば、その文書にどのような料紙を使用するか、花押が据えられる位置、その大きさや色によって、言外の主張が反映される。これらは古文書の機能を理解するために必要不可欠な要素であるが、これを限られた画面上の展示紹介で如何に伝えるかが大きな課題となる。これを象徴する例としてアンケート項目（8）「本企画展の中で、印象に残った資料は何ですか？」の回答を紹介したい。その対象となったのは、No.69「爵記」（安部家（岡部藩主）文書五四五、写真9）である。明治十七年七月七日に華族令が出されたことに伴い、安部家15代当主の信順が従五位と子爵位を授かったものである。資料上には、明治天皇の御名御璽と、当時宮内卿を務めた伊藤博文の花押が据えられている。展示の意図として、明治時代の資料に花押と印章が共存していることや、御名御璽の貴重さを紹介する意図があった。アンケートには担当の目論見通りのコメントもいただいたが、資料自

体の大きさに対する反響も見られた（「爵記No.69 あまりみることができない」「No.69の大きさ」。本史料の法量は47・4 cm×63・0 cmで御名御璽の大きさは9・0 cm×9・0 cmである。さらに言えば、料紙は厚み・光沢があるもので、目にすると圧倒されるような雰囲気も備えている。まさしく新たな時代において、天皇を頂点とする新政府の権威が象徴された資料である。この

迫力は、実際に眼にすることでしか感じられない。オンライン化が進むことで、展示を観覧する利便性は確かに向上している。それでもやはり、資料そのものと同一の空間に身を置き、同じ資料を目にした過去の人びとと思いを一部なりとも共有する体験は何にも代えがたいものがある。今後、ウェブ上で展示を公開するにあたり、原史料が持つ力を如何にして実感してもらおうかが大きな課題であることはいまでもないだろう。

おわりに

最後に、本展の反省点を挙げたい。最たるものを挙げるならば資料ごとの翻刻文を添えられなかったことである。本展は花押・印章の形態を通史的に示すことに重点を置いたため、資料そのものの内容については解説文で概要を述べるにとどまった。展示スペースの



写真9 「爵記」安部家文書 545

都合も翻刻を割愛せざるを得ない要因となった。また文書館の展示で無償頒布する図録は簡易的で頁数も少なく、紙幅の制限も大きい。したがって図録でも翻刻の掲載はできず、この点に対する不満もアンケート回答に散見された。諸々の制約があるにせよ、資料を展示する以上は丁寧な解説を加え、観覧者の理解が深まるよう努めなくてはならない。

ところで、アンケートにおいて、コロナ禍における展示に対し温かい励ましの言葉をいただき、感謝の念に堪えない⁽⁷⁾。本稿で述べた通り、本展の後半の会期は展示室の閉室という残念な結果に終わってしまった。しかしこの展示によってコロナ禍という難局にあっても観覧者の知的要求を満たすことができ、また文書館と所蔵資料への興味を掻き立てることができたのであれば望外の喜びである。

註

(1) 「公文書管理法」 (利用の促進)

第二十三条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等（第十六条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

(2) 令和二年二月十八日「地方公共団体における押印見直しマニュアル【初版】」（内閣府） URL: 201218manual_ver01.pdf (cao.go.jp)

(3) それらの多くは小室家文書にみられる。同文書については、『文書館収集文書目録第36条 小室家文書』（埼玉県立文書館、一九九七年）の解説及び『埼玉県史料叢書』第22巻「小室家文書一」（二〇一九年）・『同』第23巻「小室家文書二」（二〇二一年）などを参照されたい。

(4) 浅倉直美氏「北条氏邦の花押について」『戦国武将と城』サンライズ出版、二〇一四）

(5) 「おうちでミュージアム」第一期：令和二年三月～五月、第二期：令和二年二月～順次公開。本展の公開は第二期のものである。ちなみに文書館の第一期公開は企画展「生活に役立つ地図」の（会期：令和二年七月の令和二年七月一日（水）～九月四日（金）展示解説であった。

(6) 例えば『博物館研究』五六号（公益財団法人日本博物館協会、二〇二一年）では、特集「インターネットを通じた展示公開」が生まれ、ウェブ上における博物館活動の展望や課題が示されている。

(7) 例えば「大変な時期に刺激ある展示をありがとうございました」「これほど多くの貴重な素材を収蔵されているとは知りませんでした。ぜひ、活用を進めてください。ありがとうございました。貴重な機会でした」など。

埼玉県立文書館 企画展 「花押と印章×サインとはんこ」 展示資料一覧
 主催 埼玉県立文書館 会期 令和2年12月8日(火)～令和3年2月5日(金)
 ※期間中展示替えがあります
 前期 令和2年12月8日(火)～12月25日(金) 後期 令和3年1月5日(火)～2月5日(金)
 会場 埼玉県立文書館 展示室

展号	年月日	資料名	主たる原資料所蔵者	番号	指定	展示 期間 後期
I-1 花押の展開						
1	宝永3年(1717). 12. 19	宝鏡三年太政官符(複製)	天理大学附属天理図書館		原資料重文	○
2	天久5年(1117). 2. 20	太政官牒(前欠)	小宮家文書	5695	果	○ ハナレ
I-2 鎌倉公方の花押						
3	永享5年(1175) 8月18日	前権正真様状	大塚家文書	1	果	○
4	寛元4年(1246) 12月25日	六波羅御教書	小宮家文書	5696	果	○
5	延文6(1361) 年2月29日	四条院御書状	小宮家文書	5697	果	○
6	文保2年(1318) 12月24日	閑筆下知状	安保文書	1	果	○
7	元弘3年(1333) 12月12日	後醍醐天皇御旨(複製)	法華寺文書	1	原資料果	○
8	建武元年(1334) 2月6日	足利尊氏御教書	法華寺文書	2	果	○
9	建武3年(1336) 12月11日	足利直康下文(複製)	安保文書	4	果	○
I-3 北条氏邦の捺絵文書						
10	貞徳元年(1383) 12月22日	足利尊氏還補状	安保文書	9	果	ハナレ
11	永徳元年(1381) 11月22日	安保文書	米沢市上杉博物館	10	果	ハナレ
12	応永9年(1402) 5月6日	上杉憲実宛 足利滿兼書状	米沢市上杉博物館		原資料果	ハナレ
13	正長2年(1429) 12月8日	足利持氏安堵状(複製)	別府寺文書	2	果	○
14	応永29年(1422) 11月21日	足利持氏寺領・徳寺寄進状	別府寺文書	2	果	○
15	[文明11年(1479) 13月23日]	足利政氏安堵状	安保文書	19	果	○ ハナレ
I-4 頼国武將の花押と印章						
16	永禄3年(1560) 1月8日	乙千代丸判物	斎藤(古) 家文書	2	果	○
17	[永禄4年(1561) 12月18日]	乙千代丸判物	遠泉家文書	3	果	○
18	永禄5(1562) 年10月10日	乙千代丸判物	遠泉家文書	2	果	○
19	永禄9(1566) 年6月13日	北条氏判判物	国立歴史と民俗の博物館		ハナレ	○
20	永禄12年(1569) 9月10日	北条氏判判物	米沢市上杉博物館		ハナレ	○
21	[天正2～6年] 9月10日	北条氏判判物	遠泉家文書	6	果	○
22	[天正11年(1583) 5月17日]	北条氏判判物	小宮家文書	5700	果	○
23	天正16年(1588) 9月11日	北条氏判印判状	銘形城歴史博物館(北川文書)		ハナレ	○
24	文亀2年(1571) 5月16日	北条氏邦印判状	長谷部家文書	2	果	○
II 江戸時代の花押と印章						
25	天正6年(1578) 霜月10日	上杉真勝知行宛行状	長岡米沢藩 上杉家家中島津家文書	5	果	○
26	[天正18年(1590) 15月28日]	伊達政宗書状	杉山家文書	182	果	○
27	天正10年(1582) 6月9日	小寺川原兼外2名通書起請文	長門川原藩毛利家家中井原家文書	85 (-4)	果	○
28	天正11年(1583) 閏正月12日	毛利輝元起請文	長門川原藩毛利家家中井原家文書	85 (-4)	果	○
29	元龜4年(1573) 9月21日	武田家朱印状	小宮家文書	5699	果	○
30	天文22年(1553) 8月2日	武田家朱印状	鎌谷山本家文書	123	果	○
31	年未詳 8月15日	豊臣秀吉書状	相岸造太郎家文書	2	果	○
32	[天正18年(1590) 15月22日]	豊臣秀吉朱印状	文書館収集文書	127	果	○
33	[永禄5年(1562) 7. 27]	太田正判判物	道符士家文書	4	果	○
34	[年未詳] 5. 18	頼原政康書状	三戸家文書	2	果	○
III-1 将軍の朱印						
35	天正20年(1592) 2 朔	徳川家康知行宛行状印状	旗本加藤家文書	1	果	○
36	元和3年(1617). 5. 26	徳川秀忠朱印状	稻生家文書	1290	果	○
37	正保4年(1645) 3. 24	寺領入廻郡越生御西戸山本坊 寺領之宛 御朱印箱	相馬家(山本坊) 文書	454	果	○
38	近世	御朱印箱	相馬家(山本坊) 文書		果	○

展示資料一覧 表面

展号	年月日	資料名	主たる原資料所蔵者	番号	指定	展示 期間 後期
II-1 村で採られた印章						
40	文禄4年(1595) 10. 26	内藤左衛門他二名通書取状	持田(英) 家文書	7	果	ハナレ
49	文化元年(1804) 9	徳之橋鳥居御判禁二付村中通判 儀(傍書中井原共印)	林家文書	784	果	○
50	文化12年(1815) 12	差出申附儀之事(印判物失二付)	林家文書	775	果	○
51	正徳2年(1712). 8. 11	乍昂以書付奉願儀(大風櫃儀二 付印定奉願奉願)	江商家文書	800	果	○
52	寛政3年(1791) 8	花押箋(巻一)	小宮家文書	2141	果	○
53	元禄3年(1689)	花押箋(巻第二・巻第三)	小宮家文書	2142	果	○
54	元禄3年(1689)	花押箋(巻第一)	小宮家文書	2141	果	○
55	元禄3年(1689)	花押箋(巻第二・巻第三)	小宮家文書	2142	果	○
56	寛保4年(1743)	印刷致状集	土屋家(土蔵坊) 文書	584	果	○
57	明治11年(1878). 12	議考花押判	川崎家文書	596	果	○
II-2 江戸時代						
58	寛永11年(1634). 3.	御成敗式目	猪島家文書	2687	果	○
59	弘化2年(1845). [3]. 20	御定書(公事方御定書)	小林(庄) 家文書	2140	果	○
II-3 様式の花押と印章						
60	江戸時代	書札法式	新井(俊) 家文書	23885	果	○
61	明暦4年(1658) 2. 15	証文之事(参河国八名郡内新田 畠前二村)	辨臣山本家文書	124	果	○
62	元和元年(1615). 7	真言宗諸法度(写)	明屋院文書	12	果	○
63	文久元年(1861) 10. 15	公文状	廣正寺文書	216	果	○
64	江戸時代	西遊雜記(巻之拾(写))	野中家文書	8266	果	○
65	文久元年(1861). 11	立花出書寄葉4名判題木札	足立家文書	223	果	○
66	文久3年(1863). 10	枝文頭札納経帳	猪井家文書	423	果	○
67	天保元年(1838). 6. 18	鳴津家氏名法号・同居判題	出羽岡米沢藩 上杉家家中島津家文書	39	果	○
III-1 の						
68	明治6年(1873). 7. 5	太政官省官通	埼玉県行政文書	63-1 の1	原資料重文	ハナレ
69	明治17年(1894). 7. 8	簡記(子爵)	安部家文書	545	果	○

展示資料一覧 裏面

令和 年 月 日

企画展「花押と印章×サインとはんこ」

観覧アンケートのお願い

お手数ですが、本日はご来館いただきありがとうございます。今後の利用改善のためにアンケートのご協力をお願いいたします。

- 1 この企画展を何でお知りになりましたか。(複数回答可)
 - a. 文書館ホームページを見て
 - b. 文書館 Twitter を見て
 - c. 県の広報を見て
 - d. 新聞・テレビ等を見て
 - e. 学校・大学で
 - f. 知人から聞いて
 - g. チラシ、ポスターを見て (場所:)
 - h. その他()
 - 2 どれくらいの頻度で当展をご利用ですか?
 - a. 週に1回以上
 - b. 月に2〜3回
 - c. 月に1回程度
 - d. 年に数回程度
 - e. 年に1回程度
 - f. 何年かに1回程度
 - g. 今日がはじめて
 - 3 企画展の頻度のほか、閲覧室のご利用はありますか。
 - a. 利用する
 - b. 利用しない
 - c. 興味はあるが利用の方法がわからない
 - 4 あなたの年代を教えてください
 - a. 10代
 - b. 20代
 - c. 30代
 - d. 40代
 - e. 50代
 - f. 60代
 - g. 70代以上
 - 5 差しつかえなければ、お住まいの市区町村をお教えてください。

市区町村名 ()
 - 6 今回の企画展の内容はいかがでしたか、理由もお聞かせください。
 - a. 大変よかった
 - b. よかった
 - c. 余りよくなかった
 - d. よくなかった
 - 7 展示解説図録の内容、分量はいかがでしたか、理由もお聞かせください。
 - a. 大変よかった
 - b. よかった
 - c. 余りよくなかった
 - d. よくなかった
 - 8 本企画展の中で、印象に残った資料は何ですか、理由もお聞かせください。

()
 - 9 今回の企画展は期空白・開室時間を限定して開催しましたが、ご意見をお聞かせください。

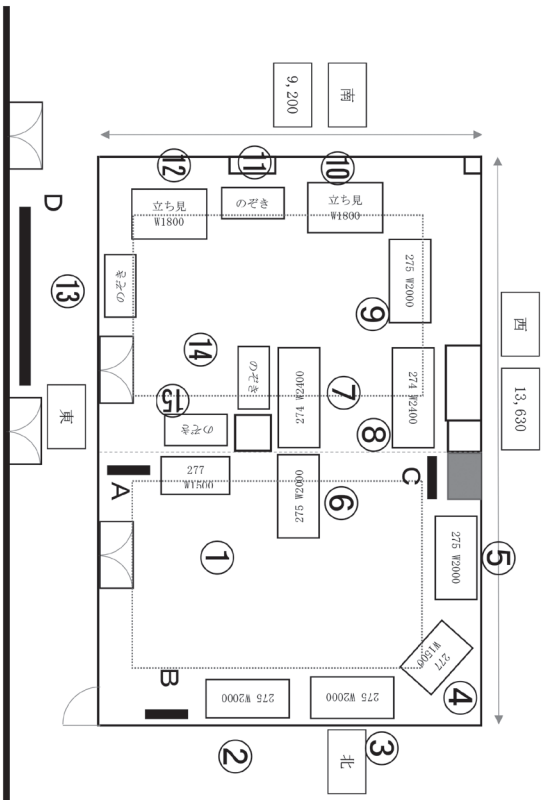
()
 - 10 今後、どのような企画展をご覧になりたいですか、理由もお聞かせください。

()
 - 11 その他どのようなことでも結構ですので、ご感想をお聞かせください。

()
- 貴重なご意見、ご協力、ありがとうございました。

アンケート用紙 様式

展示室及び展示ケース配置図 (花押と印章×サインとはんこ)



開催にあたって

フロアゲ

I 花押と印章

- 1 花押の展開
- 2 鎌倉公方の花押
- 3 北条氏邦と榮給文書
- 4 戦国武将の花押と印章

II 江戸時代の花押と印章

- 1 将軍の朱印
- 2 村で捺された印章
- 3 さまざまな花押と印章、その諸相
- コラム 花押と印章、罪と罰

「令和元年度に目録が刊行された文書群」紹介パネル

- ・・・ A
- ・・・ ①
- ・・・ B
- ・・・ ②③
- ・・・ ④
- ・・・ ⑤
- ・・・ ⑥⑦
- ・・・ C
- ・・・ ⑧⑨
- ・・・ ⑩⑪
- ・・・ ⑫⑬
- ・・・ ⑭
- ・・・ ⑮
- ・・・ D

展示配置図 (横組み)

図 埼玉県立文書館のコロナ対応の経過

月	文書閲覧室	地図センター	展示室 (企画展略称)				
令和2年 (2020)	1	臨時休館 (2月29日～5月18日)					
	2						
	3						
	4		緊急事態宣言 (4月7日～5月25日)				
	5						
	6		9時～16時 事前予約制	閉室	1組 1時間まで		
	7				2組 2時間まで	生活に役立つ地図 (7月1日～9月6日) 火曜日～金曜日 10時30分～11時30分 13時30分～14時30分	
	8				3組 3時間まで	編さんのお仕事 (9月23日～11月20日) 火曜日～金曜日 10時30分～12時00分 13時30分～15時00分	
	9					花押と印章(12月8日～12月23日)	
	10						
	11						
	12						
令和3年 (2021)	1	臨時休館 (12月24日～3月21日)					
	2		緊急事態宣言 (1月7日～3月18日)				
	3						
	4		9時～16時	閉室	川の地図 (3月23日～4月28日) 火曜日～金曜日 9時～16時 (4月9日～)		
	5						
	6		まん延防止等重点措置 (4月16日さいたま市指定)	9時～17時 事前予約制	3組 3時間まで	開室 (5月20日～)	埼玉スポーツものがたり (7月1日～9月5日) 火曜日～日曜日 9時～17時
	7						
	8		緊急事態宣言 (8月2日～9月30日)				埼玉の黎明(9月28日～11月28日) 火曜日～日曜日 9時～17時
	9						
	10						古物を伝える (12月14日～2月13日)
	11						
	12			4組 3時間まで 延長可			



【「埼玉スポーツものがたり」展示の様子】

(2) アンケート結果からみえたこと

さて、同展のアンケート結果には、これまでの企画展と異なる傾向がみられた。

注目すべきは来館の理由である。「たまたま」「通りかかって」に類するものが全体の25%を占め、「文書館ホームページをみて」とほぼ同率となった。「文書館ホームページをみて」の割合は、「花押と印章」、「編さんのお仕事」、「川の地図」のいずれにおいても回答のうちで最も多い35%近くを占めており、一方でいわゆる通りがかりの人の割合は10%程度で推移していた。

また、「埼玉スポーツものがたり」の観覧で初めて来館した人は回答全体の49%にのぼった。こちらも、常に30%程度であった他の企画展に比べて高い割合となった。

あくまで観覧者の一部が回答したアンケートによるものであり、テーマの違いもあるため推測の域を出ないが、開室時間を制限していた企画展に比べ、本展では大きく敷居が下がっていたことがうかがえる。

また、長期間にわたって社会状況が好転せず、「コロナ疲れ」という言葉も生まれるほど様々な活動の自粛を余儀なくされていた地域の人々から「開いている」「何かやっているようだ」と関心を得ることができたと捉えることができるだろう。これは結果として、これまで関心のなかった人へ新たに文書館の認知度を広げることにつながったと思われる。他方、自発的に活動することを自粛するような動きが、他の回答結果の割合の減少につながっているとも考えられる。

コロナ禍において当館の展示が継続可能なことはここまで見てきたとおりである。上記のアンケート結果を踏まえるならば、通常

開館可能で「密」になりにくい規模の文書館の展示の重要性は増しているといえるだろう。館の存在を知ってもらうことは記録保存や地域史への理解を深めてもらう第一歩であり、そのためにも展示を継続し、今後も調査研究につとめていく必要がある。

おわりに

令和4年のはじめには変異したウイルスによる感染拡大が再び起こるともいわれており、未だコロナ禍は終わりの見通しの立たない状況が続いている。一方で、本稿に記した当館の事例のように、試行錯誤しながら社会全体に感染対策が定着しつつあり、社会経済活動との両立が可能になってきている。

ウィズコロナの時代においても、資料の保存と公開というアーカイブズの役割も、それに対する期待も変化することはなく、わたしたちは万全の感染対策のもとで事業を継続していく必要がある。本稿が今後の参考となれば幸いである。

註

- (1) 国立公文書館総務課総括係・統括公文書専門官室 研修連携担当「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る国立公文書館の対応」『アーカイブズ』第77号(令和2年8月31日)、広島県立文書館「新型コロナウイルス感染症への対応」『広島県立文書館だより』NO.45(令和3年3月)など。
- (2) コロナ対応の経過については、内閣官房ホームページ「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の概要」(https://corona.go.jp/news/news_20200421_70.html) および埼玉県ホームページ「今までの埼玉県における緊急事態措置等及び呼びかけ」(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/covid19/kakoyobikake.html>) を参照した。また、埼玉県の感染者数についての記述は、埼玉県ホームページ「新型コロナウイルス感染症の県内の発生状況」(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/covid19/jokyo.html>) に基づいている。いずれも令和4年1月6日最終確認。なお、いわゆる「第〇波」という表現は定義が曖昧なため本稿では使用していない。
- (3) 本稿における令和2年度の事業実績についてはいずれも埼玉県立文書館「要覧」第39号(令和3年)による。また、令和3年度の事業実績については執筆時典での集計による。
- (4) 佐藤美弥「アーカイブズにおける展示を通じた歴史像の発信—埼玉県立文書館の他機関連携展示によせて—」『文書館紀要』三二号(令和元年3月)。
- (5) 各企画展の概要については各展示解説図録および文書館ホームページ「展示」(<https://monjo.spec.ed.jp/tenji>) を参照のこと。

たことのない戦後～現代に至る資料を公開することと、それによって記録保存の重要性を伝えたいという意図も含んでいた。構成は以下の通り。

プロローグ スポーツ前史

現在の武道の前身ともいわれる武術や蹴鞠、相撲などに関する古文書資料から、江戸時代の埼玉県域でもこれらが盛んに行われていたことを紹介した。

1 スポーツとの出会い—学校体育の始まり

埼玉県師範学校（現埼玉大学の前身のひとつ）を中心に、明治時代に始まった学校教育における体操の導入、運動会や課外活動のはじまりを紹介した。

2 武道再興への道のり—撃剣興行と警察武術

明治維新後、武士と共に消滅の危機にあった武術が武道として整備されていく過程において、埼玉県では師範学校や警察が大きく関わっていたことを紹介した。

3 スポーツの隆盛—スポーツ人口伸長の時代

「スポーツ」という言葉が定着した大正時代以降、活発に行なわれたスポーツの諸活動の様子を伝える資料や、埼玉県体育協会の設立、氷川公園（現大宮公園）の競技場の建設、埼玉県出身のオリンピック選手である鈴木聞多の日記などを紹介した。

4 スポーツの転機—戦争と復興

日本社会が戦争に向かっていく中、スポーツも統制の影響を受けていく様子と、戦後埼玉県がいち早くスポーツの復興に乗り出していたことを紹介した。また、1940年の東京オリンピックに関して戸田漕艇場整備の経緯を紹介した。

5 スポーツの祭典と埼玉県—東京五輪・清新国体

1964年の東京オリンピックと1967年の国民体育大会開催までの会場整備の経緯や、大会を待ちわびる当時の人々の様子、当時の埼玉県の様子と2つの大会が残したレガシーを

紹介した。

エピローグ スポーツとわたしたち

平成時代の埼玉県のスポーツに関わる出来事と、現在の県の施策を紹介してむすびとした。

以上のように、本展では、身体運動を競技、そして娯楽として日常的に行うことが広く定着していく歴史的過程と、それに関連する地域の変化や発展の様子を描いた。1964年の東京オリンピックに関する章では、東京都のオリンピック招致に対応して埼玉県議会でも早くからオリンピック招致や競技施設の整備、国体の開催が取りあげられていたことや、競技会場の整備を巡って様々な団体の折衝があったことを明らかにした。とくに、16個のまがたまで描かれる現在の埼玉県章が、東京オリンピック開催に向けて作成されたものであったことはほとんど知られておらず、好評を得た。また、折しも東京2020大会でピクトグラムが話題となったこともあり、1964年東京オリンピックに向けて大会組織委員会から示された当時のピクトグラムの紹介が、夏休みに来館した子供たちに好評となった。



【「埼玉スポーツものがたり」ポスター】

これらの企画展はいずれも、本来より大幅に開室時間が短いものになってしまったものの、多くの観覧者にお越しいただくことができた。

(2) 受付方法の再検討

東京 2020 大会に合わせて延期した企画展「埼玉スポーツものがたり」は令和 3 年 7 月 1 日～9 月 5 日を会期として開催した。

開催に向けて、展示受付方法の再検討が行われた。「生活に役立つ地図」から「川の地図」までの 1 年間受付を担っていたのは地図閲覧室当番であったが、5 月 20 日より地図センターが開室したことで本来の当番業務に戻ったため、展示受付には新たな当番を創設する必要があったのである。

検討においては、① 2 階文書閲覧室で受付をするという案と②現状の受付方法を続ける案が出された。

①案は、利用者数の枠が拡大した閲覧室利用に展示観覧者を直接案内できること、展示室入室前に 2 階のロッカーを案内できること、2 階の文書閲覧室当番が展示室の受付を兼任することで土日も展示室を開室できることがメリットであったが、一方で正面玄関から展示室へ直接向かおうとする観覧者に対するアクションが何も取れないことが課題であった。まん延防止等重点措置のもとでも新規感染者数の増加が止まらないこの時期に、来館者の動向を把握できないというのは危機管理上看過できないものであった。

検討の結果、最終的に②案をアレンジした形で対応することとなった。まず、新たに展示受付当番（午前・午後 1 名ずつ）が設けられた。また、真夏にエレベータホールで長時間受付事務を行うことは職員の健康管理上難しい点から、受付の位置は 1 階展示室に隣接し、空調の効く展示準備室に変更となった。代わりに正面玄関には無人の消毒スペースが設置された。

展示受付当番は展示準備室に待機し、観覧希望者が訪れた際に展示準備室の前で検温、観覧者カードの記入、注意事項の説明、展示

解説図録の提供、アンケートのお願いを行った。また、展示準備室に設置されたモニターで逐次展示室内の様子をチェックし、観覧者の入退室と、いわゆる「密」な状態になっていないか、体調不良者がいないかを確認、必要に応じて観覧者の誘導を行った。結果として、展示受付当番が展示室に隣接する展示準備室に常駐するようになったことで、こまやかな消毒や直接の展示案内、閲覧室への誘導ができた。

もうひとつ大きな変更点として、土曜日・日曜日にも展示室を開室することになった。土曜日・日曜日の出勤体制を変更せずに展示受付を実施することは職員にとって大きな負担であったが、土曜日・日曜日の開室を望む観覧者の声に応えるべく、総務担当職員の協力も得て実現することができた。

あわせて、先に述べた通り 7 月より当館の開館時間が 17 時までとなったことで、展示室の開室時間も 9 時～17 時となり、「鉄道の埼玉—明治から現代へ—」以来一年半ぶりに、一切の短縮、閉室なく企画展の会期を全うすることができるようになったのである。

Ⅲ コロナ禍の企画展

(1) 「埼玉スポーツものがたり」の概要

上記のような経緯で、当館ではコロナ禍においても可能な限り企画展を開催し続けてきた。最後に、感染対策と社会経済活動の両立が定着しつつあった令和 3 年夏に開催した企画展「埼玉スポーツものがたり」の開催結果において注目すべき点があったので、報告したい。

はじめに、同展の概要を簡潔に記す。

企画展「埼玉スポーツものがたり」は、東京 2020 大会の開催に関連し、欧米からスポーツという概念が入ってきた明治時代から、誰もがスポーツを楽しむことができる現代までのスポーツ普及の歴史を 121 点の資料で紹介することで、同大会ひいてはスポーツへの機運を高めようと企画したものである。同時に、1964 年の東京オリンピックに関する埼玉県行政文書など、これまで体系的に公開し

するようになってしまい、混乱をまねいた。

限定開室と受付の設置により、観覧者の滞在時間と入館者の動きを把握することができるようになった。加えて、当館1階にある県立熊谷図書館浦和分室の利用者に、直接お声がけして展示を御観覧いただくことができるというメリットもあった。一方で、受付や展示案内専属の職員がいない当館では、在宅勤務などによる出勤者数削減と両立しながら受付に職員を配置するのは大きな負担となった。また、出勤調整が困難なことから、やむなく土曜日・日曜日は展示室を閉めることとなった。これによって土曜日・日曜日については、閲覧室は開いているものの展示を見ることはできないという状態になってしまった。

～11月20日)、同「花押と印章×サインとはんこ」(以下「花押と印章」とする。会期令和2年12月8日～令和3年2月5日)においても、上記の方法を継続した。ただし、「生活に役立つ地図」における「開室時間が短すぎる」とのアンケート結果を受け、これらの企画展では、展示室の開室を火曜日から金曜日までの10時30分～12時、13時30分～15時に延ばした。

これらの企画展のアンケートにおいても、当時の社会状況下では開室日時の制限は致し方ないと一定の理解を示す意見がみられる一方、土日や昼休み時間等の開室を望む声も寄せられ、検討の必要が生じていた。しかし、「花押と印章」会期中の12月24日より臨時休館となったため、残念ながら同展はわずか10日間で中止となってしまった。

令和2年度末の企画展「川の地図 — 荒川と治水 —」(以下「川の地図」とする)は、事業計画では会期を令和3年3月2日～5月2日としていたが、緊急事態措置により3月21日まで臨時休館が続いた影響で3月23日～4月28日に会期を短縮して開催した。

本展においても「花押と印章」までと同様の開室時間、受付体制をとったが、令和3年度に入ると、人事異動により新体制となった当館は前述の観覧者の要望を重く受け止め、展示室開室について再検討することになった。

限定開室で実施した各企画展の展示室の入室者数から、展示室内で半径2メートル以内に人が複数人密集する状況になる可能性は限りなく低いことが確認された。これを受けて、4月9日から閲覧室と同様9時～16時の開室となった。これに伴って開館時間中(9時～16時)は正面玄関が開放されるようになった。

展示室の開室時間の変更は、本来前述の地図センターの開室(5月20日)と一体となって実施されるべきであったが、地図センターでは飛沫防止フィルム設置などの感染対策の準備が必要だったため、展示室の開室時間の変更のみが先行した。

月 日 No. <small>※職員が記入</small>	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;">入館:</td> <td style="padding: 2px;">時</td> <td style="padding: 2px;">分</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">退館:</td> <td style="padding: 2px;">時</td> <td style="padding: 2px;">分</td> </tr> </table> <small>※職員が記入</small>	入館:	時	分	退館:	時	分
入館:	時	分					
退館:	時	分					
観覧者カード 連絡先等記入のお願い 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、観覧者の皆様へ、お名前、連絡先電話番号、人数、体調について、記入をお願いいたします。							
お名前 <small>(同居の場合は代表者)</small>							
連絡先電話番号							
人 数	人						
体 調 <small>(複数名で御観覧された場合は、すべての方について)</small>	<input type="checkbox"/> 発熱や風邪症状など、体調不良は ない <small>※ <input checked="" type="checkbox"/>をつける</small>						
<small>御記入いただきました本紙は当館において厳重に管理し、必要に応じて、保健所等の公的機関に提供する場合があります。それ以外の目的には使用いたしません。また、保存期間終了後、速やかに廃棄いたします。</small>							
<small>(問合わせ先) 埼玉県立文書館 048-865-0112</small>							

【観覧者カード】

続く令和2年度企画展「編さんのお仕事—史料編さんの四半世紀—」(以下、「編さんのお仕事」とする。会期 令和2年9月23日

(1) 展示室開室時間の制限

続いて、展示室の対応について振りかえる。文書館にとって展示は、館及び記録保存について広く知ってもらう手段として位置付けられるとともに、収蔵する資料の調査・研究成果として様々な歴史像を地域に発信していく不可欠な事業⁽⁴⁾であり、以下のような経過で、検討を重ねながら継続した。

令和元年度の企画展「鉄道の埼玉一明治から現代へ」⁽⁵⁾は、令和2年1月14日から3月8日までの会期であったが、2月29日から臨時休館となったため、残念ながら会期を短縮して早期終了することになった。

3月14日に東京2020オリンピック・パラリンピック競技会（以下「東京2020大会」とする）の開催1年間延期が決定すると、令和2年度企画展として令和2年7月1日～9月6日に予定していた東京2020大会関連企画展「埼玉スポーツものがたり」も1年間延期することが決まった。同時に、同年3月17日～5月17日を会期に予定していたものの、臨時休館終了の目途が立っていない令和元年度企画展「生活に役立つ地図－マイホーム・防災・子育て・レジャーにも－」（以下「生活に役立つ地図」とする）を延期し、「埼玉スポーツものがたり」延期で空白期間となっていた7月1日～9月6日を会期にあてて開催することになった。

閲覧室の利用では、予約によって人数や来

館時間を把握でき、通用口での検温、手指消毒から退館まで一貫して利用者の様子を把握できるのに対し、通常開館時であれば受付もなく、不特定多数の観覧者が自由に入出りできる展示室の開室には、ひと工夫が必要であった。

そこで、検討の結果、「生活に役立つ地図」では展示室の開室を火曜日から金曜日までの10時30分～11時30分、13時30分～14時30分に限定し、その時間のみ正面玄関を開放した。そして1階エレベータホールに受付の長机を設けて、受付にて検温、手指消毒、観覧者カードの記入をお願いした。受付の当番には、地図センターの閉室によって当番業務がなくなっていた地図閲覧室当番（午前・午後1名ずつ）があてられた。

受付の流れは、観覧者に「展示室観覧者のみなさまへ」と題した注意書きを一読いただいたうえで、検温、手指消毒、観覧者カード記入をしていただき、展示解説図録とアンケート用紙をお渡しするというものである。観覧者カードは、コロナの一般的な潜伏期間とされた2週間を保管期間とした。

また、受付用の長机のほかに、受付時の荷物置き兼休憩用のパイプ椅子を複数設置した。受付担当者はこれら椅子や筆記用具、展示室のケース等を消毒する作業を担った。

なお、閲覧室の利用者は従来通り職員通用口から入館していたため、二本の動線が混在

展示室観覧者のみなさまへ

【入館にあたっての注意事項】

- ・体温が37.5℃以上の方や、咳・のどの痛みや頭痛等の症状がある方は、御利用いただけません。あらかじめ御了承ください。
- ・入館の際には、マスクの着用と手指の消毒をお願いいたします。
- ・入口で職員が体温の測定をさせていただきます。

【展示の観覧について】

- ・無料で御観覧いただけます。
 - ・会話をお控えいただくとともに、他の観覧者と十分な距離（概ね2mを目安）をとってください。
 - ・大人数での御来館はお控えください。
 - ・展示室内の状況によっては、入場規制を行う場合があります。
 - ・観覧者カードにお名前・連絡先を御記入ください。
- ※観覧者カードは、必要に応じて、保健所等の公的機関に提供させていただく場合があります。

【「展示室観覧者のみなさまへ」】

7月31日に県内の新規感染者が初めて1,000人を超え、8月2日より埼玉県は三度緊急事態措置を実施すべき区域となったものの、今回は飲食店や大規模イベントが措置の主な対象とされたため、臨時休館等の対応はとられなかった。この時期には当館の職員にも保健所、宿泊療養施設への応援が要請されるほど危機的な事態であったが、一方で徹底した感染対策のもとで普及事業等の多くを実施することができた。

三度目の緊急事態措置は9月30日をもって終了し、この間にワクチンの接種が進んだこともあって、令和3年の10日以降には全国の新規感染者数は急速に減少した。

(2) 閲覧対応の継続

続いて、当館業務の中核である閲覧室での利用について振り返る。

当館では最初の緊急事態措置による臨時休館が終了した令和2年5月19日から、国や県の要請の趣旨に則り、開館時間の短縮と事前予約制による閲覧室の利用を再開した。当初、予約は1時間に1組(2名まで)のみで、9時～12時、13時～16時までの時間内で対応した。開室時間は短縮した一方で、土曜日・日曜日の開室は継続した。

来館者を制限するために正面玄関は施錠していたため、利用者には職員通用口からの来館と、通用口前での検温、手指消毒をお願いした。閲覧室のカウンターには飛沫を遮るために透明なフィルムをかけ、職員はフェイスシールドをつけて対応した。利用者が退室するごとに机や筆記用具の消毒を行い、12時～13時も閲覧室全体の消毒の時間に充てられた。また、利用者が飲食するための休憩スペースは閉鎖となった。

さらに、館内で利用者が分散するのを防ぐために4階の地図センターは閉室とし、地図資料の閲覧も2階の文書閲覧室で対応した。

このように、感染症対策をしながら最低限閲覧室の開室を続けるため、利用者には多大なご不便をおかけすることになった。職員にとっては、予約受付及び予約管理、消毒の業

務が発生することになった。

資料については、原則として予約の際に閲覧希望資料を提示していただくことにしたため、事前に保存庫から準備しておくことが可能となり、閲覧当日に資料に触れる人数を最小限に抑える対応をとった。また、5月当初、県立図書館の対応を参考にして、返却された文書を数日間別置した後に棚に戻すという対応をとったが、ウイルスの特性や消毒の効果が明らかになり、同一資料の利用頻度も極めて低いこと、資料の保存管理が煩雑になることから、別置対応はすぐに改められた。

その後、同年6月には同時に2組、一度に2時間まで、9月には同時に3組、一度に3時間までと、他のアーカイブズ機関や図書館の事例と社会状況を参考にしつつ、段階的に利用者数の枠を拡大していった。なお、利用者間の距離をとるために文書閲覧室の座席数は4分の1程度に削減された。

このような対応で可能な限り閲覧室の開館を続け、令和2年度の開館日数は例年の6割ほどの179日となった⁽³⁾。閲覧利用者の数は令和元年度に比べて半減したとはいえ、限定的な開室のなかで1,678名にのぼった。

令和3年度に入り、感染症対策と社会経済活動の両立が定着するにつれて閲覧室の利用者が増加した。予約が満員で閲覧室内の人数も想定の最大に到達するという日が発生するようになり、また当日利用の要望も増えてくると、利用制限のいくつかがかえって利用者の分散を妨げているという判断から、まず令和3年春期の特別整理期間の休館明けの5月20日より4階地図センターを開室し、続いて7月には、開館時間を通常17時までに戻した。

そして11月1日より利用者数の枠を4組に増やし、枠に空きがあれば当日の時間延長も可能とした。なお、県職員の閲覧利用についても原則として一般利用者と同様に対応した。

II 展示室をめぐる試行錯誤

コロナ禍の文書館

— 閲覧室と展示室の対応の記録 —

木 村 遼 之

はじめに

令和 2 年度から 3 年度にかけては、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19。以下「コロナ」とする) 感染拡大の影響を受けて社会全体が大きく混乱した。収束の見通しが立たない中、各機関は事業計画の変更や勤務体制の再構築を余儀なくされた。令和 2 年度末以降、アーカイブズ機関でも「文書館だより」などの媒体を通して、事業報告を兼ねた形でコロナ禍の諸対応が報告され、コロナへの対応を災害対応と捉える動きもみられる⁽¹⁾。

当館においても、臨時休館や開館時間の変更、主催事業の中止を経て、現在も様々な対応をとっているところであるが、一連の対応について公開される媒体に記録し、今後の参考及び検討の材料とすることが求められる。

そこで本稿では、ワクチン接種の進行によって社会が一応の落ち着きを取り戻し、当館としてもおよそ 1 年半ぶりに通常の開室時間 (9 時～17 時) で閲覧室、展示室を開室できるようになったこの機 (令和 3 年 12 月現在) に、該当期間に閲覧・展示を担当した職員としてこれまでのコロナ対応について振り返る。

I 閲覧室の開室

(1) コロナ禍の経過

まず、コロナ感染拡大とその対応の経過について、埼玉県と文書館を中心に概観する⁽²⁾。

令和 2 年 1 月 16 日に国内初の感染者が確認され、2 月に入って各地で感染者が確認されるようになったことを受け、当館を含めた埼玉県の博物館・美術館施設は 2 月 29 日から 3 月 15 日まで臨時休館することとなった。その後、広がり続ける感染拡大と改正新型コロナウイルス等特別措置法に基づく緊急事

態宣言の発令 (4 月 7 日) により、緊急事態措置としての臨時休館が最終的に 5 月 18 日まで続いた。

突然の臨時休館については、埼玉県文化資源課による報道発表のほか、館独自にはホームページ、SNS で周知を図った。

この時期には県として徹底した出勤職員の削減が行われ、当館職員も 1 日の出勤人数が半数以下になった。職員は出勤時に文書を撮影し、撮影した画像を用いて在宅で目録作成を行うなど工夫を凝らして対応したが、資料あつての文書館基幹業務は多くが大幅に遅延することになった。

緊急事態が解除された 5 月以降は全国的な移動の自粛が緩和され、社会経済活動の制限が段階的に解除されていった。夏場には再び感染が拡大するが、9 月～10 月頃には低い水準となった。

しかし、埼玉県では 11 月末から再度新規感染者数が急増し、危機感が高まるなかで年末年始を迎えることになる。年が明けた令和 3 年 1 月 7 日には二度目の緊急事態が宣言され、3 月 18 日をもって解除されるまで、埼玉県は緊急事態措置を実施すべき区域となった。この間、当館は 12 月 24 日から 1 月 18 日まで感染症拡大防止のために臨時休館し、その後緊急事態措置に合わせて 3 月 21 日まで休館期間の延長を繰り返した。

この臨時休館に際しても前回同様の方法で周知を図ったが、後述の事前予約制による閲覧対応を行っていたため、事前に休館となる期間に予約をしていた利用者には個別連絡の対応をとった。

緊急事態の解除後、感染状況は再び悪化し、4 月 16 日にまん延防止等重点措置の対象地域としてさいたま市が指定された。

7 年度別利用及び収集状況

年度	2000 (平成12)	2001 (平成13)	2002 (平成14)	2003 (平成15)	2004 (平成16)	2005 (平成17)	2006 (平成18)	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	
開館日数	2,184	2,128	2,193	2,195	2,156	2,290	1,984	1,796	2,098	1,789	1,781	1,658	1,710	1,905	1,931	2,061	2,223	745	573	523	
登録者数																					
一般																					
学生	1,635	1,850	2,411	2,092	2,125	2,055	2,234	2,238	2,005	2,050	1,940	1,807	1,889	1,783	1,647	1,983	2,066	642	374	1,693	
県職員	542	619	472	630	623	537	644	590	553	418	521	504	445	334	360	348	305	112	92		
閲覧者小計	3,034	3,526	3,829	3,919	3,848	3,690	4,171	4,204	3,805	3,658	3,440	3,417	3,369	3,201	3,176	3,758	3,802	1,590	1,110	2,461	
一般	764	639	700	701	742	673	718	642	705	533	545	507	536	696	880	761	634	216	92		
学生	108	182	132	169	143	113	61	109	67	65	52	51	108	62	92	67	38	7	1	825	
県職員	80	106	97	94	47	46	64	61	77	76	67	45	33	47	42	43	58	7	3	15	
閲覧者小計	952	927	929	964	932	832	843	812	849	674	664	603	677	805	1014	871	730	230	96	840	
閲覧者総数	3,986	4,453	4,758	4,883	4,780	4,522	5,014	5,016	4,654	4,332	4,104	4,020	4,046	4,006	4,190	4,629	4,532	1,820	1,206	3,301	
古文書	10,473	11,406	23,832	28,024	38,776	14,480	17,551	17,396	15,403	16,021	15,219	17,156	14,884	14,174	13,325	13,364	18,302	9,087	885	11,753	
行政文書	12,787	17,582	18,924	15,166	15,464	16,190	17,227	19,293	16,355	16,396	15,767	19,240	21,107	14,660	15,211	16,969	20,336	13,438	6,504	10,466	
地図	4,602	4,637	4,161	4,726	4,564	4,777	5,591	4,823	4,177	4,086	3,627	3,452	3,479	5,772	5,550	5,254	3,625	1,137	305	2,586	
総計	27,862	27,862	46,917	47,916	58,804	35,447	40,369	41,512	35,965	36,503	34,613	39,848	39,470	34,606	34,086	35,587	42,263	23,662	7,694	24,805	
複写枚数	70,130	88,371	81,384	94,540	72,991	83,185	123,840	133,359	122,380	98,713	116,216	123,322	196,232	116,282	169,079	136,256	234,176	128,881	30,712	104,764	
調査相談件数	1,144	1,021	1,156	1,262	1,505	1,646	1,308	866	577	1,309	816	1,196	1,295	1,293	1,056	670	223	205	99	473	
古文書 ^{**2}	1,834	534	267	5,068	459	986	7,963	607	805	2,075	277	758	66	708	2,412	204	470	0	2,533	1,805	
行政文書	2,745	8,114	4,082	4,105	4,460	5,510	5,640	4,836	4,574	8,291	5,743	3,699	3,782	6,411	8,174	10,017	8,358	8,995	3,172	6,723	
地図	2,291	754	2,229	1,549	1,678	1,355	690	913	1,676	1,815	3,126	1,124	2,162	556	1,285	1,821	1,228	1,268	674	1,557	
行政刊行物								2,235	1,277	1,112	1,124	1,054	1,255	1,018	1,427	1,704	2,337	1,004	450	1,155	
図書	1,195	1,629	1,109	9,590 ^{**3}	1,336	1,164	889	880	513	834	770	1,378	1,254	1,044	809	844	986	712	420	814	

※1 閲覧点数分類の内訳は次のとおり

古文書：古文書(埼玉新聞社撮影戦後報道写真を含む)、県史編さん資料、図書・雑誌

行政文書：行政文書(第一種永年保存文書、「歴史的資料」(廃棄決定文書のなかからの移管文書))、行政刊行物、官報、埼玉県報、法令全書

地図：埼玉県・県内市町村・国土地理院等発行の地図・航空写真類

※2 埼玉新聞社撮影戦後報道写真フィルムを除く 同フィルムは平成12年度から16年度にわたり5回にわけて約53万コマが寄贈された。

※3 旧県史編さん室収集図書の編入5,386点を含む

- 【文書資料取扱講習会】2005(平成17)年度～継続中
- 【地図教室】～継続中
- 【国際アーカイブズの日記念公開講演会(埼玉協との共催)】2008(平成20)年度～継続中
- 【歴史講座】2009(平成21)年度～継続中
- 【埼玉県行政文書重要文化財指定記念講座・講習会】①第54回文化財講習会「文化財としての行政文書の保存と活用」／②歴史講座「行政文書が映し出す明治の社会」／③解説講座「明治の埼玉を読み解こう」 2009(平成21)年度
- 【開館50周年&リニューアル記念シンポジウム】2019(令和元)年度

(2) 子供(児童・生徒)対象

- 【土曜おもしろ博物館】～2002(平成14)年度
- 【わくわくサタデーミュージアム】2003(平成15)年度～2007(平成19)年度
- 【夏休み子ども地図教室】2004(平成16)～2007(平成19)年度 →文書館子ども体験事業のもとに再編
- 【文書館子ども体験事業】2008(平成20)年度～継続中 ※2013年度に「文書館子供体験事業」に改称
- 子ども体験教室 2008(平成20)年度～継続中 ※2013年度に「子供体験教室」に改称
- 子ども地図教室 2008(平成20)年度～継続中 ※2013年度に「子供地図教室」に改称
- 子ども歴史教室 2008(平成20)～2009(平成21)年度
- 寺子屋教室 2010(平成22)～2011(平成23)年度
- 子どもいろは教室 2012(平成24)～2013(平成25)年度 ※2013年度に「子供いろは教室」に改称
- 県民の日・もんじょ館でアーカイブズ 2008(平成20)～2019(令和元)年度

5 文書館受入の県教育委員会長期研修教員(敬称略)

- 【2001(平成13)年度】井上淳一郎「主体的に学ぶ生徒を育成する社会科地域学習に関する研究－「秩父の養蚕」の教材化を中心として」
- 【2002(平成14)年度】鈴木秀明「社会的なものの見方・考え方を育成し、生きる力を育む社会科学習指導のあり方－地図の活用を図った地理教育の指導」／細村一彦「主体的な学習を促す地域教材の開発－近代における羽生領利根川流域の治水・利水と水害」
- 【2003(平成15)年度】藤井真仁「自ら学び自ら考える力を育てる社会科学習に関する研究－江戸時代の宗教と生活」
- 【2005(平成17)年度】橋上 威「児童の主体的な活動を促す地域教材の研究－北埼玉地域における幕末維新期の農村構造の変化と農民闘争」
- 【2006(平成18)年度】今成 健「調べ、考える力を育成する社会科学習の研究－昭和戦前・戦中期の社会と国民学校」
- 【2008(平成20)年度】内田崇史「郷土の史跡・史料(地域教材)を活用した、中学社会科授業の展開－地域素材の中学校歴史授業への位置づけ」／小栗全子「思考力・判断力を高めるための地域教材の活用－狭山茶業の存立条件にみる地理的事象の教材化」／市川宝生「地域の歴史素材を活用した社会科授業」の研究－市町村史等から収集した「近世農民争論」を素材に」
- 【2009(平成21)年度】小峰俊章「地域を見る目を養う地域教材の開発－越ヶ谷宿の成り立ちと街道を行き交う人々に着目して」／福地一行「北川辺の水害－田中正造と江戸川流頭部「棒出し」」
- 【2010(平成22)年度】佐々島忠重「地域素材を教材化し児童の主体的な学びを生み出す社会科授業の研究－小学校第4学年『秩父鉄道と柿原萬蔵』の実践を通して」／二瓶 剛「小・中・高における社会科の系統的な学習指導－越谷の地域教材開発とその実践を通して」
- 【2011(平成23)年度】田口和也「主体的な学習を促し学ぶ力を育成する社会科授業法の工夫－北埼玉地域の藍と青縞を取り上げて－」
- 【2012(平成24)年度】北川智之「社会認識を深める社会科学習指導法－日光御成道・鳩ヶ谷宿・市神社の教材開発を通して」
- 【2013(平成25)年度】古林 学「児童の主体的な学びを生み出す地域教材の開発と活用－小学校第3学年「わたしたちのままと龍勢」の実践をとおして」
- 【2014(平成26)年度】神田美佐子「思考力・判断力・表現力を育む社会科指導法の工夫」
- 【2015(平成27)年度】島村 勲「確かな学力を育む学び合う社会科授業の研究」
- 【2016(平成28)年度】渡部 健「児童の思考力を育成する学習過程のデザインに関する研究－埼玉県における太平洋戦争の戦時下・戦後の県民生活について」
- 【2019(令和元)年度】岩田哲哉「社会的な見方・考え方を深める社会科授業の工夫－地域社会への参画意識を育てる地域教材の開発を通して」

6 文書調査員(広域調査員 敬称略)

- 田代 脩 埼玉大学教授・同名誉教授 1979(昭和54)～2018(平成30)年度
- 大館右喜 帝京大学教授 1979(昭和54)～2012(平成24)年度
- 宇高良哲 大正大学教授・同名誉教授 1979(昭和54)～
- 丑木幸男 国文学研究資料館教授・同名誉教授 1999(平成11)～2005(平成17)年度
- 森田 武 埼玉大学教授・同名誉教授 1999(平成11)～2014(平成26)年度
- 根岸茂夫 國學院大學教授・同名誉教授 2013(平成25)年度～
- 高橋 実 国文学研究資料館教授・同名誉教授 2006(平成18)～2012(平成24)年度
- 大友一雄 国文学研究資料館教授・同名誉教授 2013(平成25)年度～
- 老川慶喜 跡見学園女子大学教授、立教大学名誉教授 2015(平成27)年度～
- 清水 亮 埼玉大学准教授 2019(令和元)年度～
- 保坂裕興 学習院大学教授 2019(令和元)年度～

- 【2010 (平成 22) 年度】コーナー展示①「江戸近郊の俳諧 一春秋庵を中心に」4月1日～5月23日／②「新公開 新井 (佐) 家文書」5月25日～8月29日／③「県報という名のメディア 一公報誌の明治・大正・昭和」8月31日～10月31日／④「埼玉から見た日露戦争」11月2日～2月13日／⑤「中世文書の世界 一鎌倉～室町時代の文書」2月15日～3月31日
- 【2011 (平成 23) 年度】コーナー展示①「中世文書の世界 一鎌倉～室町時代の文書」4月1日～5月29日／②「渋沢栄一と埼玉の近代 一創業期の日本煉瓦製造株式会社」6月7日～9月18日／③「新公開 川田氏収集文書」9月27日～12月28日／④「明治・大正の社会教育 一行政文書に見る埼玉のまなび」1月12日～2月29日／⑤「栗橋関所関係文書展 一日光社参りと栗橋関所」3月6日～3月31日
- 【2012 (平成 24) 年度】コーナー展示①「栗橋関所関係文書展 一日光社参りと栗橋関所」4月1日～6月3日／②「新公開！新井 (佐) 家文書 一地方の俳諧宗匠を務めた新井家」6月12日～9月16日／③「銅版画にみる近代日本の風景」9月25日～12月22日／④「栗橋関所関係文書展 2 一幕末の動乱と栗橋関所の廃止」3月5日～3月31日
- 【2013 (平成 25) 年度】コーナー展示①「栗橋関所関係文書展 2 一幕末の動乱と栗橋関所の廃止」4月1日～6月2日／②「新公開 戸谷家文書」6月11日～10月6日／③「100年前の埼玉ブランド 一公文書が伝える産業・ものづくり」10月22日～12月22日／④「中世文書の世界 II 一戦国時代の文書」3月4日～3月31日／外務省外交史料館共催展示「地図アラカルト 世界と地域」1月4日～2月23日
- 【2014 (平成 26) 年度】コーナー展示①「中世文書の世界 II 一戦国時代の文書」4月1日～6月1日／②「新公開 諸井 (三) 家文書 一近代へと続く道」6月10日～10月5日／③「明治の流行病と衛生行政」11月1日～12月21日／④「河川図 かわのえず・かわのちず」1月10日～3月1日／⑤「中世文書の世界 III 一館有文書あらかると」3月10日～3月31日／地図展示コーナー「鳥瞰図絵師・黒澤達矢の原画から見る 鳥瞰図の世界」7月15日～9月14日
- 【2015 (平成 27) 年度】コーナー展示①「中世文書の世界 III 一館有文書あらかると」4月1日～6月7日／②「小室家文書展 一在村医のまなざし」6月9日～10月11日／③「SAITAMA 食べものヒストリー 一行政文書が語る食文化」10月31日～12月20日／④「地図のひみつ ひみつの地図」1月9日～2月28日／⑤「埼玉の県令 I 第2代県令 白根多助」3月1日～3月31日／共催企画展示「絵図に見るくまがや展」10月24日～11月29日 (熊谷市立熊谷図書館との共催で同館で開催)
- 【2016 (平成 28) 年度】コーナー展示①「埼玉の県令 I 第2代県令 白根多助展」4月1日～6月5日／②「新公開 飯塚家文書 一深谷と歩む」6月7日～10月9日／③「重要文化財公開展示 埼玉県庁舎ものがたり ～文書と写真でたどる百四十五年のあゆみ～」10月29日～12月18日／④「絵図から地図へ 城下町の近代化 一忍・川越・岩槻」1月14日～3月5日／⑥「埼玉の県令 II 吉田清英展 一県令が見た埼玉の明治」3月11日～3月31日
- 【2017 (平成 29) 年度】コーナー展示①「埼玉の県令 II 吉田清英展 一県令が見た埼玉の明治」4月1日～4月16日／②「新公開 「黒田 (小) 家文書・諸家文書」展」4月11日～5月31日／収蔵文書展「関東管領上杉氏と埼玉の戦国武将」11月3日～12月10日 (大規模改修工事のため県立歴史と民俗の博物館季節展示室で開催)／「埼玉の人物」展①「第三代県令 吉田清英」4月25日～7月23日／②「川越の篤志家 奥貫友山」7月25日～10月22日／③「鉢形城主 北条氏邦」10月24日～1月21日／④「埼玉県最初の民権結社 七名社の人々」1月23日～3月31日 (大規模改修工事のため県立歴史と民俗の博物館との共催で同館常設展示室内において開催)
- 【2018 (平成 30) 年度】企画展「古文書 大公開！ 一みる・よむ・しらべる埼玉」7月14日～9月2日 (大規模改修工事のため県立歴史と民俗の博物館との共催で同館特別展示室において開催)／「埼玉の人物」展①「埼玉県最初の民権結社 七名社の人々」4月1日～4月22日／②「本庄宿の豪商 戸谷半兵衛」4月24日～7月22日／③「文明開化の先駆者 清水卯三郎」7月24日～10月21日／④「農村の国学者と歌人 井上淑蔭と林信海」10月23日～1月20日／⑤「蓮田出身の政治家・実業家 飯野喜四郎」1月22日～4月21日 (大規模改修工事のため県立歴史と民俗の博物館との共催で同館常設展示室内において開催)
- 【2019 (令和元) 年度】開館50周年&リニューアル記念企画展①「埼玉の“ふみくら” 一古文書から日本の歴史を見る」6月25日～9月1日／②「熊谷の記録と文化 一 RWC (ラグビーワールドカップ) の地を訪れる」9月10日～12月8日／③「鉄道の埼玉 一明治から現代へ」1月14日～2月28日 (臨時休館のため会期中途中で中止)／④「生活に役立つ地図」3月17日～5月17日の予定のところ臨時休館のため延期

4 講座・講習会

(1) 一般対象

- 【古文書解説講習会】～2007 (平成 19) 年度 → 「収蔵文書解説講習会」に改称
- 【収蔵文書解説講習会】2008 (平成 20) 年度 → 「古文書解説講習会」に再改称
- 【古文書解説講習会】2009 (平成 21) 年度～継続中
- 【文書館講座】～2005 (平成 17) 年度
- 「文書に歴史を読む」～2001 (平成 13) 年度
- 「もんじょかん体験セミナー」～2001 (平成 13) 年度
- 「古文書入門講座」2002 (平成 14) ～2005 (平成 17) 年度 → 同名で独立
- 「文書館利用体験講座」2002 (平成 14) ～2005 (平成 17) 年度 → 同名で独立
- 「教職員のための文書館利用体験講座」2004 (平成 16) ～2005 (平成 17) 年度 → 「教職員利用体験講座」として独立
- 【古文書入門講座】2006 (平成 18) ～2007 (平成 19) 年度 → 「古文書講座 入門編」に継承
- 【古文書講座 入門編】2008 (平成 20) ～2014 (平成 26) 年度 → 「古文書講座 はじめての古文書」に継承
- 【古文書講座 はじめての古文書】2015 (平成 27) ～2019 (令和元) 年度
- 【教職員利用体験講座】2006 (平成 18) ～2007 (平成 19) 年度
- 【文書館利用体験講座】2006 (平成 18) ～2013 (平成 25) 年度
- 【古文書解説講座 中級編】2007 (平成 19) 年度 → 「古文書講座 中級編」に継承
- 【古文書講座 中級編】2008 (平成 20) 年度～継続中
- 【古文書講座 初級編】2011 (平成 23) 年度～2019 (令和元) 年度
- 【文書史料取扱講習会】～2004 (平成 16) 年度 → 「文書資料取扱講習会」に改称

【2013(平成25)年度】 公文書・地図センター担当GLが
担当部長(一般行政職員)となる
館長 ― 副館長 ― 担当部長 ― 総務担当(4)
― 担当部長 ― 公文書担当(4/2)
― 地図センター担当(1/1)
― 学芸主幹 ― 古文書担当(4)
― 史料編さん担当(3/2)

※2012(平成24)年度以降、組織定数(正職員20名、嘱託職員5名)に変更はないが、実際の配置人数には1~3名の増減がある。また、2018(平成30)年度は学芸主幹が空席となり、古文書担当に5名が配置された。
※2012(平成24)年度まで総務部文書課嘱託職員2名が駐在した。

2 予算事業

【～平成16年度】

管理運営費/S58-H16
重要古文書複本作製事業費/S55-H16
教育普及事業費/S57-H16
歴史資料収集整理保存事業費/H5-H16
古文書収集整理保存事業費/S58-H16

地図センター整備事業費/H5-H16
史料の収集・普及事業費/H7-H16
埼玉県政史料・新出重要史料刊行事業費/H7-H16
近代官報補完事業費/H7-H16
史料劣化防止緊急対策事業費/H9-H16

【平成17年度～】

文書館管理運営費/H17-
古文書収集・整理・保存事業費/H17-
行政文書収集・整理・保存事業費/H17-
地図センター事業費/H17-

史料編さん事業費/H17-
電子公文書収集管理システム構築事業費/H17-H18
電子公文書収集管理システム運用事業費H19-H24
収蔵資料検索システム運用事業費/H25-

【緊急雇用創出基金事業】

戦後写真資料整理事業費/H13
戦後写真資料デジタル化事業費/H14
文書館収集資料データベース化事業費/H14
埼玉県国体関連ネガフィルム等整理保存事業費/H15

文書館図書資料データベース化事業費/H15
埼玉全県航空写真デジタル化事業費/H15
戦後報道写真整理・デジタル化事業費/H16
報道写真デジタル化事業費/H23-H25

3 展示(原資料による展示)

【常設展「みる・よむ・しらべる」】1998(平成10)～2017(平成29)年度 ※2017年度は5月まで

【2000(平成12)年度】収蔵文書展①「子どものための地図教室―彩の国の地図―」7月19日～9月10日/②「北埼玉地方の文書―近世・近代を支えた人々―」10月21日～12月17日/③「知事への手紙―明治編―」1月30日～3月25日

【2001(平成13)年度】収蔵文書展①「河川と用水の歴史―埼玉地方の文書―」(葛飾区立郷土と天文の博物館・八潮市立資料館・春日部市郷土資料館・鷲宮町立郷土資料館との合同葛西用水展の一環)7月21日～9月22日/②行政情報史の130年―埼玉県設置から電子県庁構想まで―1月26日～3月17日/特集展示「中世文書の世界―複製資料にみる人物と書―」10月20日～11月25日

【2002(平成14)年度】収蔵文書展①「報道写真にみる戦後の埼玉」10月26日～12月15日/②「史料で学ぶ日本の近代―あなたは何のくらい覚えていますか?―」1月25日～3月16日

【2003(平成15)年度】収蔵文書展①「新公開文書にみる埼玉の歴史」10月25日～12月14日/②「彩の国の教育史」1月24日～3月14日

【2004(平成16)年度】収蔵文書展①「埼玉国体メモリアル写真展―37年前の感動をもう一度―」9月18日～11月28日/②「時代をかたるメディア―文書館の近代雑誌―」1月22日～3月13日

【2005(平成17)年度】収蔵文書展①「安政の大地震150年―武蔵東部の被災状況と震災情報の伝播―」10月22日～12月11日/②「親子で学ぶ 埼玉近現代の災害―被害のようすと県のはたらき―」1月21日～3月12日

【2006(平成18)年度】収蔵文書展①「県文化財指定記念 埼玉県行政文書が語る80年―明治・大正・昭和―」10月21日～12月24日/②「郡役所 半世紀の光芒―郡長たちのアーカイブズ―」1月20日～3月11日

【2007(平成19)年度】コーナー展示①「古地図を読む」6月12日～7月8日/②「引札―明治・大正のフォーマル」7月10日～11月11日/③「公文書館法20年―地域社会の記憶装置をめざして―」11月13日～1月20日/④「鉢形領秩父の中世―斎藤(古)家文書の紹介―」1月22日～2月24日/⑤「観光と地図」2月26日～3月31日

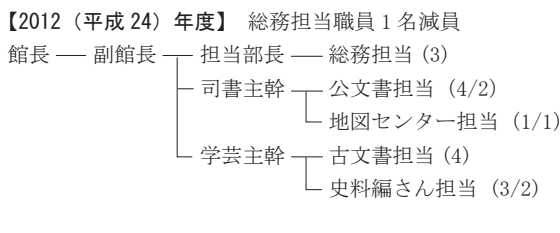
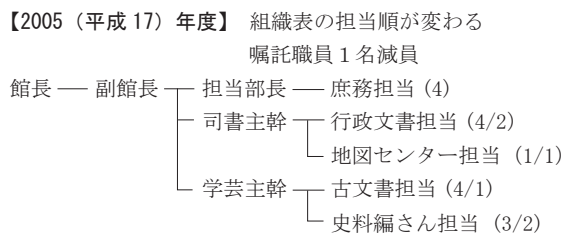
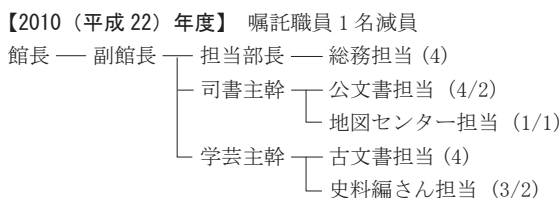
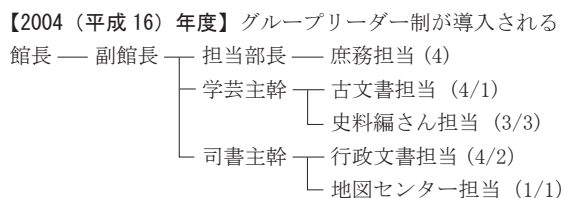
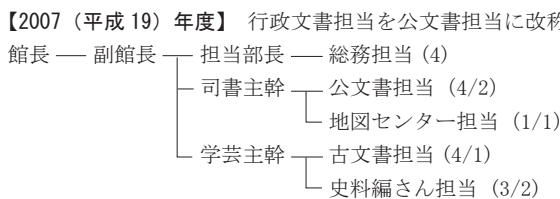
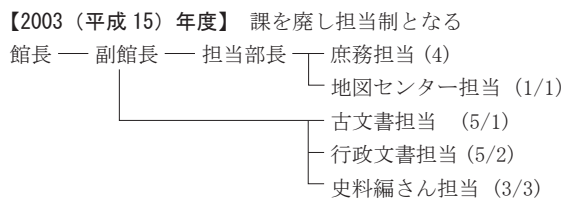
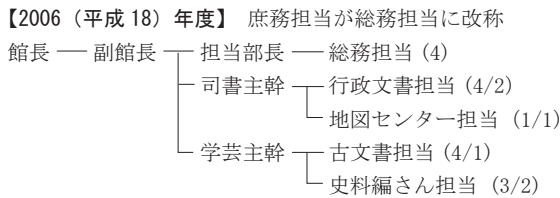
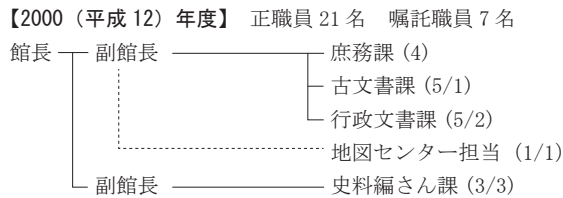
【2008(平成20)年度】コーナー展示①「観光と地図」4月1日～5月25日/②「平成20年度新公開資料紹介 坂本家・高橋(周)家の古文書」5月27日～7月6日/③「スポーツの祭典 IN 埼玉」7月8日～10月14日/④「埼玉県の災害」10月24日～2月8日/⑤「幕末・維新の「好古家」たち―比企・吉見の里から―」2月10日～3月31日

【2009(平成21)年度】コーナー展示①「幕末・維新の「好古家」たち―比企・吉見の里から―」4月1日～5月24日/②「新公開古文書の紹介」5月26日～8月23日/③「江戸時代の石塔建立」8月25日～10月13日/④「村絵図を読む」12月12日～2月14日/⑤「江戸近郊の俳諧―春秋庵を中心に―」2月16日～3月31日/埼玉県行政文書重要文化財指定記念展示①紹介コーナー展示1「県庁の公文書が国の重要文化財に!!」3月21日～4月26日/②紹介コーナー展示2「重要文化財が記録する川越」4月28日～5月31日/③特別展「近代をひらく鉄道 記録が伝える近代―埼玉県行政文書という世界―」10月24日～12月6日

49	小松 邦彦	2015年3月	東日本大震災関係公文書の収集業務について	『文書館紀要』28
50	宇野 淳子	2015年3月	ポスターセッション 埼玉県における史料編さん事業	全史料協『会報』97
51	関口真規子	2015年6月	古文書めぐり 埼玉県立文書館の収蔵文書	『古文書研究』79
52	井上かおり	2016年3月	小室家文書の寄贈と展示「小室家文書展－在村医のまなざし－」	『文書館紀要』29
53	増山 聖子	2016年3月	地図・図面資料の収集・整理・保存・活用について－文書館・地図センターの活動を通して－	『文書館紀要』29
54	前田 芳江	2016年3月	埼玉県立文書館における普及事業 子供体験事業を中心に－	『アーキビスト』85
55	柳澤智・菅野孝浩・長井勉	2016年5月	重要文化財を県民の知的資源とする：埼玉県立文書館	『月刊 IM』544
56	新井 浩文	2017年3月	埼玉県立文書館収蔵史料を用いた授業モデル	『文書館紀要』30
57	前田 芳江	2017年3月	埼玉県立文書館における普及事業 子供体験事業を中心に－	『文書館紀要』30
58	渡辺 彩香	2017年3月	ポスターセッション 埼玉県版 公文書のライフサイクル	全史料協『会報』101
59	新井 浩文	2017年3月	文書館におけるガラス乾板の蓄積と公開	『文化財としてのガラス乾板』 勉誠出版
60	長井 勉	2017年4月	埼玉県立文書館 『公文書館紀行 公文書館を取材して見えてきた現状と課題』 丸善ブラネット	
61	福島 巖	2017年9月	教室レポート 埼玉県立文書館を活用した講習	『歴史と地理』707
62	岡崎 彩香	2019年3月	レファレンスサービスの向上に関する一考察－ Archival Reference Knowledge モデルの紹介－	『文書館紀要』32
63	佐藤 美弥	2019年3月	アーカイブズにおける展示を通じた歴史像の発信－埼玉県立文書館の他機関連携展示によせて－	『文書館紀要』32
64	太田 富康	2019年3月	埼玉県立文書館の大規模改修工事とその対応	『記録と史料』29
65	太田 富康	2019年3月	主管課長等研修会報告 埼玉県立文書館の大規模改修	埼玉史協『会報』45
66	新井浩文・大橋毅顕・関口真規子・高田智仁・中村陽平・根ヶ山泰史	2019年3月	平成30年度企画展「古文書 大公開！－みる・よむ・しらべる埼玉－」 展示報告	『埼玉県立歴史と民俗の博物館紀要』13
67	太田 富康	2019年7月	記録資料を未来に 文書館開館五十周年を迎えて	『埼玉教育』73-2(798)
68	太田 富康	2020年3月	業務報告 大規模改修工事とその対応事業	『文書館紀要』33
69	太田 富康	2020年3月	埼玉県立文書館のリニューアルオープン	『記録と史料』30

統計資料 2

1 組織 ※いずれも4月1日現在、(5/1)等の数値は5が正職員、1が嘱託職員を表す



<h2 style="margin: 0;">紹介文献3</h2>

- | | | |
|----|--|-------------------------------------|
| 1 | 新井 浩文 2000年3月 埼玉県立文書館における劣化調査報告 | 『記録史料の情報資源化と史料管理学の体系化に関する研究』研究レポート3 |
| 2 | 新井 浩文 2000年3月 文書館における民間所在資料(古文書)の取り扱いをめぐって | 『文書館紀要』15 |
| 3 | 小玉 清司 2000年3月 文書館情報システムの検討・開発に関する調査研究 | 『博物館等調査研究事業概報』4 |
| 4 | 新井 浩文 2002年11月 ケース・スタディ 埼玉県立文書館における戦後写真資料整理事業について | 『月刊IM』382 |
| 5 | 原 由美子 2002年12月 文書館における史料保存と利用のあり方について—埼玉県立文書館における利用の変遷から | 『地方史研究』300 |
| 6 | 原 由美子 2003年3月 閲覧利用から見た文書館—その変遷と現状— | 『文書館紀要』16 |
| 7 | — 2003年3月 楽しく学べる博物館の世界 9 埼玉県立文書館 | 『埼玉県立11館の授業に役立つ博物館活用ガイド』 |
| 8 | 白井 哲哉 2004年12月 開館35周年を迎えた埼玉県立文書館 | 『アーカイブズ』17 |
| 9 | 白井 哲哉 2005年3月 個人情報と閲覧利用—埼玉県立文書館における指定文書制度の紹介を通じて— | 『文書館紀要』18 |
| 10 | 原由美子・関信子 2005年3月 文書館図書資料データベース化事業について—専門図書群の収集と整理— | 『文書館紀要』18 |
| 11 | 原 由美子 2005年7月 埼玉県立文書館における行政文書管理保存システム—中間書庫の機能をみる— | 『アーカイブズ』20 |
| 12 | 森内 優子 2006年3月 埼玉県立文書館のホームページについて | 『文書館紀要』19 |
| 13 | 石田 順二 2006年3月 「進行形」の文書館—埼玉県立文書館見学会に参加して— | 『大学アーカイヴズ』34 |
| 14 | 三田 博 2007年3月 埼玉県立文書館における学校連携事業の在り方—小・中学校との連携を中心に— | 『文書館紀要』20 |
| 15 | 内藤 ふみ 2007年3月 今までの地図教室を振り返って | 『文書館紀要』20 |
| 16 | — 2007年3月 展示と紀要のあゆみ—調査研究としての普及活動の取り組み— | 『文書館紀要』20 |
| 17 | 三田 博 2007年3月 埼玉県立文書館における教育連携事業 | 『アーカイブズ』30 |
| 18 | 井上麻依子 2007年3月 市民に向けた文書館普及活動への提案—埼玉県立文書館における普及活動の現状と課題から— | 『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』3 |
| 19 | 近藤 浩二 2007年9月 第89回例会報告 近現代行政文書の保存と活用について—埼玉県立文書館の事例から— | 『Network』37 |
| 20 | 姫野 貴之 2008年9月 埼玉県立文書館における教育普及活動の展開と展望—文書館が生み出す「学び」と学校教育— | 小川千代子編『デジタル時代のアーカイブ』岩田書院 |
| 21 | 太田 富康 2009年3月 講座・研修会による文書館制度の普及—各受講者層に向けての事例報告— | 『文書館紀要』22 |
| 22 | 太田 富康 2009年5月 動向 埼玉県行政文書の重要文化財指定 | 『埼玉地方史』61 |
| 23 | 白井 哲哉 2009年7月 埼玉県行政文書の重要文化財指定とその管理 | 『アーカイブズ』36 |
| 24 | 太田富康・重田正夫 2009年8月 第186回例会要旨 埼玉県立文書館の地図資料とその見学 | 『地図』47-2 |
| 25 | 太田 富康 2009年11月 アーカイブズ理解の50年/公文書管理法への50年 | 『アーカイブズ学研究』11 |
| 26 | 太田 富康 2010年3月 地方公文書館における電子公文書管理の現状について—埼玉県の場合 | 『アーカイブズ』39 |
| 27 | 太田 富康 2010年3月 埼玉県行政文書の重要文化財指定について | 『埼玉文化財だより』110 |
| 28 | 太田 富康 2010年3月 埼玉県行政文書の重要文化財指定 | 『埼玉の文化財』50 |
| 29 | 新井 浩文 2010年3月 「埼玉県行政文書」の保存と管理 | 『埼玉の文化財』50 |
| 30 | 内藤 ふみ 2010年8月 埼玉県立文書館の地図資料と地図の事業 | 『地図』48Supplement |
| 31 | 太田 富康 2011年3月 公文書管理法施行にあたって評価選別基準を考える—現状と比較から | 『文書館紀要』24 |
| 32 | 太田富康・大石三紗子 2011年3月 評価選別基準の具体化へのアプローチ—実務的な指針を求めて— | 『文書館紀要』24 |
| 33 | 大石三紗子 2011年3月 ファイリング・システムと文書の秩序維持について—埼玉県立文書館における歴史的資料の整理業務から— | 『文書館紀要』24 |
| 34 | — 2011年3月 ポスターセッション 埼玉県立文書館 | 全史料協『会報』89 |
| 35 | 太田 富康 2011年8月 公文書等の管理と歴史の継承—埼玉県の取組と文書館の活動 | 『ぶぎんレポート』147 |
| 36 | 関口真規子 2011年9月 埼玉県立文書館における博物館実習の紹介 | 『アーキビスト』76 |
| 37 | 新井 浩文 2011年12月 埼玉県立文書館における保存管理 | 『文化財の虫菌害』62 |
| 38 | 中島 淳 2012年3月 埼玉県における公文書管理の現状と課題 | 『文書館紀要』25 |
| 39 | — 2012年3月 ポスターセッション 埼玉県行政文書 | 全史料協『会報』91 |
| 40 | 重田 正夫 2012年2月 『新編埼玉県史』編さん事業と県立文書館 | 『関東近世史研究』71 |
| 41 | — 2013年3月 楽しく学べる博物館の世界 7 埼玉県立文書館 | 『埼玉県立8館の授業に役立つ博物館ガイドブック』 |
| 42 | 新井 浩文 2013年3月 ポスターセッション ボランティアによる古文書の修復 | 全史料協『会報』93 |
| 43 | 原口 智洋 2014年3月 地方自治体における電子公文書等の管理について—埼玉県立文書館から考える現状と展望 | 『文書館紀要』27 |
| 44 | 太田 富康 2014年3月 文書館における公文書管理と資料保存 | 全史料協『会報』95 |
| 45 | 前田 芳江 2014年3月 ポスターセッション 文書館子供体験事業 | 全史料協『会報』95 |
| 46 | 太田 富康 2014年4月 史料探訪55 埼玉県行政文書と文書館の果たす役割 | 『鴨東通信』93 |
| 47 | 戸塚 順子 2014年10月 共催展示『地図アラカルト 世界と地域』を開催して | 『アーカイブズ』54 |
| 48 | 兼子順・加藤かな子・前田芳江 2015年3月 埼玉新聞社撮影報道写真フィルムの整理と公開 | 『文書館紀要』28 |

文書館の30年 part3 (太田)

2008 (平成 20)	<ul style="list-style-type: none"> - 大正・昭和戦前期文書原本保全事業（総務部文書課執行委任事業）開始 - アーカイブズ実習受け入れ開始 - 「わくわくサタデーミュージアム」に代わり「子ども体験事業」開始、以後毎年開催 5.28 埼玉協との共催で「国際アーカイブズの日制定記念講演会」を開催（於春日部市教育センター）。以後毎年「国際アーカイブズの日記念公開講演会」として埼玉協総会にあわせて開催 6.24 埼玉県立文書館管理規則一部改正（教育委員会規則第23号） 11.5-14 県庁渡り廊下パネル展示「文書館資料が語る埼玉県の誕生とあゆみ」開催、以後毎年開催 11.14 「県庁オープンデー」に参加し「県民の日・もんじょ館でアーカイブズ」を開催、以後毎回参加 3.13 『埼玉県史料叢書6(下) 入間・熊谷県史料二』刊行 3.19 第91回文化審議会文化財分科会において埼玉県行政文書の重要文化財指定を文部科学大臣に答申 3.24 『諸家文書目録VII』(収蔵文書目録48) 刊行
2009 (平成 21)	<ul style="list-style-type: none"> - 緊急雇用創出基金による昭和戦後期原本保全事業（総務部文書課執行委任事業）開始、以後24年度まで実施 - 埼玉県行政文書の重要文化財指定にともなう記念事業として、特別展、記念講座、記念解説講座など年間を通して実施 4.28-5.10 東京国立博物館「特集陳列 平成二十一年新指定国宝・重要文化財」で「埼玉県行政文書」5点を展示 7.10 『官報』で埼玉県行政文書の重要文化財指定告示 8.4-6 第54回文化財講習会が「文化財としての行政文書の保存と公開」をテーマに開催（於県立歴史と民俗の博物館） 2.27 地図センターが日本国際地図学会（現・日本地図学会）の教育普及賞を受賞 3.12 『埼玉県史料叢書14 栗橋関所史料三 御関所日記書抜I』刊行 3.25 『新井(尙)家文書目録(1)』(収蔵文書目録49) 刊行
2010 (平成 22)	<ul style="list-style-type: none"> 4. 文書館保存庫施設検討委員会（教育局市町村支援部主管）設置、3月に報告書をまとめて終了 7. 公文書等の管理の在り方検討会議設置（総務部文書課主管）、新たな文書管理の在り方の検討を開始 3.25 『川田氏収集文書目録』(収蔵文書目録50) 刊行 3.30 『埼玉県史料叢書11 古代・中世新出重要史料一』刊行
2011 (平成 23)	<ul style="list-style-type: none"> - 緊急雇用創出基金による報道写真デジタル化事業開始、以後25年度まで実施 2. 1 電子公文書収集管理システムをASP/SaaSシステムによる収蔵資料検索システムに移行 3.12 「東日本大震災関係資料の収集について（依頼）」を各部局の全課所室に発出、震災資料の収集を開始 3.27 埼玉県立文書館管理規則一部改正（教育委員会規則第9号） 3.28 『新井(尙)家文書目録(2)』(収蔵文書目録51) 刊行 3.30 『埼玉県史料叢書15 栗橋関所史料四 御関所日記書抜II・御用留I』刊行
2012 (平成 24)	<ul style="list-style-type: none"> - 国立公文書館デジタルアーカイブの横断検索に参加 3.22 『埼玉県史料叢書16 栗橋関所史料五 御用留II・御関所日記』刊行 3.22 『戸谷家文書目録』(収蔵文書目録52) 刊行 3.29 「歴史的資料」の文書館への移管を廃する埼玉県文書管理規則等の改正 3.29 「歴史公文書」を新たに規定する埼玉県文書管理規程等の改正
2013 (平成 25)	<ul style="list-style-type: none"> - 埼玉県高等学校教育課程改善委員会地理歴史部会による「埼玉県立文書館史料を用いた授業モデル」の研究開始、2017年3月に報告書を刊行して終了 10.18 「文書館収蔵文書管理・取り扱いマニュアル」施行 1.4-2.23 埼玉県立文書館・外交史料館共催展示「地図アラカルト 世界と地域」開催 3.20 『諸井(三)家文書目録』(収蔵文書目録53) 刊行 3.24 『埼玉県史料叢書12 中世新出重要史料二』刊行
2014 (平成 26)	<ul style="list-style-type: none"> 4. 1 「歴史的資料」の文書館への移管を廃する埼玉県文書管理規則等施行 4. 1 「歴史公文書」を新たに規定する埼玉県文書管理規程等施行 3.13 『埼玉県史料叢書17 埼玉県布達集一』刊行 3.20 『諸家文書目録VIII』(収蔵文書目録54) 刊行
2015 (平成 27)	<ul style="list-style-type: none"> 2.26 『埼玉県史料叢書18 埼玉県布達集二』刊行 3.22 『飯塚家文書目録』(収蔵文書目録55) 刊行
2016 (平成 28)	<ul style="list-style-type: none"> 2.28 『埼玉県史料叢書19 埼玉県布達集三』刊行 3.22 『黒田(小)家・諸家文書目録IX』(収蔵文書目録56) 刊行 3.24 小室家文書7,622点が県指定文化財（有形文化財歴史資料）に指定（指定名称は「小室家資料」）
2017 (平成 29)	<ul style="list-style-type: none"> 6.1-10.31 大規模改修工事にともなう移転のため臨時休館 10.7-20 桶川駅前の商業施設内（OKEGAWA hon プラス）でパネル展示開催 11. 1 大規模改修工事開始、隣接するKSビルを仮事務所として暫定開館（2018年10月31日まで） 2.28 『埼玉県史料叢書20 埼玉県布達集四』刊行、当初計画の全20巻完結
2018 (平成 30)	<ul style="list-style-type: none"> 4. 県立博物館施設等経営総合調整会議に加わる 11. 1 仮事務所から復帰移転。資料搬入等のため臨時休館（2019年3月31日まで） 2.22 日本煉瓦製造株式会社文書756点が県指定文化財（有形文化財歴史資料）に指定 2.28 『埼玉県史料叢書22 小室家文書一 三代小室元長日記』刊行 3.15 埼玉県立文書館管理規則一部改正（教育委員会規則第2号）、あわせて第5条及び書式様式に関する「埼玉県立文書館管理規則の運用について」を新たに定める 3.22 『青木家文書目録』(収蔵文書目録57) 刊行
2019 (令和元)	<ul style="list-style-type: none"> 4. 2 リニューアルオープン 5.21 開館50周年＆リニューアル記念シンポジウム開催（於埼玉会館小ホール） 6.25 展示室オープン、4回連続での記念企画展開始 1. 4 貴重文書の閲覧を再開し、すべての機能が再開する 2.28 『埼玉県史料叢書21 埼玉新聞社撮影戦後報道写真 フィルムのなかの埼玉1947-1964』刊行 2.29 新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休館（5月18日まで） 3.24 『諸家文書目録X』(収蔵文書目録58) 刊行

年 表 3

平成 12 年度一令和元年度 [2000. 4-2020. 3]

年度	事 項
2000 (平成 12)	<ul style="list-style-type: none"> - 文書管理システム基本計画策定 (総務部 IT 企画室主管) - 彩の国緊急雇用基金による行政文書目録のデジタル化事業及び昭和戦中期文書原本保全事業 (文書課執行委任) 実施 12.26 「埼玉県情報公開条例」公布 12. ホームページ開設 3. 1 「古文書の寄贈及び寄託等受入要領」施行 3.15 『埼玉県史料叢書 5 埼玉県史料五』刊行 3.30 『西川家文書目録 (その 2)』(収蔵文書目録 40) 刊行
2001 (平成 13)	<ul style="list-style-type: none"> - 文書管理システム全体設計 (総務部 IT 企画室主管) - 彩の国緊急雇用基金による戦後写真資料整理事業実施 4. 1 「埼玉県情報公開条例」施行、「文書館資料の利用に関する基準」施行 4.17 埼玉県立文書館管理規則一部改正 (教育委員会規則第 24 号) 3.15 『埼玉県史料叢書 13(上) 栗橋関所史料一 御関所御用所記 I』刊行 3.20 『森泉家文書目録』(収蔵文書目録 41) 刊行
2002 (平成 14)	<ul style="list-style-type: none"> - 文書管理システム詳細設計・開発 (総務部 IT 企画室主管) - 埼玉県緊急雇用創出基金による戦後写真資料デジタル化事業及び文書館収蔵資料データベース化事業実施 10. 埼玉新聞社撮影戦後報道写真の公開開始。以後、整理の終了したものを毎年追加で公開 1. 7 埼玉県立文書館管理規則一部改正 (教育委員会規則第 1 号) 3.14 『埼玉県史料叢書 13(下) 栗橋関所史料二 御関所御用所記 II』刊行 3.18 足立家文書のうち栗橋関所日記及び関係資料 94 点が県指定文化財に指定される 3.20 『諸家文書目録 VI』(収蔵文書目録 42) 刊行 3.28 埼玉県立文書館管理規則一部改正 (教育委員会規則第 17 号)
2003 (平成 15)	<ul style="list-style-type: none"> - 県立博物館等再編整備推進委員会設置、検討を開始 - 文書管理システム運用開始 (総務部 IT 企画室主管) - 埼玉県緊急雇用創出基金による埼玉国体関連ネガフィルム等整理保存事業、文書館図書資料データベース化事業、埼玉全県航空写真デジタル化事業実施 - 「土曜おもしろ博物館」に代わり「わくわくサタデーミュージアム」開始、以後 19 年度まで実施 - 中学生の社会 (職場) 体験受入を開始 4. 1 課が廃止され、グループ制を導入する (庶務担当・地図センター担当・古文書担当・行政文書担当・史料編さん担当) 10.18-19 県立博物館等施設 7 館による児童生徒向け連携事業「わくわくフェスタ-博物館全員集合-」(於さいたまスーパーアリーナ展示ホール) に「はんこをつくろう」等で参加。総来場者数 4,071 人、文書館ブース来場者約 800 人。以後 2006 年まで毎年開催 3.15 『埼玉県史料叢書 10(上) 明治大正期知事事務引継書二』刊行 3.26 『小池氏収集文書・小林 (正) 家文書目録』(収蔵文書目録 43) 刊行 3. 「文書館改革のためのニュービジョン」作成
2004 (平成 16)	<ul style="list-style-type: none"> - 埼玉県緊急雇用創出基金による戦後報道写真整理・デジタル化事業実施 4. 1 事業計画に「学校連携」の項を新設 4. 1 図書資料検索システムを文書閲覧室で公開 4. 1 文書管理システム本格稼働 (総務部 IT 企画室主管) 8. 4 「教職員のための文書館利用体験講座」開始 8.26-27 「夏休み子ども地図教室」開始。以後開催時期を変えながら毎年度開催。 2. 県立博物館等再編整備推進委員会「県立博物館施設再編整備計画」策定 3.15 『銚子口区有文書・飯野家文書目録』(収蔵文書目録 44) 刊行 3.15 『埼玉県史料叢書 10(下) 明治大正期知事事務引継書三』刊行 3.18 埼玉県立文書館管理規則一部改正 (教育委員会規則第 9 号) - 教職員向けの利用ガイドを作成、県内全小中高等学校に配布するとともにホームページに掲載
2005 (平成 17)	<ul style="list-style-type: none"> - 電子公文書収集管理システム基本設計 3.15 『埼玉県史料叢書 7(上) 入間・熊谷県史料三』刊行 3.17 埼玉県行政文書 7,971 点が県指定文化財に指定される 3.24 『岸田氏収集文書目録』(収蔵文書目録 45) 刊行 3.31 駐在業者による電子複写コピーサービス終了
2006 (平成 18)	<ul style="list-style-type: none"> - 電子公文書収集管理システム詳細設計・開発・試験運用 4. 1 庶務担当を総務担当に改称する 4. 1 「文書館の収蔵文書の利用に関する要綱」「貴重文書の基準及びその取扱いに関する要領」「文書の複写及び掲載等に関する要領」施行 3.15 『埼玉県史料叢書 7(下) 入間・熊谷県史料四』刊行 3.26 『湯本家文書目録』(収蔵文書目録 46) 刊行 3.30 埼玉県立文書館管理規則一部改正 (教育委員会規則第 25 号)
2007 (平成 19)	<ul style="list-style-type: none"> - 文書資料保存活動ボランティア活動を開始 - 展示が常設展とコーナー展示を組み合わせた開催形式となる 4. 1 行政文書担当を公文書担当に改称する 4. 1 電子公文書収集管理システム (収蔵資料検索システム) 運用開始 3.14 『埼玉県史料叢書 6(上) 入間・熊谷県史料一』刊行 3.21 『坂本家文書・高橋(周)家文書目録』(収蔵文書目録 47) 刊行 3.21 埼玉県立文書館管理規則一部改正 (教育委員会規則第 7 号) 3.29 埼玉県立文書館編 『古地図を楽しむ』を埼玉新聞社より出版

会にあわせた講演会は国際アーカイブズの日記念として広く公開講演会となったほか、地域史料基礎研修会、実務研修会、視察研修会などの事業プログラムは基本的に継続している。第5次をもって9年度に終了していた専門研究委員会は19年度に第6次を再開し、29年度完了の第8次まで続いた。このほか、オリジナルの地域史料保存箱の会員頒布や災害時のための備蓄、被災地への提供を継続、また、16年には30周年、26年には40周年の記念事業を開催した。

一方、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(全史料協)は、その設立準備から運営の中心にあり、昭和58年度から平成6年度には会長・事務局を務め続けたが、7年度の委員会制移行後は、回り持ちの役員・事務局を随時担当した。この20年間では、大会企画委員会委員長・事務局(11-14)、関東部会会長・事務局(15-16、25-26)、編集・出版委員会委員長・事務局(17-18)、会長・事務局(27-28)を担っている。

9 大規模改修工事と50年目の再開館

「新館」と呼んでいた現館舎も築30年を過ぎ、各所で不具合を生じ、とくに保存庫の空調設備の不具合は資料保存機関として問題化し、29年から30年にかけての1年間、大規模改修工事を行った。この工事では、22年度の検討委員会で結論として出されていた、保存庫スペース確保のための改修も盛り込まれた。この間、大半の資料はワンビシアーカイブズ埼玉第3センター(寄居町)で保管された。工事前の通常開館は29年5月で終わり、6～10月は資料搬出のため臨時休館とした。職員は隣接する民間ビルに3室を借り、29年11月から30年10月の1年間を過ごした。この間は、閲覧資料を限定し、予約制で閲覧対応を行った。工事が完了した30年11月に館に戻ったが、翌31年3月までは館内整備及び資料の再搬入・再配架のため再び臨時休館となり、2年ぶりの再開館は4月2日であった。

奇しくもリニューアルオープンが開館50周年と重なったこともあり、記念事業として5月21日(火)に埼玉会館小ホールでシ

ンポジウムを開くとともに、6月25日に展示室をオープンさせ、連続する4本の記念企画展を開催した。翌令和2年1月4日には貴重文書類の閲覧も再開し、31か月ぶりの「グランド・オープン」となった。⇒文献64、65、67～69

おわりに

グランド・オープンからわずか2か月、新型コロナウイルス感染拡大防止のため2月29日に再び臨時休館に入った。この休館措置は5月18日でいったん終わったが、その後も限定的な運営を余儀なくされており、いまだ十全な体制には戻り得ていない。10年後の60周年は、この試練に打ち勝った報告から始まることになるのであろう。

また、現館舎で新たな収蔵スペースを生み出すことができたのは、今回の改修が最後ではないかと思う。今回の改修で生み出された余裕は約10年であり、既にその数年分を消化しようとしている。新館にせよ、分館にせよ、今度こそ新たな施設が必要となるであろう。一方で、歴史公文書の制度主管は文書課であり、文書館は紙媒体の一部の管理代行にすぎない。「ペーパーレス化」が進められている今後の歴史公文書管理の担い手は文書管理システムであり、そのシステムは情報管理課が、文書自体は各主務課が管理する。この体制のなかで「博物館」として文書館の「在り方」を検討している教育委員会において、どのように新たな施設とアーカイブズ体制を考えていくべきなのか。来たるべき60周年には、その新たな文書館と文書管理の体制も報告されることであろう。

「子供いろは教室」と変遷したが 25 年度が最後となった。一方、子ども体験教室は、はんこや巻物、和本などをつくる工作的要素もあって人気があり、現在に続いている。近年では大規模改修工事や新型コロナウイルスによる開催困難状況への対応もあり、学校への出前授業としての実施、あるいはキットの頒布なども行っている。とくに子ども地図教室のプログラムのひとつである「立体地図づくり」は、地理教材としての要素が高く、キットの制作に越谷総合技術高等学校の協力を得るなどの展開もみている。

もうひとつの「県民の日・もんじょ館でアーカイブズ」は、1 日がかかり、館を挙げてのイベントとして 20 年度に始まった。県庁オープンデーでは、文書館向いの県庁で各種のイベントが開催され、多くの子供たちや家族連れが訪れる。これに文書館も参加し、県庁から参加者を誘引して PR を図るものである。プログラムは、子ども体験教室で最も人気のあった「はんこづくり」で、この日は材料費も無料でサービスしている。もちろん、あわせて展示を案内するなどして事業や資料を紹介しており、「もんじょ館でアーカイブズ」という少し不思議な名称は、その辺りのニュアンスを表している。「視察対応にも使える展示を」というコンセプトで考えられた常設展は、このようなときに効果を発揮した。初年度の 20 年には 386 人の来場を得、その後も毎年用意したキットが「完売」になる実施状況である。なお、県民の日が土日曜にあたると県庁オープンデー自体が開催されないため、令和元年の開催が最後となっている。⇒文献 15～18、20、21、54、57

(4) 学校連携事業

長きにわたって職員の主力が小中学校の教員籍職員であったこともあり、社会科郷土学習の教材としての紹介やモデル指導案の作成など、学校との連携事業は開館以来の特色である。5 年度までは年 1 回刊行し学校に配布していた「資料案内」がそのための媒体であったが、ホームページ開設後は学校連携のページを設けて順次掲載指導案等を増やしているほか、単に紹介するだけでなく、職員が授業を行う、あるいは支援する「出前授

業」が事業化された。昭和 40 年代から続く小中学校からの長期研修教員の受入れも例年 1～3 人で継続している。このように小中学校との連携が主であった文書館であったが、25～27 年度には高校教育指導課との連携で県立高校の地理歴史教員の方々と収蔵資料を活用した教材研究を行った。⇒文献 7、14、17、41、56、61

また、大学等、とくにアーカイブズ教育との関係では、20 年からは博物館実習に加え、アーカイブズ実習の受入れを開始した。現在までの受入れは学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻のみにとどまっているが、実習を修了の必要条件としている課程を広く受け入れる要綱を設けている。当初は公文書担当で 10 日間の実習プログラムを設けて実施したが、その後は 7 日間は博物館実習と合同とし、3 日間を単独の受入れとしている。このほか、国立公文書館の専門職養成課程（現在はアーカイブズ研修Ⅲに改組）や国文学研究資料館のアーカイブズカレッジの一部講義をはじめ、随時大学のゼミ等を受け入れている。

(5) 二つのボランティア活動

文書館の事業運営にボランティアの方々がかかせない存在となったのも、この 20 年での大きな出来事である。19 年度に始まったのが、文書資料保存活動ボランティアで、古文書の裏打ちなどの修復に週一回のペースで取り組んでいただいている。練達のいる作業なので専門家の指導を受けて技を身につけ、長く続けてくださる方が多い。一方、翌 20 年度に始まった子供体験教室で活躍してくださるのが子供体験教室ボランティアである。ものづくり作業での適切なアドバイスや補助、野外観察での引率補助もいただいている。

文書館運営の促進はもとより、社会貢献への意欲ある県民の文化活動への参加の場を提供し、地域文化の向上を目的とするものである。

(6) 埼玉史協と全史料協の運営

埼玉県地域史料保存活用連絡協議会（埼玉史協）の会長及び事務局という役割による連携貢献は、この 20 年も変わることはない。総

ターンが18年度まで続いた。収蔵文書展は、行政文書や地図を主とするものも交替で企画開催されるようになった。

19年度からはスタイルを変え、常に全室を開き、3/4を常設展、1/4を企画テーマによるコーナー展示とした。コーナー展示は各担当が順に担い、年間を通じて4～5本が開催されるというスタイルが29年度の大規模改修工事とともに臨時休館まで続いた。ただ、この間にも埼玉県行政文書の県指定文化財や重要文化財指定の際には全室を使っての記念展を開催した。25年度には外務省外交史料館と連携し、同館の貴重な資料をお借りしての共催展「地図アラカルト 世界と地域」を開催、上田清司知事の観覧も得た。

全室を使っての企画展、というスタイルは令和元年度に「開館50周年&リニューアル記念」として久々に採られ、年間を通して4本の記念企画展が開催される予定であった。残念ながら4本目の展示は新型コロナウイルス感染拡大による臨時休館のため延期となったが、翌2年度に開催することができた。

なお、展示に伴う印刷物として、13年度までは12～16頁の解説リーフレット(図録)を外注で印刷し無料配布してきたが、14年以降4頁の簡易なものとなった。ただし、記念展等では特別に12頁程度のものを作成している。いずれにせよ、特定のテーマによる収蔵文書展は、そのテーマによって収蔵資料を調査した成果が展示され、展示資料目録という形でテーマごとの資料リストが作成されるわけで、レファレンスや案内のための「財産」として捉えている。

以上は1階展示室での事業であるが、4階の地図展示コーナーでは、「地図でみる彩の国さいたまの今昔」「ヘリコプターから見た埼玉」などのテーマも設け、通年で地図資料を紹介し、普及を図っている。また、20年には11月14日の県民の日にあわせ、県庁本庁舎と第2庁舎を結ぶ渡り廊下で写真パネルによる展示「文書館資料が語る埼玉県の誕生とあゆみ」(11/4～14)を開催した。以後県民の日近くの2週間程度を通例としてパネル展を開催している。このほか、館施設が

使えなくなった大規模改修工事などを機に、桶川駅前の商業施設などでのパネル展示も行い、ふだん文書館に馴染みのない人々へのPRも図っている。⇒文献16、47、52、63

(3) 講座・講習会の変遷と子供向け事業

アーカイブズ自体を伝えようとした「教職員利用体験講座」は19年度に、「文書館利用体験講座」は25年度に、それぞれ終了する一方、古文書解読の講座・講習会は名称やクラス分けを変えながら、定員を大幅に超える応募を得る人気で継続してきた。また、「歴史講座」が市町村との連携事業として21年度に始まるなど、かつてのラインアップに戻っている観もある一方、大きく異なるのが、児童・生徒を対象とした子供事業や学校連携事業の拡充であろう。

4年度に始まった「土曜おもしろ博物館」は、学校5日制の完全実施を契機として15年度に「わくわくサタデーミュージアム(わくサタ)」に改編された。連絡調整課の文化財保護課が音頭をとった県立博物館等施設全体の事業で、それまで無料が基本であった博物館等施設の普及事業で、参加者から費用(材料費)を徴収する端緒となり、文書館でも初めてレジスターが導入された。また、このわくサタでは、年に1回、10月の2日間、さいたまスーパーアリーナ展示ホールを会場に、参加全7館によるイベント「わくわくフェスター博物館全員集合」を15～18年度に4回開催した。毎回3,000～4,000人台の来場者を集め、県立博物館・文書館施設では異例の規模のイベントとなった。文書館ブースでは「はんこをつくらう」を開催するとともに写真パネル等で文書館をPRした。

わくサタは19年度が最後となり、20年度からは各館独自での事業となった。文書館では、16年度から地図センターの事業として始めていた「子ども地図教室」を組み込んだ「子ども体験教室」「子ども歴史教室」の3教室及び「県民の日・もんじょ館でアーカイブズ」を「子ども体験事業」として編成し、開催期日も土曜日から夏休み等に移行していった。

子ども歴史教室は「かな」を読むなどの「勉強」的な要素が最も強く、「寺子屋教室」

24年のクラウドによる新システム移行を経、数年を経過した時点で訪れた大規模改修工事、そして新型コロナウイルスの感染拡大では初めて事前予約制による閲覧対応を余儀なくされたが、それを可能としたのもこの検索システムの存在であった。現在では、県の組織をつなぐ「県庁 LAN」と館独自の「文書館 LAN」を介し、一般利用者は文書閲覧室 2 台、地図閲覧室 1 台のパソコンから、県職員は特別閲覧室の 1 台、また、文書館職員は一人一台支給されたパソコンで、それぞれクラウドサーバー上の検索システムを利用する環境となっている。

(3) 複写サービスの変化と制限

デジタル技術の普及が間接的に後押しして可能になり、もうひとつ閲覧室の風景を変えたのが複写サービスである。

従来の複写サービスは、委託業者による電子式複写、いわゆる「コピー」が基本であり、古文書も、今では重要文化財になっている戦前期行政文書も、整理複写室に常駐していた委託業者（社会福祉法人東京都板橋福祉工場）の派遣職員がコピー作業を行っていた。

電子式複写は資料保存上好ましくないが、図書館時代から 40 年近く続いてきたサービスを一律停止し、一般利用者に写真撮影を求めることには、なかなか踏み切れないでいた。それを変えたのが、デジタルカメラの一般への普及であった。17 年度をもって業者によるコピーサービスを廃し、古文書や一定年代以前の行政文書原本の複写は写真撮影に限定した。このため、目録コーナーのカードケースが撤去され、複数の撮影台をセットした撮影スペースが文書閲覧室に設けられた。

以降当初はカメラを貸し出し、撮影データをプリントアウトして提供するサービスを過渡的に用意したが、撮影機能を有するスマートフォンの急速な普及もあり、その必要がなくなるのに多くの時日は要しなかった。

撮影スペースにはコイン投入式のセルフコピー機も設置され、DVDのパソコン閲覧では、接続したプリンターからの出力枚数に対し課金した。このため、閲覧室にもレジスターが常設され、総務担当職員が朝夕現金の

出納にあたるのが日常風景となり、14 年度までは、ほぼ皆無であった現金収入の調定事務も、これ以降毎日の業務となった。なお、コピー機が設置されているのは、リース料との関係から文書閲覧室のみで、地図閲覧室からは人と資料が移動して複写を行っている。

8 普及事業・連携事業の推移

社会一般での認知度の低い文書館・公文書館等において、資料の収集から閲覧提供に至る基幹業務の一方で、展示や講座・講習会等による普及事業も欠かすことができないものであり、その業務バランスには苦慮するところがある。法的にも、公文書館法・公文書管理法いずれもが、利用とは閲覧である、と規定する一方で、管理法は展示その他の方法による積極的な提供をも求めている。

(1) 30 周年時の状況

展示室と講座室を有する現館舎への移転以来、普及事業は拡大の一途にあったといえる。やがてその見直しとして、館外から中世文書等を借用しての特別展は 3 年度で打ち切られ、10 年度には常設展が導入された。また、講座・講習会では、読み解かれた歴史を語る「歴史講座」が 5 年度で終わり、古文書解読の講座は「文書館講座」として再編され、より直接的に文書館や資料そのものを伝える「もんじょかん体験セミナー」が 9 年度から加わった。普及事業がほぼすべて古文書課の業務であった、すなわち古文書による歴史の事業であったものから、5 年度には「地図教室」も始まり、「近世史料講習会」は近代行政文書にも対象をひろげた「古文書解読講習会」に拡大改称された。また、学校 5 日制の導入等を受け、博物館施設と共に子供向け事業が始まったのもこの時期で、具体的には 4 年度の「土曜おもしろ博物館」からであった。30 周年は、そのような段階にあった。

(2) その後の展示開催形態の変遷

展示では常設展が定着し、パーティションで二分できる展示室は、半分は文書館の業務と資料を紹介する常設展「みる・よむ・しらべる」が年間を通して開かれ、もう半分ではテーマを設けての収蔵文書展が年 2 回開催される（それ以外の期間は閉室）という開催パ

ス削減の効果をすぐに発揮するものとなった。

なお、この事業での撮影のためには洋製本を解体する必要がある、従来は糊で固められた背部分を僅かながら裁断し、1枚1枚にばらし、撮影後には再び洋製本していた。これは保存の観点から望ましいとはいえないため、あわせてこのときに方法を改めた。すなわち、解体は外装カバーを外し、綴じ紐を抜き、洋製本時につけられた「枕」部分で裁断分割するまでとどめた。これで十分に資料はのどまで開き撮影は可能であった。また、再製本は既存の綴じ孔を生かし、中性紙のアーカイバルボードによる外装とした。従来の洋製本に比べると仮製本的な外観で、カバーとしての強度も劣るが、基本的に閲覧には出されず、保存箱に収納されるので大きな問題とはならない。むしろ、紐の着脱だけで解体できる利便性が、重要文化財指定に際して文化財保護法上の「現状変更」に対する一つの対処方法となり、指定後もこの解体及び再製本方法を継続している。

こうして明治期及び昭和戦中期は複写本という形で代替化が完了し、文書課執行委任による事業はいったん中断したが、20年度に残る大正期と昭和戦前期を対象として再開した。この再開に際しては複写本をやめ、マイクロフィルムからデジタル変換させ、それをDVDに格納したものを閲覧に提供することとし、閲覧用のパソコンとプリンターが閲覧室の風景を変えた。保存庫スペース問題にとっても有効なものであったが、21～24年度に再び緊急雇用事業基金で予算化された「昭和戦後期文書原本保全事業」では、紙質の悪い昭和20～30年代を対象として1,245簿冊、51万コマを超える量の代替化となったため、その効果は一層であった。

なお、後述するように古文書や地図類はマイクロフィルム撮影をやめ、直接デジタル化に移行したが、管理委任行政文書は文書課の意向により、現在も撮影後のフィルムからのデジタル変換の方法を維持している。

(2) 古文書と地図資料のデジタル化

重要古文書複本作製事業は、予算の組替えにより16年度でなくなったが、その後も文

書館管理運営費の「古文書収集・整理・保存事業」のなかで、少数ながら利用頻度の高い収蔵文書の代替化を継続し、令和2年度にはデジタル撮影に移行した。

地図資料のマイクロフィルムからデジタルへの移行は17年度と比較的早く、順次河川台帳図の代替化を進めている。なお、最後まで使われていた地図閲覧室のマイクロリーダーも大規模改修工事にもなって廃棄され、フィルムからの直接閲覧は完全に姿を消した。

7 整理・閲覧事業とデジタル技術

(1) 作成段階への導入と提供での限界

目録カードの作成から冊子目録の刊行という整理工程も大きく様変わりした。冊子目録が印刷刊行されたのちの目録カードは、行政文書は簿冊ごとの編綴順に、古文書は文書群ごとの年代順に、と刊行目録とは別の編成で配架することで、アナログ時代も複数の検索方法を提供していた。しかし電動で回転する大型のカードケースは17年度末に撤去され、休憩コーナーに設置され続けた木製のカードケースも利用する人がほとんどいなくなり、大規模改修工事を機に撤去された。

業務にパソコンが使われるようになると、管理委任行政文書は、その引継ぎのための目録もデジタルで作成されるようになり、古文書も目録カードを介することなく、直接パソコンのデータベースソフトや表計算ソフトに入力されるようになったが、利用者への提供はプリントアウトの閲覧室配架に限られていた。一方で来館しないでも各地で検索できるよう印刷刊行していた冊子目録は、唯一古文書を残し、行政文書は6年度、地図資料も11年度の刊行が最後となっていた。

(2) 検索システムの登場

この状況を打開してくれたのが、オンラインによる検索システムの開設であった。目録やカードで蓄積されてきた開館以来の膨大な目録情報が、緊急雇用対策の委託事業で一気にデジタルデータ化されていたという条件整備があったことから、19年4月に稼働したシステムにより、インターネットを介しての検索が可能となった。

となっている。⇒文献 24、30、53

5 保存に関する業務の変化

(1) 燻蒸と I P M

1 階消毒室に設けられた燻蒸機は、臭化メチルの使用禁止を受け、メチルプロマイド・エキボン兼用からヨウ化メチル用仕様に改造されたが、次第に業者による外部での委託燻蒸が主となり使用されなくなった。

とくに文書課等からの移管に際しては、県の文庫から燻蒸処理業者での外部燻蒸を経て搬入されるようにされた。行政文書の燻蒸は、青図や青焼きコピー溶剤との反応による異臭が早くから問題になっていたが、多種多様な新素材を含む現代の文書では化学反応による資料への影響が検証しきれずはならず、また人体への影響も懸念されるため、外部委託燻蒸は二酸化炭素燻蒸が主となっている。

一方館内設置の燻蒸機は、29 年度からの大規模改修工事の一環で、人体への影響が少なく薬剤を必要としない窒素燻蒸仕様に改修され、室名も消毒室から燻蒸室に改められた。なお、館内の全館燻蒸は 5 年度以来実施しておらず、今後の実施も想定されていない。

このような燻蒸方法の変化にともない、保存庫をはじめ館内各所には害虫トラップが置かれ、月末整理休館日の定期保存庫清掃など I P M による予防保存への注力が進んでいる。

(2) 資料装備の中性紙化

古文書の装備は長く一般的な酸性紙の封筒であり、段ボール箱であったものが、9 年度からの史料劣化防止緊急対策事業により、中性紙製の封筒及び保存箱に急速に入れ替えが進み、ほとんどが置き換わった。

行政文書は開館時に戦前期文書簿冊の洋製本を一気に行って以来、戦後文書も文書館への管理委任時に洋製本を施してきた。昭和 44 年度の実行システム導入後も、文書館へ収蔵される際に洋製本簿冊化されているという原形改変には注意を要する。

その後文書課での製本予算の縮小もあり、昭和 55 年度完結文書は簿冊にまとめたもの

の洋製本はされていない装備状態にあり、翌 56 年度完結文書からは簿冊化自体をやめた。個別フォルダーは個別フォルダーのまま受け入れ、フォルダーと文書に綴じ孔をあけ紐で固定する措置を施したうえで、市販のファイルボックスに数フォルダーを収納して配架するようになった。フォルダー、ボックス、いずれも酸性紙である。また、各主務課で市販のファイルなどで綴じていたものも原則その形態で収蔵している。「歴史的資料」も同様である。劣化の要因となるホチキスやゼロハンテープなどは除去作業を図っているが、十分とはいえない時期のものもある。

これらの簿冊あるいはフォルダーで、中性紙の保存箱に収納できているものは、重要文化財指定の戦前期文書、戦後の紙質の悪い時期のもの、及び歴史的資料の一部にとどまっており、大半はそのまま書架に配架されている。

6 資料の複製代替化事業とデジタル技術

この 20 年間のデジタル技術の進化・普及はめざましいものがあり、多くの業務場面で直接あるいは間接的に導入され、結果として文書館の業務や風景の様変わりを促しているが、最も直接的なものに資料の代替化の方法、媒体の変化がある。

開館以来、いずれの資料類も閲覧のための代替化は、マイクロフィルムで撮影→印画紙焼付け→製本した複写本（通称 CH 本）で提供、が基本であったが、撮影・焼付け・製本いずれも業者委託のため多額の予算を要すること、複写本が保存庫の狭隘化を倍加させること、が難点であった。

(1) 管理委任行政文書の原本保全事業

管理委任行政文書では、文書課予算の執行委任により「原本保全事業」の名称で複写本の作成を進めてきていたが、ほぼ原寸大に焼き付けていた複写本を 11 年度から縮小し、保存庫狭隘化への対応の第一歩を図った。これは同年に緊急雇用対策事業として突然事業化された「昭和戦中期文書原本保全事業」でも採用した。同事業は紙質の悪い昭和 16～20 年の文書を対象として 1,148 冊の複写本を作成するものであったため、配架スペー

事業のうち、館外資料の複写収集は、予算の減少もあり15年度を最後に行われていない。

このように文書館が直接に収集保存するのではなく、市町村等との連携で散逸を防いでいくためには、第一に所在の確認とその把握の継続が不可欠である。これに対し、県史や市町村史編さん事業による調査からも時日が経過してきていることを鑑み、11年度からは文書調査員のうち地区調査員を市町村の実務担当者に依頼し、昭和53年に刊行した『埼玉県古文書所在確認調査目録』をもとに、その後の所在異動の調査を開始した。郡を単位として順次調査を進め、一巡し県域全体の状況把握を終えた。その後、27年度からは広域調査員のみ活動となっており、文書調査員は寄贈資料の評価や文書館の事業評価も依頼する存在となっている。

(2) 戦後報道写真の整理と公開

この間の特筆すべき寄贈資料に、埼玉新聞社撮影の戦後報道写真フィルムがある。昭和22年から59年までの約53万コマにも及ぶもので、12～16年度に5回にわけて寄贈された。膨大であり、かつ文書とは異なる材質・性質のため、整理方法や人員・予算面で課題も多かったが、13～16及び23～25年度の7年間にわたって予算措置され、整理とデジタル化が完了した。公開も14年度から順次進められ、刊行物やwebサイト、展覧会等で多く活用されている。⇒文献4、48

(3) 文書群一括の文化財指定

埼玉県行政文書以前にも、古文書では中世文書を主に県指定文化財に指定されるものはあったが、数点から数十点規模のものであり、それらは貴重文書保存庫に別置され、通常の閲覧は複写本で行うのが原則であった。

それが近年では文化財指定の考え方にも群としての一括性が尊重されるようになり、小室家文書(指定名称は「小室家資料」)7,622点が29年3月に、また日本煉瓦製造株式会社文書756点(深谷市からの寄託文書で、深谷市自らで管理しているものを合わせた総指定点数は1,459点、指定名称は「旧日本煉瓦製造株式会社関係資料」)が31年2月に、それぞれ「歴史資料」として県の有形文化財に指定された。これだけの点数の資料群とな

ると必ずしも全点の写真複製は進んでおらず、従来の貴重文書保存庫に収納することも困難であった。29年からの大規模改修工事では、これら一括の文化財指定文書を想定しての貴重文書保存庫2を新設し、重要文化財行政文書とともに前述2文書群を収納する対応をとった。その出納には古文書担当職員があたり、閲覧席を特定するなど、とくに保存面での注意を払っている。

4 史料編さんと地図センター

(1) 県史編さん資料の公開

旧県史編さん室が収集した複製資料の公開は、原資料所蔵者からの許可が必要であるため移管後もすぐには進まなかったが、16年度には写真複写本8,436冊の閲覧利用を開始した。

(2) 埼玉県史料叢書の計画継続

県史編さん室時代に立てられた刊行計画は、全20巻を20年で刊行するというものであった。途中予算の削減等もあり、1巻を上下2冊に分冊し2年度にわたって刊行するなどもあったため年数は延びたものの、29年度で計画の20巻を完結した。しかし、編さん刊行を必要とする史料は未だ多く、永続的な編さん事業が必要とされ、10年間で10巻の刊行、という当面の編さん刊行計画が新たに立てられた。この計画に基づき30年度も、従来どおりの予算と人員が認められ、第22巻を刊行することができた。翌令和元年度には、初の現代史料となる昭和20・30年代の報道写真をとりあげ、叢書としても異色の第21巻が刊行された。

(3) 地図センターの表彰と画像配信

4年度に新設された地図センターも活動を積み重ね、22年にはその活動が評価され、日本国際地図学会から教育普及賞を受賞するに至った。

また、その資料的特性もあり、19年度の検索システム導入に際し、いち早くネット上での資料画像の閲覧を可能としたのは地図センターの埼玉全県航空写真であった。同センターで最も特徴的な資料である河川台帳図がそれに続いたが、大型図であるため分割撮影とならざるを得ないのが閲覧上の難点

同委員会は報告書を作成して1年で活動を終え、構成員の多くが重なる前述の在り方検討会議に引き継がれた。前記方策のうち①②の実現は結果的に29～30年度の大規模改修工事まで待つことになり、すぐに手の付けられたのは③で、保存庫7内の文書課第3文庫が徐々に縮小された。一方で文書量を減少させる方策として、前述26年度の制度改正にあわせ、管理委任文書の保存継続見直し制度が導入された。管理委任された文書は保存価値の見直しをかけることなく保存され続けてきたものを、完結後30年目に、法務的価値・業務的価値を各主務課が、歴史的価値を文書館が評価し、いずれの価値も認められなかった文書は廃棄するというものであり、毎年一定数の廃棄を見ている。

なお、現在も在り方検討会議は存続し、新制度による毎年度の運用状況の検証や情報交換機能を担っている。

(8)「歴史的資料」の成果

上述のように26年度の改正で新規作成文書に対しては、有期限文書からの評価選別による移管制度(「歴史的資料」)は廃止された。同制度では、文書課文庫に引き継がれた限りの文書には確実な評価選別作用が効いたが、各主務課で個別に廃棄される文書は、文書館に連絡が入らなければ、それまでであった。とくに県内各地に分散する地方機関の有期限保存文書は文書課に引き継がれることなく廃棄される制度であるため、ルーティンでの文書館移管は全くない状況であった。限定された選別母体からの、それ相応の選別基準による収集であったといえる。これに対し、新制度は作成時からのレコードスケジュールで歴史公文書が指定されるため、初めて全組織・全事業の全文書を選別母体となしえた、と制度的にはいえるものとなった。

上述のような限界をもつ「歴史的資料」ではあったが、特別な契機には多期間にわたる文書を一括大量に収集することを可能とした。この20年では、①土木部と住宅都市部の合併、②地方機関の廃止及び移転、③県庁舎の耐震化工事などでの大量収集があった。

また、23年の東日本大震災に際しては、埼玉県でも直接の被災があったほか、その後

の計画停電や放射能汚染、双葉町からの避難受入など、東北地方とは異なる形での影響を長期にわたって受け続けた。このため、震災関係資料といっても、各主務課で受け取り方に差異が生じることを懸念し、収集後に選別をかければいいとの考え方を取り、とにかく少しでも関わるものは移管してほしいとの呼びかけをかけて収集にあたった。

とはいえ、すぐに廃棄移管できるものは限られ、各主務課で一定期間保管後に廃棄になることが想定されたので、1年後の3月に県の各部局全課所室に収集の依頼文書を発出、以後毎年度、震災関係資料の所蔵調査をかけ、不要になったものは文書館へ、と声をかけ続けた。もちろん、文書課文庫でのルーティンの評価選別においては、例年では廃棄しているフォルダーでも震災関係資料のあるものは収集する、とするように特別の選別基準をかけた。

10年が経過して収集も落ち着いてきており、「取りあえず何でも収集」したものに選別をかけ、震災関係資料としての識別性をもった整理をする段階にきたといえる。⇒文献49

なお、廃棄決定文書から文書館が評価選別して受け入れる「歴史的資料」の制度は、25年度以前に作成・収受した文書には生き続けているので、今後も古い文書のまとまった廃棄やいまだ各主務課にある震災関係資料などに有効に働き続けることになる。

3 古文書の保存提供

(1) 収集と所在確認調査、文書調査員

市町村における保存体制の進展もあり、現地保存の基本を市町村におき、そこでの保存が困難なケースや一市町村の範囲に収まらない資料群を収集の基本としている。このため、散逸回避のため収集に奔走した昭和40～50年代との比較では、その収集点数は大幅に減少している。

種別的にみても、特定の現地性が薄い収集(コレクション)文書や近代の団体・個人文書が増えている傾向がある。また、相続等を機に長年の寄託文書が寄贈される例も多くなっている。このほか、重要古文書複本作製

ケージソフトであるインフォコム社のインフォリブをカスタマイズしたものである。24年度には国立公文書館との横断検索にも参加した。⇒文献 26、43

一方、県のシステムは26年度に大きな更新を行い、総務事務センターを中心とした前年度の検討作業には文書館も参加し、システム内で各主務課から文書館に移管された文書は、システム内で保存を継続するように改められた。

(6) 戦前期文書の重要文化財指定

文書館のシステムが稼働した翌20年には、文化庁文化財部美術学芸課歴史資料部門から重要文化財指定を視野に入れた戦前期行政文書調査の打診が入った。同文書群7,971点はすでに18年3月に県の指定文化財となっていたが、国の重要文化財管理は、現状変更や所在場所変更など、様々な制約とより厳格な管理が求められるものでもあり、館内での意見も分かれた。結果として前向きな姿勢で調査を受け入れ、文化財保護法と情報公開条例の両立可能性、そのための文化庁側での許容条件等の協議が急ピッチで進められた。翌21年3月の文化審議会文化財分科会で指定の答申が出され、7月の官報告示により正式の指定となった。指定対象11,259点は現状の物理的分冊数による計上で、具体的には県の指定であったものに、社寺堂庵明細帳及び昭和22年6月までの埼玉県報を加えたものである。⇒文献 23、28

(7) 22年度の2つの検討委員会と制度改正

重要文化財指定をPRの糧とすべく、記念普及事業に明け暮れた21年度が終わると、22年度は2つの検討委員会に明け暮れる年となった。文書課が中心となった「公文書等の管理の在り方検討会議」と、文書館が中心となった「文書館保存庫施設検討委員会」である。

前者は翌年に施行を控えた公文書管理法第34条が規定する、法の趣旨にのっとった公文書管理の在り方を検討する全庁的な組織であった。総務部副部長をトップに、各行政委員会や警察本部、公営企業管理者の文書主管課、情報公開を所管する県政情報センター、文書管理システムを所管する総務事務

センター、そして文書館とその連絡調整課である生涯学習文化財課で構成された。

その検討の結果、条例ではなく、まずは規則・規定の改正での対応をはかることとなった。基本スタンスは、歴史公文書も第1種文書として永久保存するという現行制度を維持した対応である。具体的には、文書管理規程に「歴史公文書（歴史資料として重要な文書等をいう。）は、第一種の種別に区分し、保存するものとする。」の一条を加え、一方で文書管理規則から歴史的資料の移管条項を削除するものである。この改正は24年度末になされ、1年の周知・準備期間を経て26年度当初から、それ以降に作成・取得された文書を対象に施行された。

その歴史公文書は、文書作成時に指定され、文書管理システムの書誌情報に登録される「レコードスケジュール」の方法を採っている。もちろん、その後の修正も可能であり、保存期間満了時には文書館にも意見が求められるが権限はない、という関与の仕方となった。これにより教育機関が担うアーカイブズ体制から、文書管理制度により県全体で担うアーカイブズ体制に移行したことになる。ただ、実際の歴史公文書自体の管理は、電子媒体の場合は文書管理システムの中で各主務課が行い続け、一方管理委任された紙媒体文書は文書館が担い、県民利用には情報公開制度で応えるという方法は変わっていない。⇒文献 44

この管理委任制度の物理的な限界に対応するために組織されたのが後者の検討委員会である。こちらは文書館が事務局となり、各部局の関係課を構成員として4月に組織したもので、1年間にわたり文書館の保存庫収容能力の拡充対策を協議した。これは、この時点で保存庫収容能力の91%をすでに使用していたためであり、とくに管理委任文書の毎年の増加見込みからは、25年度で限界となるという推計であった。現敷地に増築の余地はないため館舎内での対応を基本に検討し、①保存庫11の新設、②既存固定書架の集密書架化による保存量増加、③保存庫を利用して文書課文庫の縮小、という方策が計画された。

なり「時の経過」措置は廃止された。これにより非公開箇所は格段に増えた一方で、12年度頃から事前袋掛けの措置がなされなくなった。結果として閲覧できるのは全部公開のフォルダー・簿冊に限定されることになり、社会教育施設の文書館にとっては、管理委任制度のメリットは大幅に減退した。

(3) 電子媒体公文書の導入

さらに並行して進んでいたのが、文書の電子化であった。PC等で作成されても最終的な原本はプリントアウトの紙であった状況に対し、文書管理システムを導入し、起案決裁等の処理や保存文書の台帳管理、そして文書本体も電子媒体を原本として保存できるようにするものである。12年の基本計画に続き、翌13年の全体設計から文書館も参加した。これは「歴史的資料として重要な文書は文書館に移管することができる」という文書管理規則の規定を、電子文書でも実現できるようシステムを設計する必要があったからである。

このシステムは、15年に部分運用を開始、16年に本稼働した。文書館との関係からは、結果として、電子媒体の第1種文書は管理委任しないとされた。完結後2年目での文書課への引継ぎも行われず、各主務課での管理が続くことになる。システムで各主務課がそのまま管理でき、文書課そして文書館に移管する必要がないという考え方であり、これは現在も変わっていない。一方で、廃棄決定文書からの収集のためには、システム内での各主務課から文書館への移管、さらに文書館によるシステムからのダウンロード、この一連の操作が必要であり、実装された。これは、文書管理規則が規定するところ、すなわち移管までは文書管理の範疇であるからである。逆にいえば、その先は文書管理ではなく、教育機関として用意する必要があった。

(4) 文書館でのシステム導入

その用意のリミットを文書館は、16年度完結の3年保存文書が廃棄を迎える19年度末と考えた。準備は15年度に始まり、結果として19年4月に稼働したのが「電子公文書収集管理システム」である。サーバーを4階IT管理室に置き、館内を「文書館LAN」

と名付けたネットワークでつなぎ、利用者はインターネットを介してアクセスできるものとなった。

このシステムにはもうひとつ、「収蔵資料検索システム」という別称があった。サーバーに保存された電子文書は、システムでの検索結果に紐づけられて公開される仕組みであったが、この検索の対象に古文書や地図なども含めることで、結果として利用者にとっては全収蔵資料の検索システムとなったからである。検索の結果、電子画像の登載されているものは画像も閲覧できる、という関係になる。

(5) 両システムのその後

こうして稼働した両システムであったが、文書原本の電子化自体は大きな成果を挙げたとは言いがたい。まず県の文書管理システムでは、收受・起案処理及び決裁処理はシステムで行うことが原則とされ、システムでの管理が進んだ。一方で文書本体はプリントアウトして供覧されるのが一般的なスタイルとして残った。そのため、「書誌情報」(メタデータ)と「決裁情報」が電子媒体でサーバー内に、文書本体は紙媒体で事務室や書庫に、というような状況が生じることにもなった。これは歴史的資料として永久保存する文書館にとっては、より管理に負担の生じる様態であった。

ただ、さらに結果としてみれば、重要な文書ほど紙媒体で作成された。文書本体も含め「オールデジタル」で作成される文書は軽易なルーティンのものに限られがちで、歴史的資料として保存すべきものは、ほとんどなかったといえる状況であった。よって、システム上で移管を求めるのは、紙媒体の本体で選別した文書の「書誌情報」と「決裁情報」のみとなり、それも紙媒体の閲覧時に添付される「送付票」で基本情報は押さえることができた。

23年度、文書館側のシステムは更新の時期を迎えたが、上記のような状況、サーバー等の管理の負担、予算などの問題から電子公文書収集管理という機能を落とし、「画像閲覧も可能な検索システム」に特化することとした。結果は、ASP/SaaSシステムによるパッ

7年度に史料編さん課が設置されて以降、15年度に県全体でグループ制が導入されたことで課が担当に替わり、18年度の庶務担当から総務担当、19年度の行政文書担当から公文書担当への名称変更はあったものの、基本的な組織編成は変わっていない。

管理的職員では、グループ制への移行後、単独または複数の担当を統括するグループリーダー（GL）が導入され、総務担当を担当部長（一般行政職）、古文書担当と史料編さん担当を学芸主幹、そして公文書担当と地図センター担当を司書主幹あるいは担当部長が統括するようになっている。正職員数はこの期間を通じて21名ないし20名を維持している。その後、県全体での総務担当職員削減の一環により定数は24年度に1名の減員となった。また、非常勤嘱託職員は当初の7名から5名に減じた。

② 史料編さん・地図センター担当の変遷

変化の大きかったのが史料編さん課（担当）である。文書館4階を使用していた旧県史編さん室の後継であるが、執務室は3階の文書館事務室とは別に4階でそのままであり、同課単独に副館長が置かれるなど「分室」的な感が続いた。13年度に3階の事務室向いのスペースに移り、さらに15年度に事務室も統合され、ようやく全担当がひとつの執務室に顔を揃えた。共通分掌への参画も他担当と同一となり、一人の副館長が全担当を一元的に統括する体制となった。

同様に「センター」として独立機動的な観があり、副館長直属の組織図となっていた地図センター担当も行政文書担当と同一のGL指揮下に入り、協業・一体感を強めている。

2 行政文書（公文書）の保存提供

この間、古文書及び地図の収集方法（寄贈・寄託）には大きな変化がない一方、関連法の整備や説明責任の浸透、文書の電子化進展など、その環境を大きく変化させたのが行政文書（公文書）であった。社会一般で使用されていない「行政文書」の用語を開館以来一貫して使用してきたが、情報公開法や重要文化財指定名称で「行政文書」の呼称が使用されるようになったこの時期に「公文書」を併用

するようになった。このこと自体もこの20年を特徴づける変化であり、19年の担当名改称は象徴的でもある。

（1）地方自治法の改正と文書の「返戻」

当館の主たる保存行政文書は、11年以上保存の第1種文書、いわゆる永年保存文書であり、現用のまま収蔵される。このため、自治制度の変革は直接的に影響する。この20年間の大きな変動は、12年度の地方分権一括法による地方自治法等の改正に始まった。国の機関委任事務制度が廃止され、事務区分の再構成が行われた。これにより県から国に移管される事務も発生し、それに伴い現用である管理委任文書の移管も求められ、少なからぬ数の文書の管理委任が解かれ、文書課に返戻された。この後も中核市となった市への権限移譲により自治事務が移管されるに際しては、同様の事態が発生している。

（2）情報公開条例の全面改正

この時期は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法 11年公布）の施行も控えていた。県では昭和58年度施行の「埼玉県行政情報公開条例」を全面改正する準備を進め、12年12月に新たな「埼玉県情報公開条例」を公布、情報公開法と同じ13年4月に施行した。

現文書館舎の新築開館と同日に施行された旧条例では、現用である管理委任文書もすべてその対象とした。しかし、非公開個人情報情報は「プライバシー型」であり、かつ「時の経過」の考え方も導入されるという、文書館における閲覧利用を視野に入れた設計であった。非公開とされた情報も期間の経過により該当しなくなったときには公開しなければならないとし、その標準の原則期間を10年ないし50年と定めていた（埼玉県行政情報公開実施要綱12条）。その後の公文書管理法に相当する制度設計であったともいえる。さらに文書課が管理委任に際して公開判定を行い、公開を控えるべき箇所を袋掛けする措置を施したうえで文書館に引き渡すことにより、閲覧という方法での公開を実現させてきた。

これに対し、全面改正された新条例は、基本的に国の情報公開法に準拠したものとなった。すなわち、個人情報は「識別型」と

文書館の 30 年 part3 その後の 20 年 / 2000 ~ 2019

太田 富康

平成 11 (1999) 年度、当館は開館 30 周年を迎えたが、記念誌を用意する余裕はなく、本誌 13 号及び 14 号において「文書館の 30 年」と題して 30 年の活動を記録する特集を組んだ。令和元 (2019) 年度の 50 周年も同様の事情であったため、今回も本誌前号で記念事業のうちのパネルディスカッションを記録化し、本号では前回特集以降の 20 年の活動を記録することとした。それが本稿で、前回との連続性を意識して「part3」と題した。part1 (13 号)、part2 (14 号) の担当者 3 名のうち、たまたま筆者のみが今回も在籍していたことから、個人での執筆・編集とした。そのため、個人としての認識や評価が表れている部分もあることを承知いただきたい。

構成も前回はなるべく踏襲し、その後の 20 年を対象とした。通史的な記述は、前回は「文書館沿革資料」として資料原文を掲載したが、今回は紙幅の余裕もないため、前回でいえば「解説」にあたる叙述のみとした。また後半には「年表」「紹介文献」「統計資料」を前回に続く形で掲載したが、ここでも紙幅の関係から年表中の全国欄を割愛するなど、縮小した部分がある。

なお、文中での年度等の表記は、20 年間のほとんどが平成であるため、これを略して「〇年度」などとした。また、既刊の報告等がある事業等については「⇒文献〇」と、15 ~ 16 頁の「紹介文献」を示したので、より詳しくはそれらを参照いただきたい。

1 組織全体の動向

県における位置づけは、教育委員会に属する教育機関（社会教育施設）として変わっていない。設置根拠となる「埼玉県立文書館条例」の改正はこの間においてなく、教育局の連絡調整課は、文化財保護課から 17 年に生涯学習文化財課、30 年に文化資源課と変遷したが、一貫して文化財保護行政の主管課で、博物館施設とともに担われてきている。

(1) 文書館のアーカイブズとしての確認

このためもあり、教育局内でも博物館と混同されがちであった文書館だが、16 年度に策定され 18 年度に実施に移された博物館施設の再編整備計画において、文書館は文書館（アーカイブズ）であり博物館（ミュージアム）ではないという位置づけが明確にされた。それゆえ文書館は「博物館再編」からは外れ、再編後に設けられた博物館総合調整会議のメンバーともならず、文書館を含める際には「博物館等」として区別されている。

なお、30 年度に博物館総合調整機能の権限が歴史と民俗の博物館長から教育局市町村支援部副部長に移るに伴い、「県立博物館等経営総合調整会議」に改組され、「等」として文書館もメンバーに加わった。と、当時副館長であった筆者は認識していたし参加

もしていたが、本稿執筆のため令和 3 年 3 月に公表された『県立博物館施設再編整備計画令和 2 年度 検証報告書』（文化資源課編集発行）を見たところ、「文書館とさいたま文学館は、再編整備計画当時、県立博物館施設の対象となっていなかったが、平成 30 年度から県立博物館施設に加わった」との記載があった。日本で 4 番目の文書館といわれ、文書館運動をリードしてきた当館の、50 年目での帰結、教育委員会の評価・認識は「博物館」であった。

(2) 文書管理体制のなかでのスタンス

情報公開法の施行に始まり、公文書管理法の施行を見たこの 20 年、アーカイブズと公文書管理の一貫性が強まるなか、管理委任という形で県の永年保存現用文書の保存管理及び閲覧提供にあたってきた文書館は、全庁的な文書管理体制と連携を図り、参画する機会を増やした。具体的には、情報公開条例の全面改正、電子文書管理制度（文書管理システム）の導入、公文書管理法への対応などにおいてであり、教育機関でありながら、22 年に組織された「公文書等の管理の在り方検討会議」の主要メンバーであり続けている。

(3) 館内組織体制と職員

① 全体の組織体制と職員数

執筆者

大橋 毅 顕	古文書担当
木暮 咲 樹	古文書担当
若松 良 一	前地図センター担当
佐藤 美 弥	前史料編さん担当
関口 真規子	前古文書担当
沖山 愛 海	史料編さん担当
木村 遼 之	公文書担当
太田 富 康	史料編さん担当



令和四年三月 十六日 印刷
令和四年三月二十五日 刊行

文書館紀要 第三十五号

編集 発行
埼玉県立文書館

さいたま市浦和区高砂四・三・十八

TEL ○四八・八六五・〇一一二

FAX ○四八・八三九・〇五三九

印刷 有限会社マックスアーリー

熊谷市柿沼八四一・五
